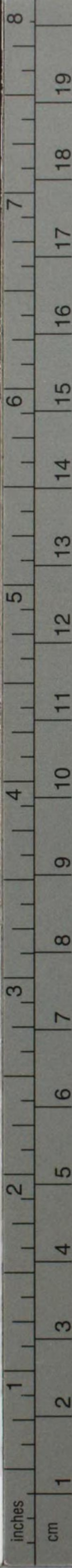


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

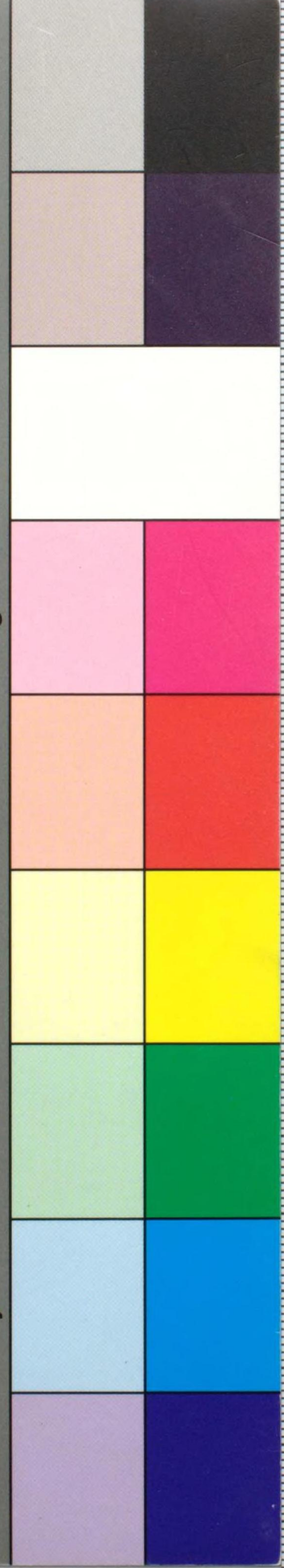
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

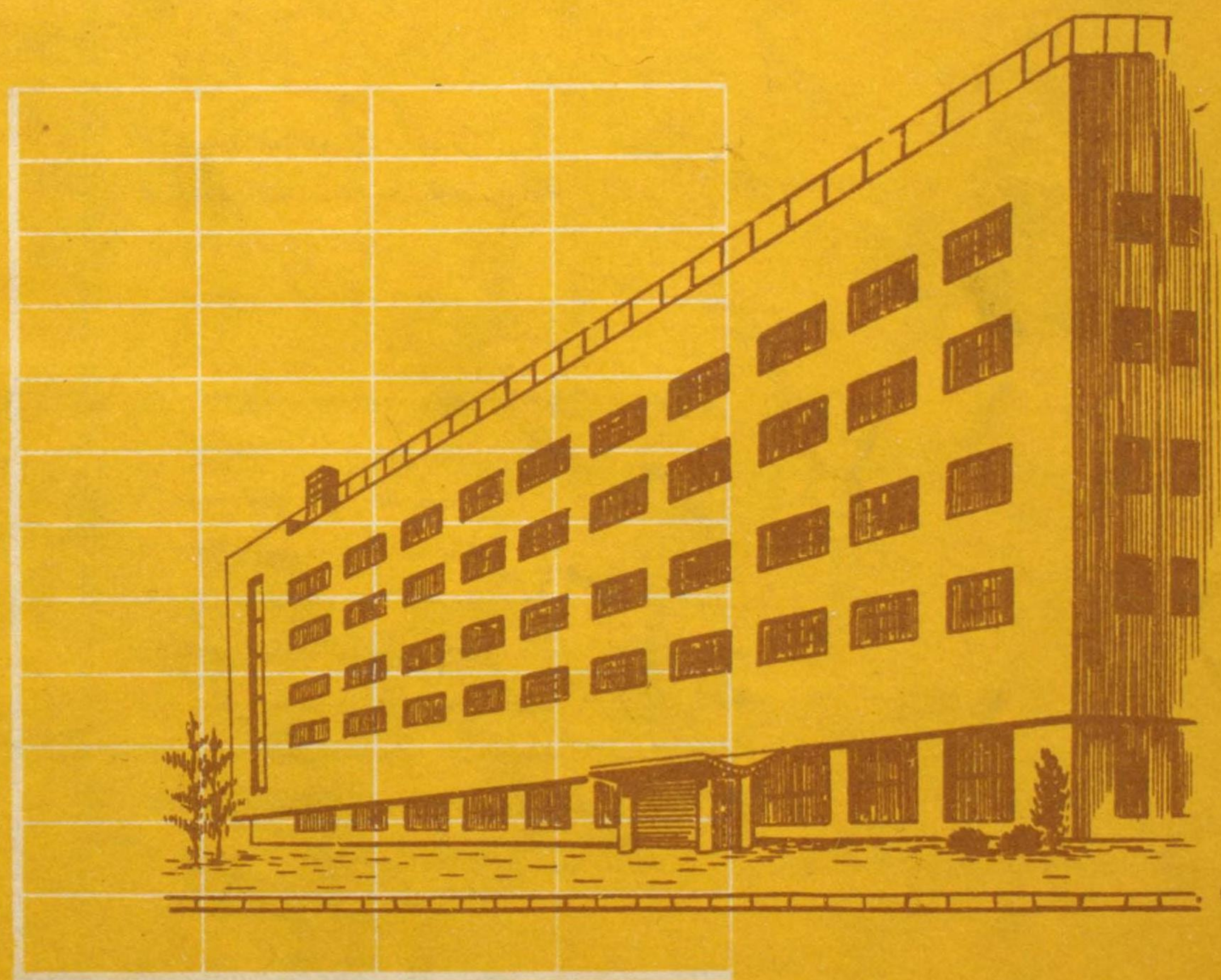
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black





# 専売事業の概要



1 9 5 4





K 7662

## 目 次

### 第1章 専売制度

- 第1節 概 説…………… 1
- 第2節 専売事業の沿革…………… 2

### 第2章 日本専売公社

- 第1節 日本専売公社の設立…………… 6
- 第2節 公社の性格と組織…………… 7
- 第3節 利益金及び納付金…………… 11

### 第3章 たばこ事業

- 第1節 たばこ専売制度の沿革…………… 14
- 第2節 葉たばこの生産…………… 15
- 第3節 たばこの製造…………… 24
- 第4節 製造たばこの販売…………… 29
- 第5節 輸 出 入…………… 33
- 第6節 製造たばこ用巻紙…………… 36

### 第4章 塩 事 業

- 第1節 塩専売制度の沿革…………… 39
- 第2節 製 造…………… 39
- 第3節 収 納…………… 43
- 第4節 塩 の 輸 入…………… 44
- 第5節 塩 の 販 売…………… 48
- 第6節 にがり専売事業…………… 53

### 第5章 しょうろ事業

- 第1節 しょうろ専売制度の沿革…………… 55
- 第2節 生 産…………… 55
- 第3節 販 売、輸 出…………… 59

### 第6章 専売取締

- 第1節 たばこ専売取締…………… 63



348,4N68813



# 第1章 専売制度

## 第1節 概 説

専売事業は、国が一般統治権に基いて特定の財貨の生産、購入及び販売の一部又は全部を禁止して、独占する事業で、これを行う権能を専売権という。その運営形態にはいろいろあり、わが国のように公共企業体に運営させる場合もある。

専売事業の目的は、主として財政収入を得る点にあるが、この外に、国民経済上、保健衛生上、国防上等からも行われる。

専売納付金は専売事業から国庫に納付される金額でその大部分は、その財貨に課徴される消費税的意味のものであり、したがって租税収入のような性格を持つている。

専売制度を分類すると次表のようになる。

専売制度の分類

区 分	種 類	目 的	品 目
目的によるもの	財政専売	国内消費税的財政収入 輸出税的財政収入 輸入税的財政収入	たばこ、マツチ等 紅蔘、キニーネ等 塩等
	公益専売	生産確保、配給統制 保健衛生 秩序維持	塩、アルコール等 阿片、麻薬等 火薬等
作用によるもの	生産専売	原料専売 製品専売	
	販売専売	卸売専売 小売専売	
独占の範囲によるもの	完全専売		
	一部専売		

第2節 塩専売取締の概要.....63

## 第7章 会 計

第1節 会計制度の概要.....66

第2節 昭和28年度決算の概要.....66

第3節 公社における統計会計機運営の現況.....67

## 第8章 管 理

第1節 労 務 管 理.....70

第2節 人 事 管 理.....74

第3節 厚 生 関 係.....76

第4節 事 務 管 理.....79

## 附 属 表

第1表 日本専売公社機構図

第2表 主要事務所工場等所在地一覧表.....83

第3表 専売納付金と財政.....85

第4表 葉たばこ耕作面積、耕作人員.....86

第5表 葉たばこ収納高.....87

第6表 品種別たばこ製造高.....88

第7表 たばこ小売人員.....89

第8表 品種別製造たばこ売渡高.....90

第9表 たばこ一人当年間消費量.....92

第10表 葉たばこ輸出入高.....93

第11表 たばこ用巻紙の需給.....94

第12表 塩 の 生 産.....95

第13表 塩 の 需 給.....96

第14表 塩 輸 移 入 高.....98

第15表 しよう脳の需給.....100

第16表 しよう脳売渡高.....101

第17表 しよう脳関係品輸出高.....102

第18表 たばこ専売法違反人員数.....103

第19表 昭和28年度日本専売公社貸借対照表.....104

第20表 昭和28年度総括損益計算書.....105



専売制度は、各国とも古くから採用しており、特に第一次大戦後、欧州では、財政難打開の一策として専売を始めた国が多いが、米国及び英国は伝統的に行っていない。現在たばこ専売制度を行つているのは、わが国の外に

アイスランド	イタリヤ	イラク
イラン	エクアドル	エチオピア
オーストリア	韓国	シリア
スウェーデン	スペイン	タイ
台湾	チエツコ	トルコ
ハンガリア	スロヴァキア	ブルガリア
ポーランド	フランス	レバノン
	モロッコ	

以上22カ国である。

## 第2節 専売事業の沿革

明治以前における専売制度としては、

仙台藩	米、塩
会津藩	朝鮮にんじん、ろう、塩
加賀藩	塩
岡山藩	塩
伊予吉田藩	紙
大津藩	紙
土佐藩	しょう腦
薩摩藩	砂糖、茶種子、ごま、薬物、朱粉、ろう、しょう腦

等であり、これらの多くは自藩の特産品を藩の専売下において大阪、江戸両市場における独占価格を形成しようとしたもので、輸出税的財政収入を主眼としたが、中には、会津藩のようにその供給を全く他藩に仰ぐ財貨（塩）の輸入権を藩の独占として、輸入税的財政収入をあげたものもある。

明治以後における専売制度を大別すると次のようになる。

### 1. 専売以前（たばこ税則時代）

明治8年10月「煙草税則」制定

明治9年1月「煙草税則」施行

### 2. 個別専売時代

たばこ：

明治29年3月「葉煙草専売法」公布

明治31年1月「同法」施行

明治37年3月「煙草専売法」公布

明治37年7月「同法」施行

昭和24年5月「たばこ専売法」公布

昭和24年6月「同法」施行

塩：

明治38年1月「塩専売法」公布

明治38年6月「同法」施行

昭和24年5月「塩専売法」公布

昭和24年6月「同法」施行

しょう腦：

明治28年「台湾領有による樟腦製造業取締規則」施行

明治29年3月「樟腦税則」施行

明治32年6月「台湾樟腦及び樟腦油専売規則（律令）」公布

明治32年8月「同規則」施行

明治36年6月「粗製樟腦、樟腦油専売法」公布

明治36年10月「同法」施行

昭和24年5月「しょう腦専売法」公布

昭和24年6月「同法」施行

附属専売制度：

昭和12年3月「アルコール専売法」公布

昭和12年4月「同法」施行



- 昭和17年4月 アルコール専売を商工省へ移管
- 昭和19年4月 にかり専売実施（塩専売法一部改正）
- 昭和29年11月 にかり専売を廃止（塩専売法一部改正）
- 昭和19年4月 煙草用巻紙専売実施（煙草専売法一部改正）
- 昭和29年11月 輸出用巻紙の許可制実施（たばこ専売法一部改正）

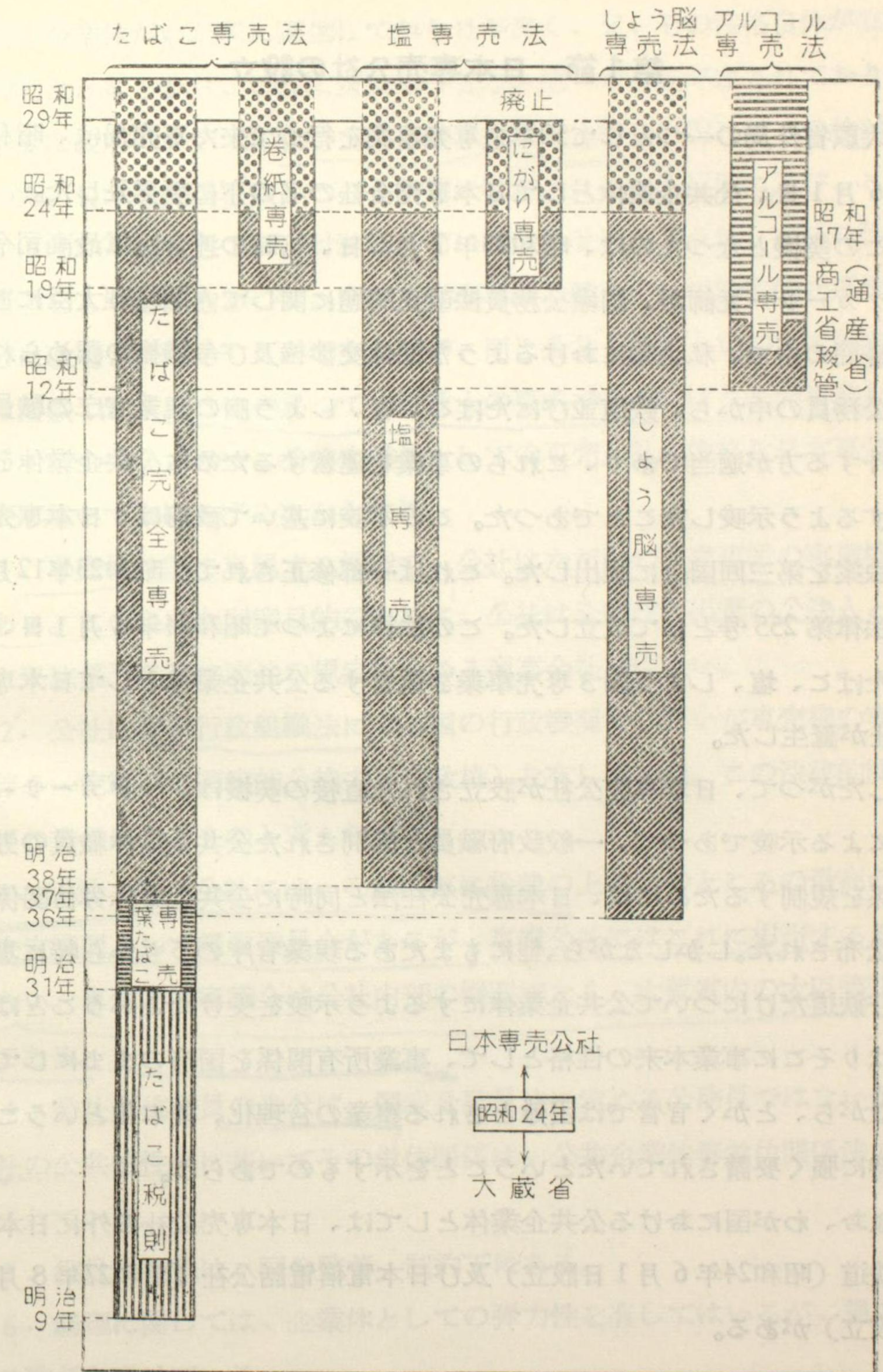
### 3. 統合専売時代

個別専売時代には、たばこ、塩及びしょう腦の専売は、それぞれ取扱官署が異り独立して実施されていたが、専売はその性質上、税務行政とは異なる点もあり、種々なる不便をもたらしたのでこの三専売を統一して明治40年9月新たに専売局官制を制定すると共に、たばこ専売局官制、塩務局官制及びしょう腦事務局官制を廃止し、中央官署として三専売を統一管掌する専売局を、また地方官署として収納所22カ所、製造所28カ所、販売所19カ所を設けて税務行政とは別個に独立の専売行政を行うこととなつた。

その後明治42年収納所と販売所は合併して専売支局となり、大正2年には製造所を廃止して専売支局に合併し、更に、大正10年には、専売支局を地方専売局に改める等幾多の改変が行われてきた。

昭和24年6月1日、公共企業体としての日本専売公社が設立され、専売事業を運営することとなつた。

### わが国専売業の沿革





## 第2章 日本専売公社

### 第1節 日本専売公社の設立

大蔵省外局の一つとして50年来専売事業を行つて来た専売局は、昭和24年6月1日、公共企業体として日本専売公社の名の下に新発足した。

この契機となつたのは、昭和23年7月22日、当時の連合国軍最高司令官マツカーサー元師が、国家公務員法改正問題に関して内閣総理大臣にあてた書簡の中で、私企業におけるような団体交渉権及び争議権の認められない公務員の中から、鉄道並びにたばこ、塩、しよう腦の現業官庁の職員は除外する方が適当であり、これらの事業を運営するために公共企業体を組織するよう示唆したことであつた。この示唆に基いて政府は、日本専売公社法案を第三回国会に提出した。これは一部修正されて、昭和23年12月20日法律第255号として成立した。この法律によつて昭和24年6月1日、国のたばこ、塩、しよう腦3専売事業を運営する公共企業体として日本専売公社が誕生した。

したがつて、日本専売公社が設立された直接の契機は、マツカーサー書簡による示唆であつて、一般政府職員と区別された公共企業体職員の労働関係を規制するためには、日本専売公社法と同時に公共企業体労働関係法が公布された。しかしながら、他にもまだある現業官庁のうちから特に専売及び鉄道だけについて公共企業体にするよう示唆を受けたということは、やはりそこに事業本来の性格として、事業所有関係を国有のままにしておくながら、とかく官営では困難とされる事業の合理化、能率化ということが特に強く要請されていたということを示すものであらう。

なお、わが国における公共企業体としては、日本専売公社の外に日本国有鉄道（昭和24年6月1日設立）及び日本電信電話公社（昭和27年8月1日設立）がある。

### 第2節 公社の性格と組織

公共企業体がわが国に誕生してから日が浅く、又、その性格自体が官民折衷的なところから、これに対して今日なお種々の批判がなされており、今年度は政府においても臨時公共企業体合理化審議会を設けてこの検討を行つた。日本専売公社法もこの6年間に改正されること17回に及び、この中には昭和28年8月1日の財務会計面における改正のように、公社の性格に関連をもつものもあつて、今後も専売事業の健全にして能率的な運営のために改善されていくことであろうが、同じ公共企業体といつても専売公社は国鉄、電々とはやや異つて、財政上の要求であるたばこ専売事業を主として行つているので、公共企業体としての専売公社の性格を日本専売公社法に基いて次にあげることとする。

1. 専売権は国に専属する権能で、公社はただ国の専売事業の実施機関である。このような国家目的のために、公社は全額政府出資の公法人とされ、民法第35条又は商法の規定に定める商事会社ではない。
2. 公社は国家行政組織法による国の行政機関ではないが専売権の実施に伴う一定範囲の国家的公権力（行政権）を有している。この法律的关系は国の委任によるものと考えられる。
3. 国鉄、電々公社には、その内部に総裁の上に立つところの最高の意思決定機関として経営委員会があるが、専売公社にはこれに相当するものはない。専売事業審議会は公社内部の機関でなく、大蔵省内の大臣諮問機関である。
4. 公社の役職員の身分は、国家公務員法に定める公務員ではないが、公社の公共的性格に基いてその労働関係は、公共企業体等労働関係法で規制されている。
5. 役員の任免は、国の監督、制約下にある。
6. 経理に関しては、企業体としての弾力性を有してはいるが、強力な国の監督を受けている。



公社の組織は、設立当時においては旧専売局の機構に部分的な修正を加えたものにすぎなかつたが、その後の経験に基づいて内部監査組織の充実及び業務運営の合理化を図つて経営能率を増進するために種々の機構改革を行つた。現在の機構は第1表の通りである。

#### ○主要法令

日本専売公社法 (昭和23.12.20、法律第255号)

日本専売公社法施行法 (昭和24.5.14、法律第62号)

日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令  
(昭和24.5.28、政令第116号)

日本専売公社に対する大蔵省令等の準用に関する省令  
(昭和28.8.12、大蔵省令第64号)

たばこ専売法 (昭和24.5.28、法律第111号)

たばこ専売法施行規則 (昭和24.5.31、大蔵省令第41号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律  
(昭和27.4.28、法律第114号)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律  
(昭和23.7.2、法律第84号)

財政法第三条の特例に関する法律 (昭和23.4.14、法律第27号)

塩専売法 (昭和24.5.28、法律第112号)

塩専売法施行規則 (昭和24.5.31、大蔵省令第42号)

特別価格で売り渡すことのできる化学製品を指定する政令  
(昭和24.5.28、政令第117号)

塩蔵用として特別価格で塩を売り渡すことのできる漁獲物を指定する政令  
(昭和27.5.17、政令第152号)

製塩施設法 (昭和27.7.15、法律第228号)

製塩施設法施行規則 (昭和27.7.16、大蔵省令第83号)

製塩施設の目的外使用につき日本専売公社の許可を要しない場合を定

める政令 (昭和27.7.15、政令第271号)

製塩施設法第三条第三項に規定する額を定める政令

(昭和28.4.1、政令第65号)

塩業組合法 (昭和28.7.31、法律第107号)

塩業組合法施行規則 (昭和28.8.14、大蔵省令第66号)

しょう脳専売法 (昭和24.5.31、法律第113号)

しょう脳専売法施行規則 (昭和24.5.31、大蔵省令第43号)

専売事業審議会令 (昭和24.5.19、政令第97号)

日本専売公社会計令 (昭和25.10.27、政令第320号)

日本専売公社登記令 (昭和24.5.25、政令第111号)

公共企業体等労働関係法 (昭和23.12.20、法律第257号)

公共企業体等労働関係法施行令 (昭和24.5.31、政令第189号)

#### ○主要規程

日本専売公社業務方法書 (昭和24.6.1、総裁達第8号)

日本専売公社業務権限規程 (昭和24.12.1、総裁達第51号)

日本専売公社就業規則 (昭和24.6.1、総裁達第3号)

日本専売公社会計規程 (昭和25.3.28、総裁達第112号)

日本専売公社会計規程施行細則 (昭和25.9.30、総裁達第142号)

日本専売公社職制 (昭和27.3.14、総裁達第150号)

地方局の管轄区域の特例 (昭和27.3.28、総裁達第13号)

日本専売公社組織規程 (昭和27.3.15、総裁達第1号)

日本専売公社処務規程 (昭和27.5.22、総裁達第41号)

中小企業協同組合法の準用に関する日本専売公社の業務権限  
(昭和26.8.16、総裁達第60号)



事務所工場等一覧表

区分	事業	総数	事業別内訳		
			たばこ	塩	しょう脳
地方局		17			
支局		47			
出張所		473			
巻紙収納所		1			
本社直轄工場		8	6	2	
地方局} 所轄工場 本社直轄工場}		11	11		
葉たばこ再乾燥工場		20	20		
試験場		8	5	2	1
病院		2			
研究所		1			
機械製作所		1			

米英両国の公共企業体との比較

項目	アメリカ	イギリス	日本専売公社
設立	特別立法(大部分)州法(一部、但し、国会の承認を必要とする。)	特別立法	特別立法
行政機構上の地位	政府部内では行政機関として、部外に対しては民間会社と同様。	行政機関ではないが、政府に対して経営の責任を有している。	行政機関ではないが、国と同様に扱われることが多い。
役員	政府が任命する。一定の任期がある。但し、国会が解任権を有するものもある。	政府が任命する。一定の任期がある。	大蔵大臣が任命又は認可し、解任権を有する。但し、一定の任期がある。
職員	理事者が採用。公務員。但し、TVAの職員は除く。	非公務員。	総裁が採用。非公務員。
職員の労働関係	団結権あり。争議権なし。	団体交渉権あり。争議権は制約を受ける。紛争は法廷の裁定に服する。	団体交渉権あり。争議権なし。

給与	一般給与水準より低下してはならない。	給与条件に対する制限なし。	団体交渉による。但し、所要予算額は国会の承認が必要。
財政状況	非生産的公益事業は国家予算。生産的公益事業は独立採算制。	完全なる独立採算制。	国家予算制度下にある。
予算	全額政府出資のものは国会の承認をうける。一部出資のものは国会への提出不用。	国家予算に依存しない。	国会の承認が必要。予算の流用は原則的に自由。但し、指定経費は禁止。
起債	認められている。	認められている。	認められない。
利益金	原則的には国庫納付。但し、理事会の決定に基づいて減価償却費等を控除する等自主的な運営ができる。	国庫へ納付せず。	全額国庫納付。
価格の決定	企業自体で決定。	政府、国会とは別個の準司法的司法機関で決定。但し、政府で修正変更権を有する。	国会の議決。
監督	政府。	重要問題については政府。但し、経営管理等については監督はない。	政府。
監査	会計検査院(但し、商業的原則による検査。)	政府の任命した民間監査人。	会計検査院。

### 第3節 利益金及び納付金

専売事業の経営から生ずる純利益には間接税に相当する部分、独占事業による利潤及び事業固有の経営損益の三者を含んでいる。その大部分はたばこ事業から生ずる純利益で占められているため、たばこ専売をたばこに対する課税の一形式であると論ずる学者もある。公社はこの純利益から固定資産及び無形資産の増加額を控除した額を毎年度国庫に納付する。これを専売納付金という。納付金は税金に比較して確実に徴収できるため、国家多事の際にはその額が著るしく引き上げられる。



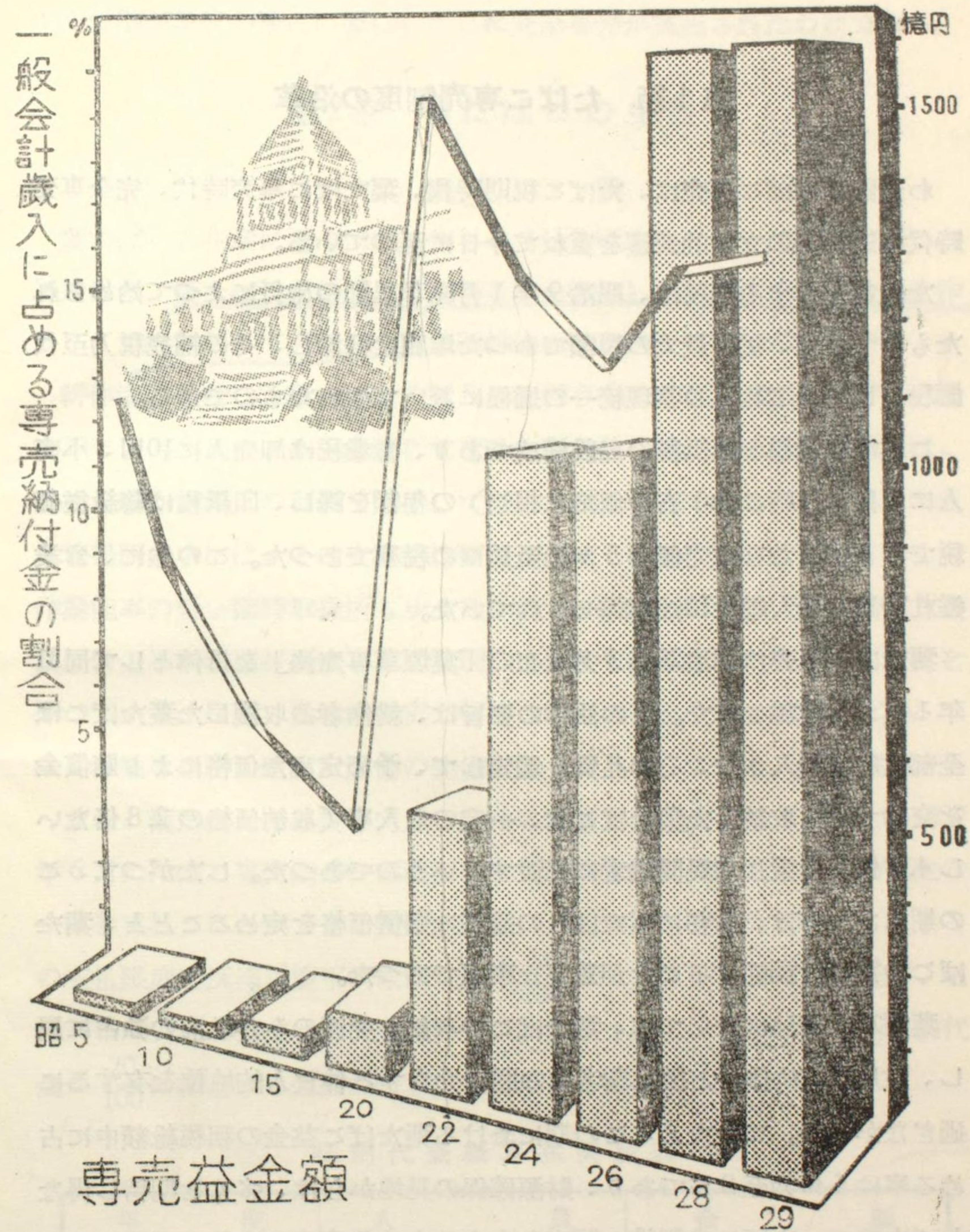
専売納付金が国の歳入中に占める割合は、明治、大正、昭和を通じて昭和21年度までは大体8%前後であつた。昭和5、6年には、浜口内閣の緊縮政策によつて歳入は減じたが納付金は大きく減少しなかつたので歳入との比率は12.4%となつた。その後、満州事変、太平洋戦争といわゆる軍国時代においては、国家財政の膨張と共に納付金も増大したが歳入中に占める納付金の比率は、6~8%であつた。戦後、納付金は急激に増加し、昭和23年度には実に1,000億円を突破し、比率もまた19.7%に飛躍した。この昭和23年度を最高として比率は次第に下降し、昭和25年度は15.8%、昭和26年度は13.3%、昭和27年度は12.4%、昭和28年度は15.5%昭和29年度は13%（見込）であつて健全財政と国家財政の重責を担つている。

（第3表参照）

昭和29年度から地方税としてたばこ消費税が新たに創設された。このたばこ消費税は地方財政確立に寄与する目的をもつて、昭和29年5月13日法律第95号地方税法の一部を改正する法律により定められ、同年4月1日にさかのぼつて実施せられたものであるが、その課税分は販売価格に加算せられるものではなく、小売人の営業所所在地の都道府県及び市町村が公社に対し、公社から小売人に売り渡した製造たばこについて小売定価の $\frac{5}{115}$ 及び $\frac{10}{115}$ をそれぞれ課税するもので、消費者及び小売人には何らの負担もかけられない。

昭和29年度におけるこのたばこ消費税の予定額は、都道府県分及び市町村分を合わせて276億円を予定されているが、上記の通りこれらは公社から直接都道府県及び市町村に納付せられるので、公社から国庫へ納付する専売納付金は、従来の制度によつた場合の納付金相当額より上記の金額を差引いた1,248億円となり28年度納付金よりも344億円減少の見込である。

### 専売益金の推移





### 第3章 たばこ事業

#### 第1節 たばこ専売制度の沿革

わが国のたばこ専売は、たばこ税則時代、葉たばこ専売時代、完全専売時代の三段階の立法的変遷を重ねて今日に至っている。

たばこに関する課税は、明治9年1月煙草税則の施行によつて始められたものであり、従来最大の税額であつた地租を軽減し、その補完税乃至代置税として、諸雑税の整理統一の過程において生れたものである。

これは營業税と印紙税の二段構成であり、營業税は卸売人に10円、小売人に5円（当時の米1石の価格に相当）の年額を課し、印紙税は等級従価税であり、おおむね売価の5%乃至10%の税率であつた。この他に、營業鑑札20銭、仕入鑑札10銭が課せられていた。

葉たばこ専売は明治29年3月公布の「葉煙草専売法」を母体として同31年1月より実施された。この法律の要旨は、耕作者の収穫した葉たばこは全部政府に納入させ、その品質を鑑定して、予め定めた価格により賠償金を交付する。収納した葉たばこは、一定の収入率（収納価格の2.8倍ないし4.8倍）を乗じて民間業者に売渡すというのであつた。したがつて、この期にあつては、当初に葉たばこの適正な賠償価格を定めることと、葉たばこの需給を調節することが重要な事項であつた。

葉煙草専売法においては、葉たばこの収納と売渡のみが政府の独占に属し、政府は、耕作者と製造業者との間に介在する仲買人的地位を有するに過ぎなかつた。このため、この期における葉たばこ益金の租税総額中に占める率は5%乃至8%であり、財源確保の見地からは、多くを期待し得なかつたので、たばこの製造、販売をも含めた完全専売の実施が要望されるに至つたのである。

政府は、明治37年3月、「煙草専売法案」を議会に提出し、苦干の修正

を加えて、同年4月、法律第14号をもつて、「煙草専売法」を公布、同年7月より実施した。この法律によりはじめてたばこの収納、製造及び販売の全段階が政府の独占に属し、ここに完全専売が実施されたわけである。

#### 第2節 葉たばこの生産

##### 1. 概 説

葉たばこの生産に当つては、毎年8月始め頃本社において製造たばこの製造計画、葉たばこの輸出入計画等を総合勘案して翌年度の生産計画を作成し、これに基づいて府県別の種別別耕作面積を決定して公示する。

耕作者の生産した葉たばこの買入れを行う公社の葉たばこ収納所は、昭和29年3月末現在、全国を通じて938カ所を数える。この収納取扱所は、公社と耕作者相互の利便を考慮して設けられたものであるが、これらの収納取扱所の中には、その支配耕作面積が少く、収納に適当な建物もなくして作業能率の低い臨時取扱所も少くないので、公社としては、このような事業経営上不利な取扱所は、極力整理して近接収納取扱所に統合する方針を採つている。反面、産地が堅実で相当な耕作面積を有する地域については、収納取扱所の建設と設備の完備を図るようになっている。（第4表参照）

なお、葉たばこの品質を向上し又は収穫量目を確保するために、昭和27年6月にたばこ専売法が一部改正されて、葉たばこの収納前に収納代金の一部を支払うことができる制度が開かれ、昭和27年度は大蔵省令によりその支払限度を反当年度平均収納代金の $\frac{15}{100}$ まで支払うことになつたが、昭和28年7月に、たばこ専売法施行規則が改正されて、反当年度平均収納代金の $\frac{20}{100}$ に相当する金額の概算払を行うことに改正された。

収納代金概算払実績表

年 度	人 員	金 額
昭 和 27 年	369千人	2,485,332千円
28 年	429千人	4,484,210千円



## 2. たばこの種類

### (1) 在来種

#### a. 秦野葉

東京地方局管内秦野地方に耕作されている。現在耕作されている秦野葉は本来の秦野葉と達磨葉との交配種であつて葉形は大きいが概して中支骨は細く葉肉も薄く縮緬皺がある。色沢は鮮麗で喫味が緩和であり、燃焼性がよく膨嵩性に富むなどの特徴があり他種との配合に適する。刻、口付の補充料として使用される。

#### b. 水府葉

水戸地方局管内太田地方が主産地で、色沢は帯黄褐色で光沢があり、質も緻密で特有の香気があり喫味も良好であるので、刻の香味料として使用される。

#### c. 桐カ作葉

水戸地方局管内岩井境出張所々属の利根川流域が主産地である。達磨葉系に属し、中支骨に沿い俗称青ゲン斑があり色沢は悪いが香気に乏しく、喫味が緩和なので刻、両切の下級品などの補充料として使用される。

#### d. 達磨葉

宇都宮、水戸地方局管内で主として生産される。葉形が大きく中支骨太く質が粗剛であるが、色沢が良好で喫味が緩和であり収量が多い。刻、口付、及び両切の下級品などの補充料として使用される。

#### e. 松川葉

主産地は郡山地方局管内である。葉肉薄く中支骨細く色沢鮮麗、喫味緩和で、他種ともよく調和し膨嵩性に富む特徴がある。両切の補充料として重用され、最近両切の売行増加に伴つて本種の需要は益々増加の趨勢にある。また輸出品としても将来有望である。

#### f. 東山葉、東根葉

両種は仙台地方局の産で、太平洋に面した地方に東山葉が、日本海に

面した地方に東根葉が耕作されている。松川葉と同じ系統であつて両種の特徴も用途も大体松川葉と同様である。ただ晩作になると本天葉が粘重性を帯び濃褐色となつて引火、喫味ともに不良となる。

#### g. 遠州葉

名古屋地方局管内浜松、磐田に生産される。一種の変異種であつて着葉数は45枚程度、反当収量も400疋を超え、他種に比べて飛び抜けた多産種である。生葉中にも樹脂はなく虫も喰わないなどの特徴がある。ただ中支骨が太く質が粗剛であるなどの欠点もあるが、悪癖がなく色沢良好、膨嵩性に富み喫味緩和であるので刻、両切の補充料として適する。

#### h. 備中葉、備後葉

備中葉は岡山地方局管内で、また備後葉は広島地方局管内で夫々山間部に耕作されている。両種類共松川葉と同系統に属し、特徴も用途も松川葉に近似しているが、松川葉よりも円味を帯び中支骨が太く一種の臭味がある。下位葉は葉肉薄く喫味緩和であるが、上位葉は葉肉もやや厚く色沢が濃褐色となり易い欠点がある。

#### i. 阿波葉

徳島、高松両地方局管内四国中部の山間地方に産出される。達磨葉系で葉形も大きく土葉中葉は葉肉も薄く色沢鮮麗で、葉質も弾力性があり喫味も緩和であるが、本天葉となると葉肉も厚く濃褐色を帯び一種の異臭がある。刻及び両切の下級品の補充料として使用される。

#### j. 国分葉、丸葉、垂水葉、出水葉、いぶすき葉

各種類共鹿児島地方局管内で耕作されている。従来は刻、口付の香味料として重要な種類であつたが、最近刻、口付の売行減少に伴い黄色種に転換し、極く僅かの面積を維持しているに過ぎない。種類によつて多少の相違はあるが葉肉が厚く黄赤褐色で光沢があり、大小の縮緬皺があり香気が高い。刻、及び口付の香味料として使用される。たゞいぶすき葉は他の種類に比し暗褐色で濃紫色のあるものが優良品とさ



れている。口付の香味料として必要な種類である。

k. 南部葉

仙台地方局管内大迫出張所で耕作されている。日本における在来種中唯一の火干をする種類である。色は帯緑褐色、脂気多く光沢がある。葉形濶大で葉肉厚く、外観は悪出来の観がある。乾、湿に対する抵抗力が強く昔は南部刻として、漁夫のたばことして利用されていた。現在は一部葉巻のラッパーとして使用され、残りは両切の下級品の補充料として使用されている。

(2) 黄色種

a. 東京、水戸、宇都宮、高崎、仙台、名古屋、金沢地方局産

名古屋地方局管内の一部の海岸地方産のものは瀬戸内海沿岸産のものに準ずるようなやや香味のあるものもあるが、大部分のものは葉形及び中支骨が大きく葉肉薄く色扱はやや淡く、内容成分の充実不十分で葉質脆く弾力に乏しく香味も少い。それで主として両切の緩和料、または補充料として使用される。

b. 大阪、徳島地方局産

大阪地方局管内瀬戸内海沿岸地方、及び、徳島地方局管内鳴門直轄及び富岡出張所産のものは香臭味もやや豊かで準香味料原料として使用されるが、その他の産は(a)と(c)の中間的性質があり専ら両切りの緩和料として使用される。

c. 岡山、広島、高松地方局産

日本における両切たばこの香味料である。葉形は小さく中支骨は細小にして葉肉充実し、色扱は鮮明な橙黄色で質緻密、内容分充実し、弾力に富み、香臭味豊かである。

d. 九州地方産

葉形及び中支骨がやや大きく葉肉薄く吸湿性が強い。未熟葉収穫の傾向もあつて内容成分の充実を欠くものがある。たゞ鹿児島地方局産は色扱も鮮黄色、臭味も良好で輸出用として好評を博している。同地方

産のものは専ら緩和料として使用される。

(3) バーレー種

仙台地方局管内の北部に耕作されている。収量も多く耕作は容易である。本圃で収穫時期になると白色を呈する。アメリカでは両切たばこの重要な原料であるが、日本では両切の下級品に補充料として使用される程度である。葉形長大で香料の吸収性がある。色扱はワラ色がよいが耕作法を誤ると粘重となつて喫味が辛烈である。

3. 耕作助成施設

耕作者は、公社が定めた方法によつて耕作を行い、収穫したすべての葉たばこを公社に納付する義務を負つており、一般農作物と異つたいろいろの拘束を受けているが、反面、次のような保護策が採られている。

(1) 指導奨励

全国に1,677人の耕作指導員を配置して常時、産地の巡回指導を行う外、苗木期、収穫乾燥期等には、短期指導員を配置して実地指導に万全を期している。また乾燥室を新、改築した耕作者には建設奨励金を、耕作成績優秀な耕作者及び団体には奨励金等を交付している。

(2) 耕作組合交付金

耕作者は、相互扶助を目的とする自主的な団体としておおむね市町村単位ごとにたばこ耕作組合を組織している。この単位組合数は、現在3,596である。更に、これらの単位組合は、公社の支所又は郡を単位に171の連合会を結成している。なお、この連合会の連合体として各府県に44の府県連合会があり、また、全国的な組織体として全国たばこ耕作組合中央会がある。

また、単位組合の下部組織として10数名を一団とする改良団約3万8千、婦人団約3万があつて耕作の改善、犯則防止等を目的として活動している。

これらの耕作組合は、組合本来の事業を行つてはいるが、公社は事業上必要な事項については指示することがあるので、公社の指示した事業に要した費用の一部又は全部を交付金として組合に交付し、組合の円滑な運営を



図つている。なお、昭和28年度の交付実績は54,556万円でこのほかに、西日本地区における数次の風水害のため被害を蒙つた耕作団体に対し、病虫害の防除その他善後措置を採らしめたため、これに要した経費の一部として2,073万円を特別交付した。

### (3) 災害補償

耕作者の耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが風害、水害、雹害、干害、病害その他の法定災害にかかり、その結果収納代金が平年よりも著しく減少したときは、公社はこれに対して一定の災害補償金を交付して、その損害の一部を補償することとなつている。昭和28年度は西日本地区の数次にわたる風水害や全国的に長雨の影響を受けたため病害等も発生した結果規定にもとずく補償金交付額は44,949万円に上つた。

## 4. 収納価格

収納価格は、毎年全国各産地について調査する葉たばこの生産費及び農業パリテイ指数を基礎とし、一般農産物価格との均衡を考慮して決定の上公示することになつている。

昭和29年産葉たばこの収納価格は、昭和28年産適用の公示価格を据置き、葉たばこ納付運搬費を別に支払うことにした。

昭和29年産葉たばこ収納価格 (1疋当)

種類	優等	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第一在来種	510	440	380	320	260	210	160	110	60
第二在来種	420	350	280	220	170	130	100	70	50
第三在来種	390	320	260	210	160	130	100	70	50
黄色種	560	480	420	360	290	230	170	120	60
バーレー種	290	240	180	130	100	70	50	—	—

(備考) 第一在来種：水府葉、丸葉、出水葉、垂水葉、国分葉、いぶすき葉  
 第二在来種：松川葉、東山葉、東根葉、備中葉、備後葉  
 第三在来種：達磨葉、秦野葉、桐カ作葉、遠州葉、南部葉、阿波葉

## 5. 葉たばこの保存及び再乾燥

### (1) 保存

収納した葉たばこについては黄色種は再乾燥を行つて樽詰とし、又在来

種及びバーレー種は一定の菰包として倉庫に一定の期間保存し、熟成を待つて使用する。保存に当つて問題になるのはカビと害虫の発生である。カビの発生防止については原料葉たばこを可及的に低水分に保つこと、貯蔵に当つても倉庫内の温湿度を考慮し、必要の都度積替を実施しこれが発生防止に努めている。また害虫の発生したもの及び発生の虞のある貯蔵葉たばこ材料品に対してはクロールピクリン又はメチプロン等によつて燻蒸をなし、更に除虫菊粉などの駆虫剤を倉庫内に撒布してこれを防止している。

### (2) 再乾燥

葉たばこの再乾燥の目的は、一旦無水に近い状態にまで乾燥して喫味に悪影響のある成分を発散させたり、害虫や発生物を殺滅し、更に適度の湿露調和を行つて葉たばこの水分を一定にして樽詰となし、熟成に好条件を与えると共に貯蔵運搬に便ならしめるにある。

最近黄色種の耕作面積の増加に伴つて再乾燥工場が新設され、28年度稼働した工場は18工場、29棟であつて特殊事情にある工場(下松、宮松第二、熊本、加世田、宮崎、都城、計9棟)を除き、他の工場は交替作業を行い総仕上数量は黄色種53,302千疋でこの外試験的にバーレー種8千疋の再乾燥を行つた。

## 6. 昭和29年度生産の状況

昭和29年度は、年次別葉たばこ増産計画の線に沿つて、その計画数量は国内生産高を123,342千疋とし、所要面積を70,535町歩と決定したが、これは昭和28年度に比し、実に6,795町歩の増反である。

この生産方針としては、黄色種の増産に重点を置き、なお在来種においては松川葉系統だけ増反を行うこととした。これは上級製品の売上げ増加に対応するためにとられたのである。なお、面積は適地適作主義で優良葉産地に重点的に配当を行うと共に産地の集団化により経済的な産地を育成するように努めたが、本年は飛躍的な増反であるため既成産地のみでは増加面積の消化が困難であるのでかなり新規産地が誕生し、特に砂丘地帯に相当の産地開拓がみられ、したがつてかなり新規耕作者が増加した。

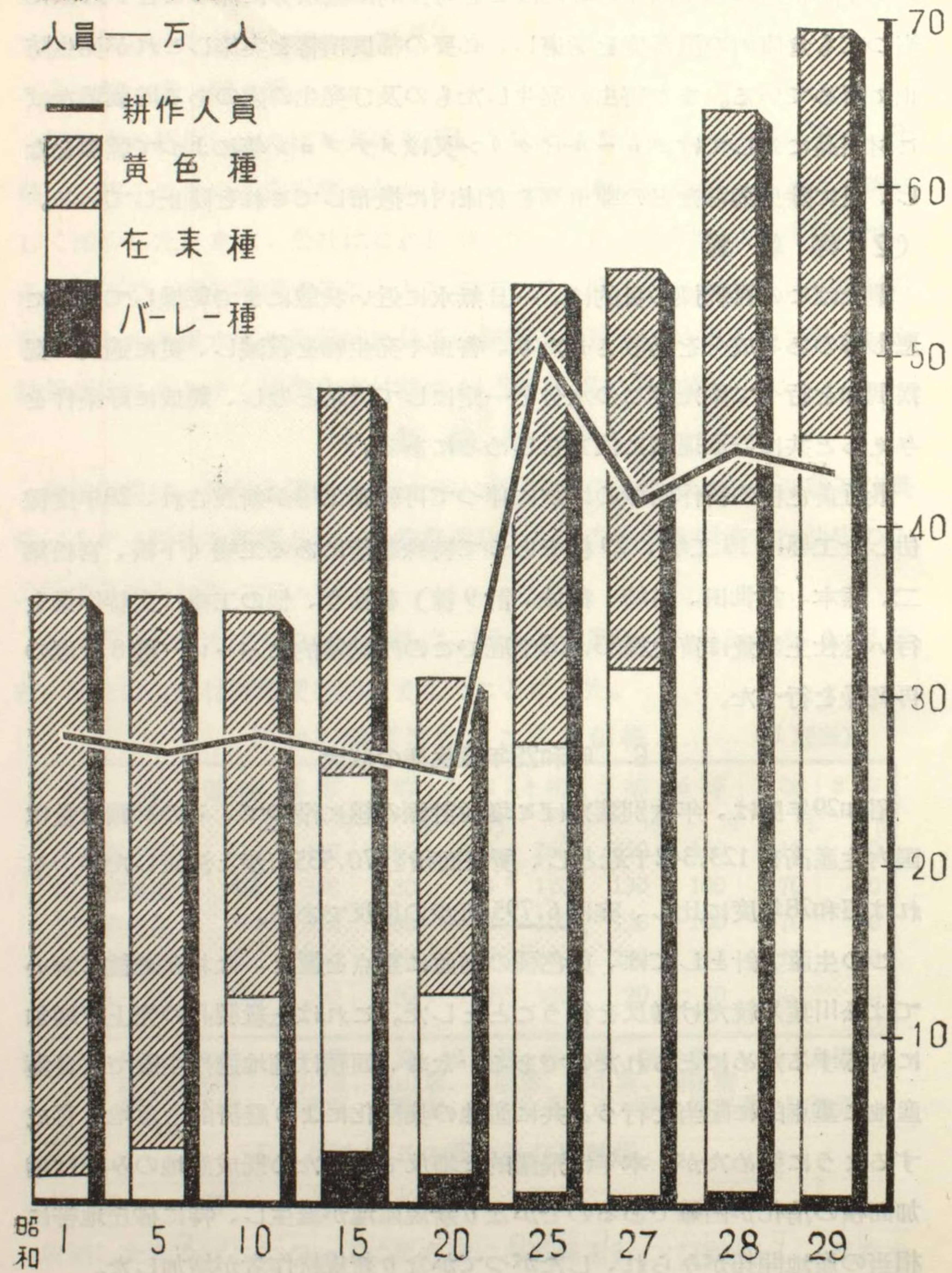


(第5表参照)

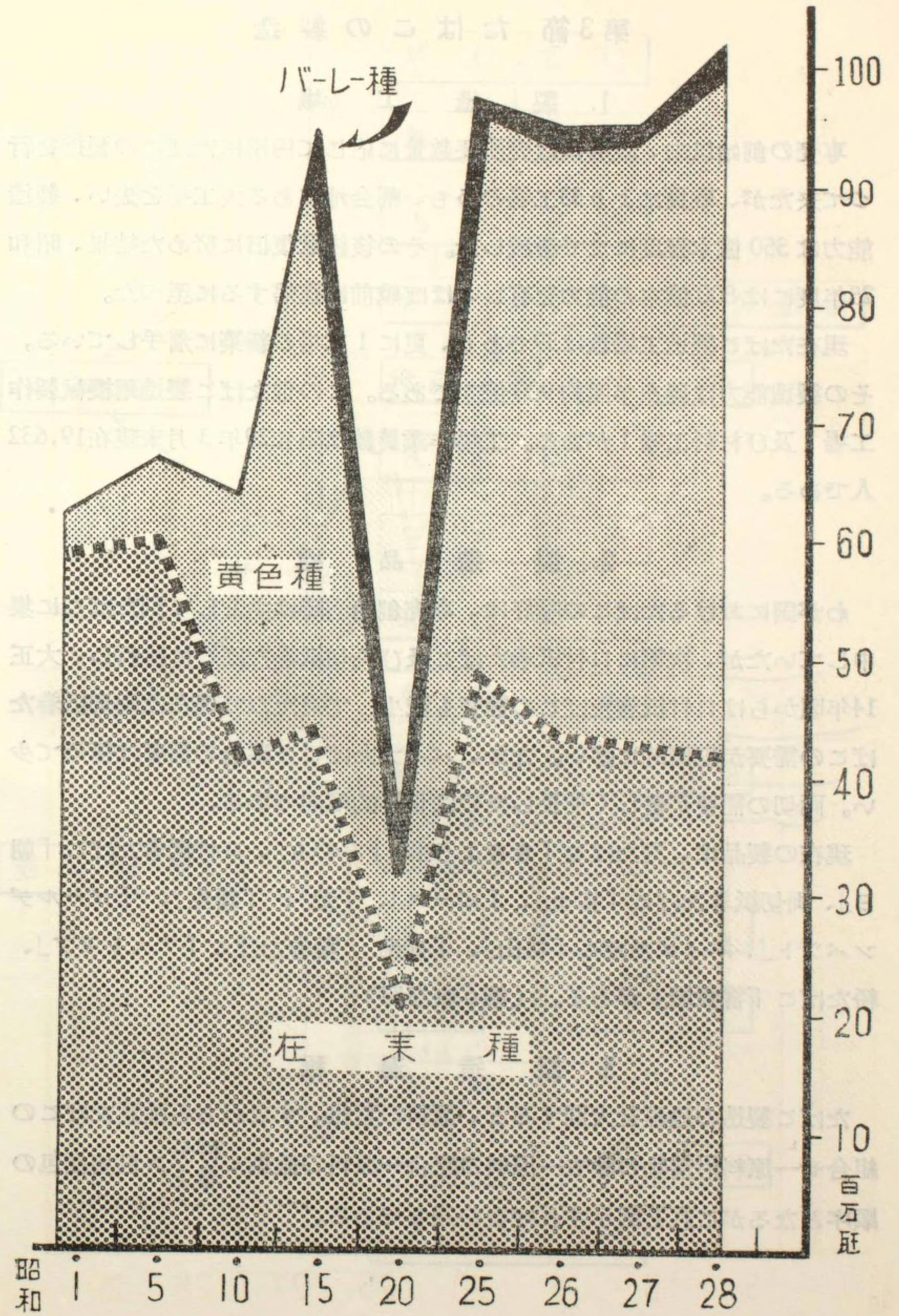
葉たばこ耕作面積及び耕作人員

面積 — 千町歩  
人員 — 万人

耕作人員  
黄色種  
在末種  
バーレー種



葉たばこ種類別収納高





### 第3節 たばこの製造

#### 1. 製造工場

専売の創始以来、政府は販売所要数量に応じて円滑にたばこの製造を行つて来たが、戦災により33工場のうち、都会地にある大工場を失い、製造能力は350億本程度にまで激減した。その後鋭意復旧に努めた結果、昭和25年度には800億本の能力を有し、ほぼ戦前に復帰するに至つた。

現在たばこ製造工場数は39であり、更に1工場の新築に着手している。その製造能力は現在年産約900億本である。この他たばこ製造用機械製作工場1及び材料工場1がある。工場作業員数は昭和29年3月末現在19,632人である。

#### 2. 製造品種

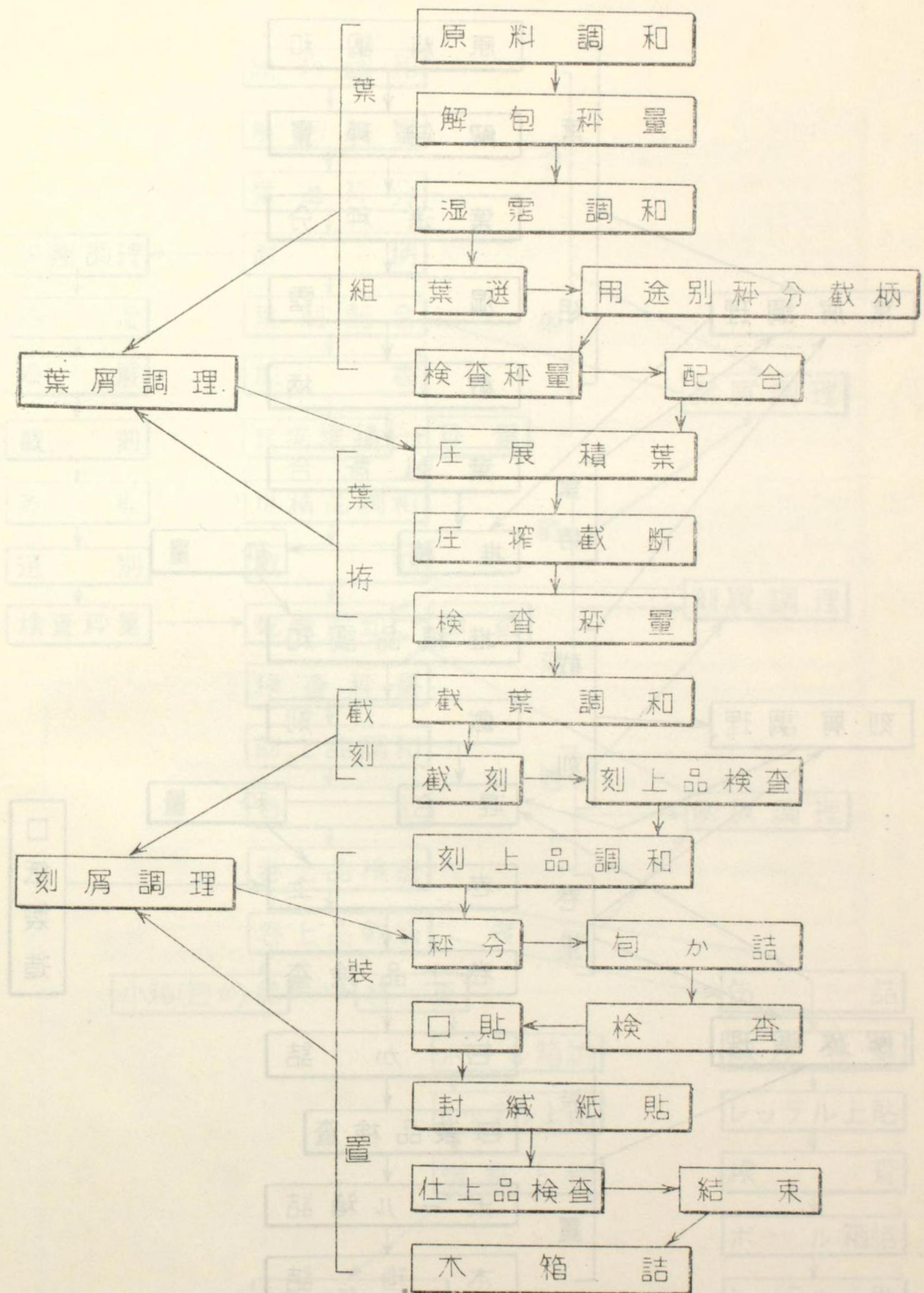
わが国におけるたばこの嗜好は、専売創始当時は主として刻たばこに集中していたが、次第に口付紙巻たばこ及び両切紙巻たばこに移行し、大正14年頃からは口付紙巻たばこの需要も減少して来たので現在は両切紙巻たばこの需要が圧倒的に多い。なお、パイプたばこと葉巻の需要は極めて少い。両切の需要が著しく伸長したのは世界的傾向である。

現在の製品は、刻たばこ「ききよう」、「みのり」、口付紙巻たばこ「朝日」、両切紙巻たばこ「富士」、「ピース」、「光」、「新生」、「ゴールデンバット」、パイプたばこ「桃山」、「日光」、葉巻たばこ「アストリア」、粉たばこ「富貴煙」がある。(第6表参照)

#### 3. 製造過程

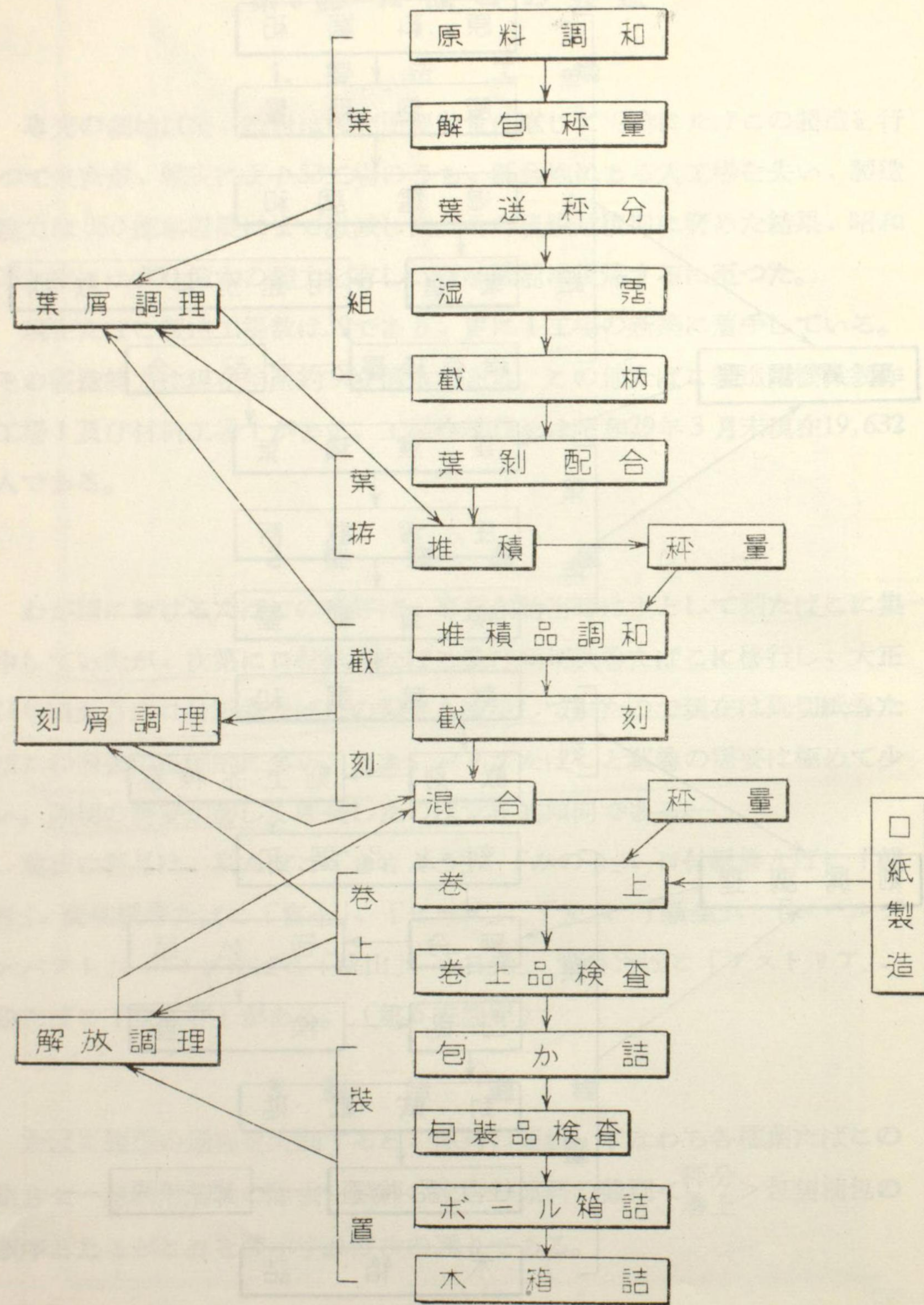
たばこ製造の過程を大別すると、原料の葉組、すなわち各種葉たばこの組合せ—原料附着物の除去—原料の配合—原料の截刻<sup>秤分</sup>包装梱包の<sup>巻上</sup>順序となるがこれを図示すれば次の通りである。

### 刻たばこ製造工程

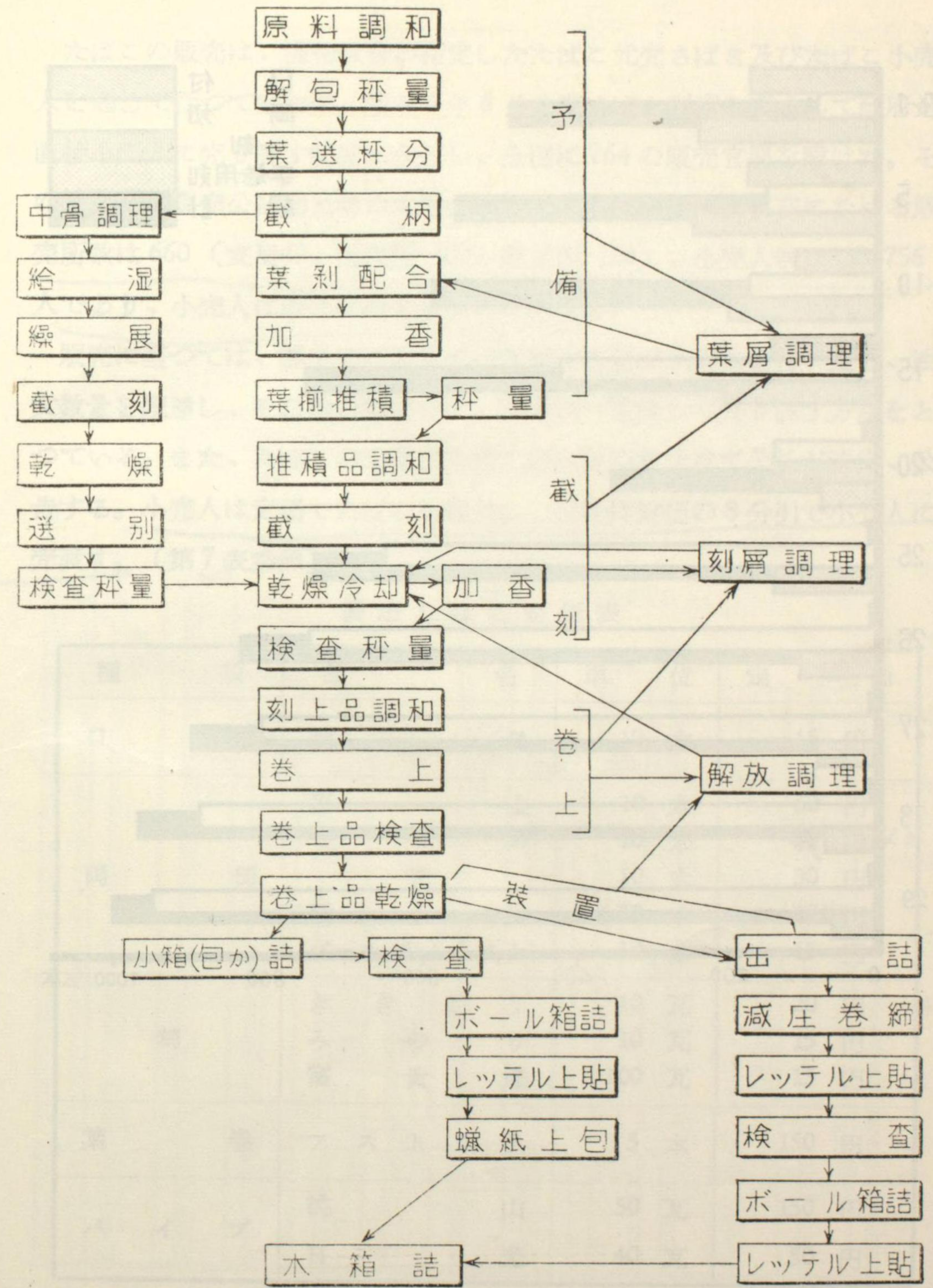




口付紙巻たばこ製造工程

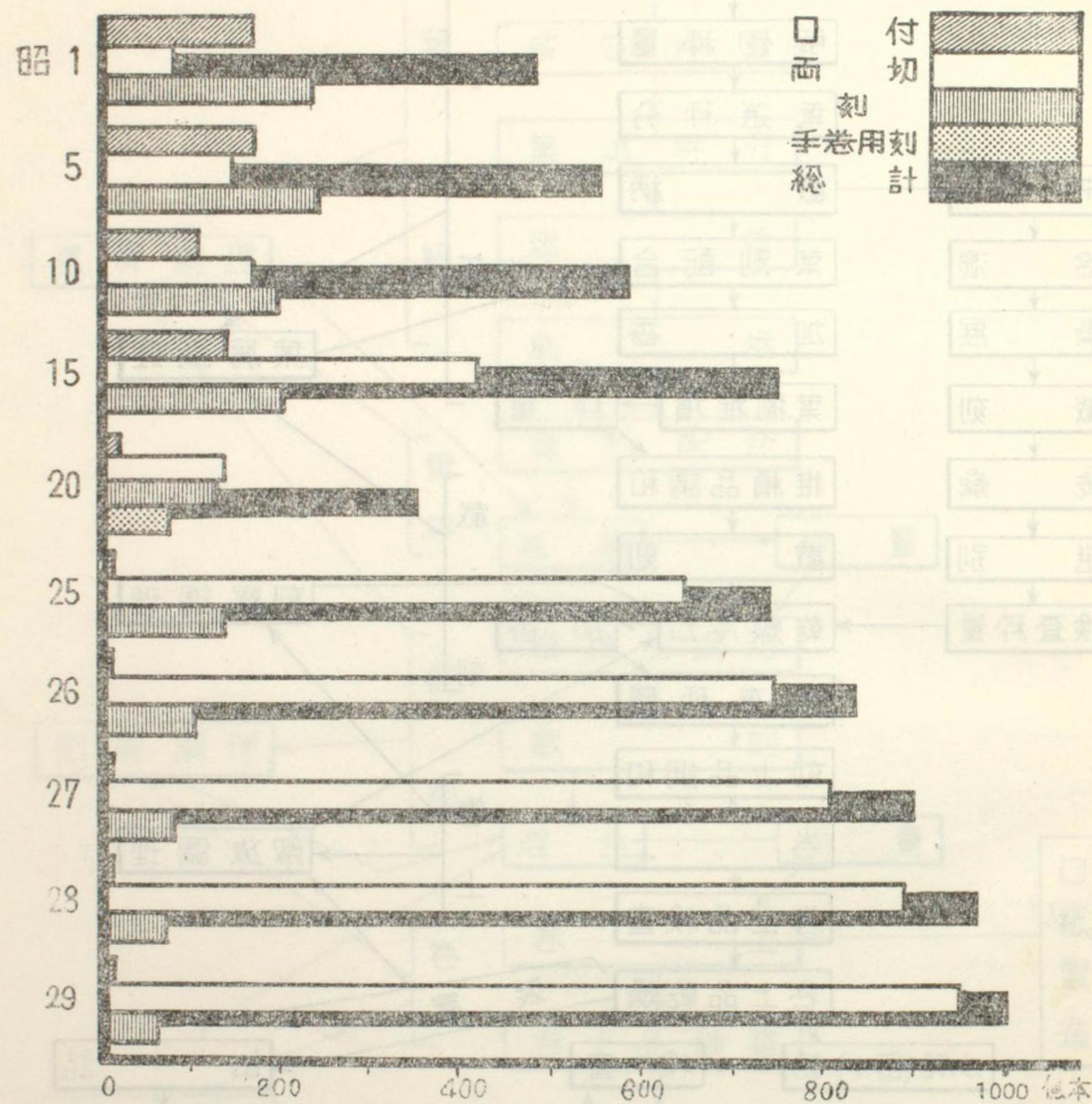


兩切紙巻たばこ製造工程





種類別たばこ製造高



第4節 製造たばこの販売

たばこの販売は、当初政府の指定したたばこ元売さばき及びたばこ小売人を通じて行つて来たが、昭和6年6月元売さばき制度を廃止して政府が直接小売人に売り渡す制度に改正し、全国に764の販売官署を設けた。その後、日本専売公社発足等の変遷があつたが昭和29年3月現在における販売所数は660（支局47、出張所459、販売所154）、小売人数は138,756人であり、小売人は販売組合を結成している。

販売に当つては、都会地においては直接公社員が注文取を行い翌日、注文数量を配達し、その他の地域では、小売店へ配達して売り渡す方法をとつている。また、たばこの定価は大蔵大臣の認可を受けて公社が決定、公告する。小売人は定価でたばこを販売し、公社は定価の8分引で小売人に売渡す。（第7表参照）

製造たばこ定価表

種類	品名	単位	定価
口付	朝日	10本	15円
両切	富士	10本	60円
	ピース	10本	40円
	光	10本	30円
	新	20本	20円
刻	ききよ	10瓦	20円
	のり	10瓦	15円
	富貴煙	100瓦	15円
葉巻	アストリア	5本	150円
パイプ	桃山	50瓦	150円
	日光	40瓦	50円

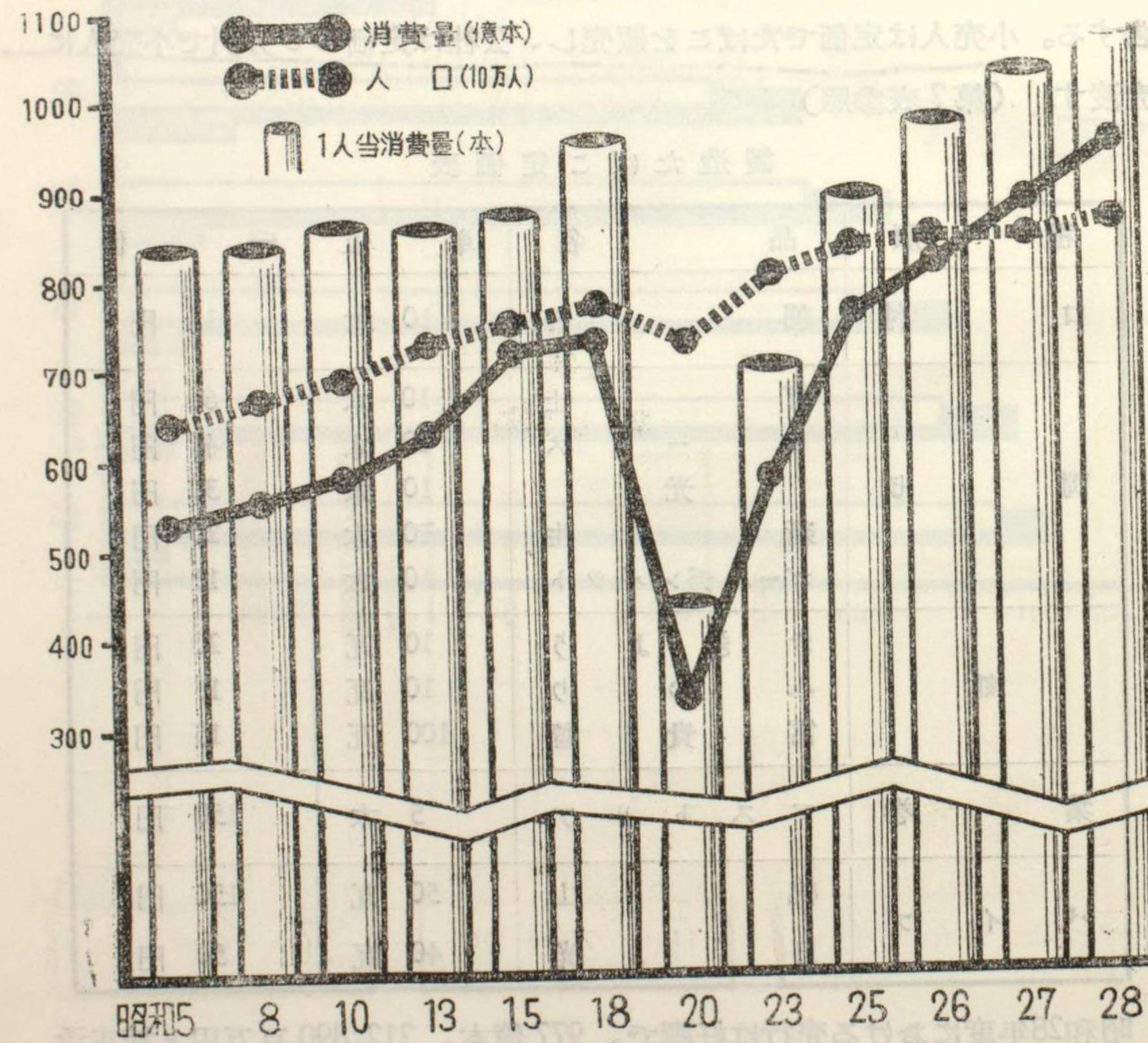
昭和28年度における売行は好調で、977億本、212,890百万円と補正予



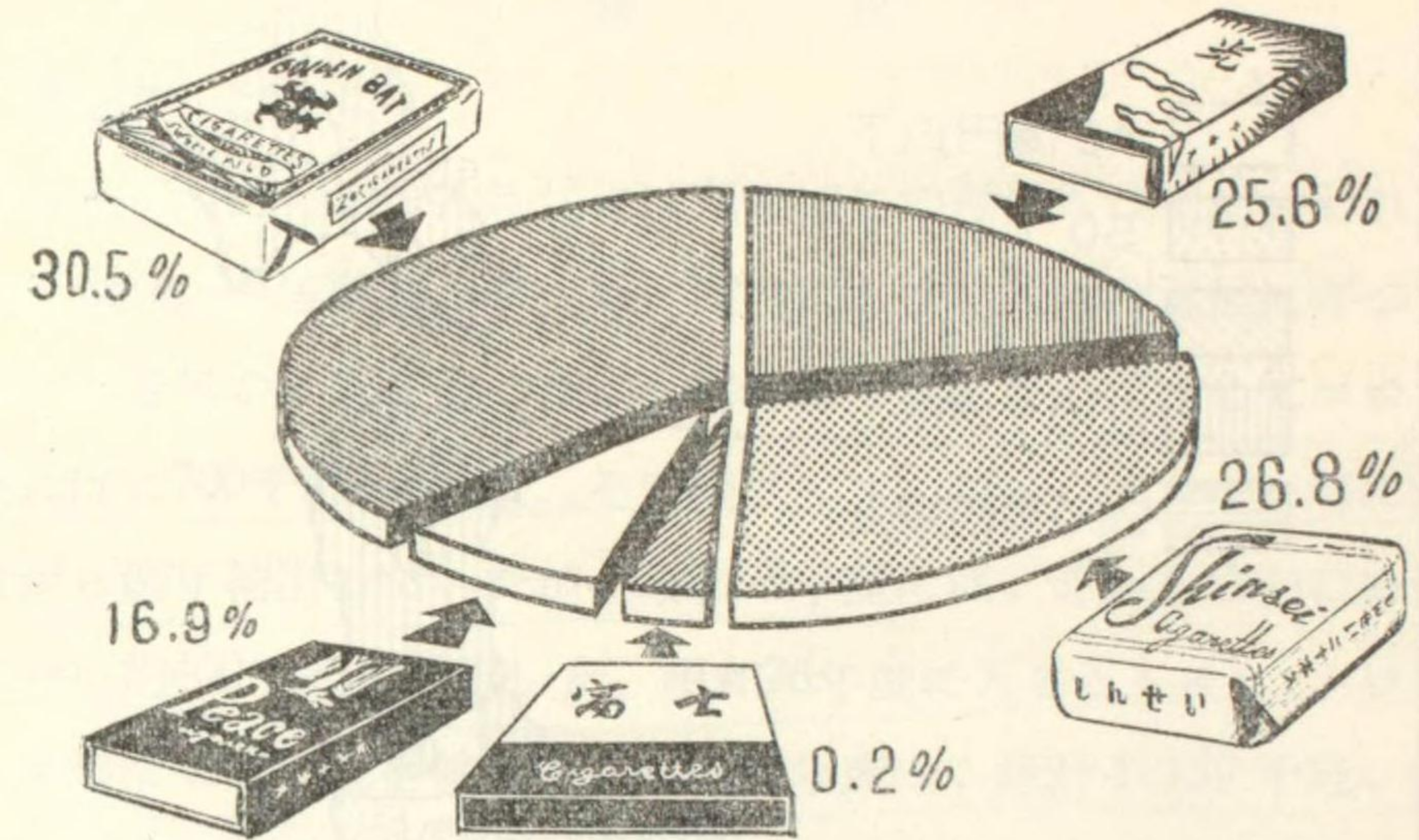
算をそれぞれ若干上廻る状況であつた。

昭和29年度販売予算では、輸出を含めて、1,031億本（対前年度補正予算6.0%増）を販売し、2,255億円（対前年度補正予算7.5%増）の収入を予定しているが、昭和29年4月に行われた「ピース」の値上げとデフレ政策の影響を受け、予定販売高の確保は樂觀を許さない状況にあるので、「ピース」及び「光」の品質向上を図り、上中級品に対する需要を喚起して、予定の専売納付金の確保に努力している。本年度上半期の販売実績は輸出を含めて、総数量50,947百万本、総代金104,438百万円で、予算に対しそれぞれ49.4%、46.3%で、これを前年度上半期の実績と比較すると数量では5.53%の増加であるが、代金では僅かに0.06%の増加という現状である。

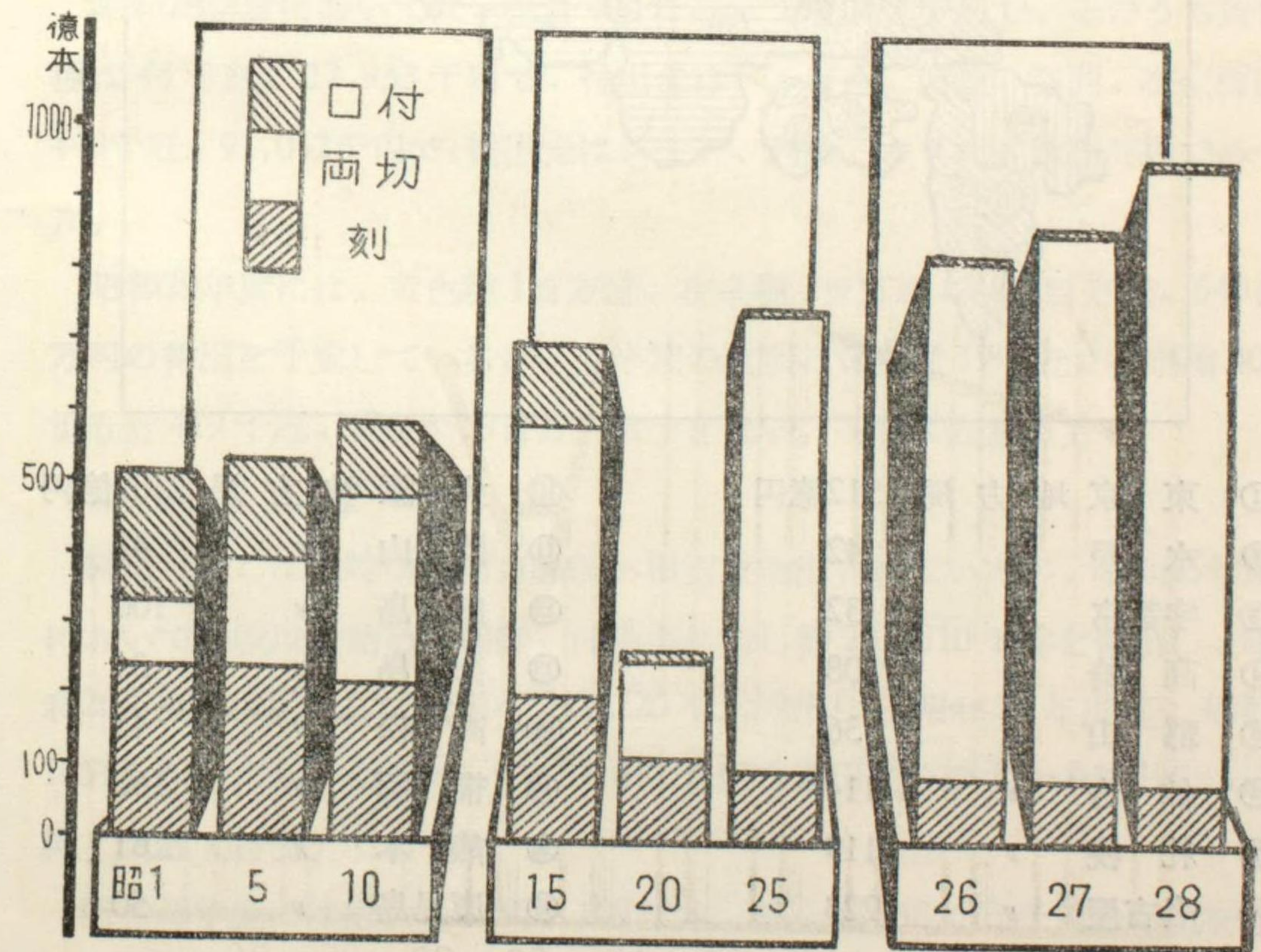
製造たばこ1人当消費量



## 両切たばこ販売内訳 昭和28年度

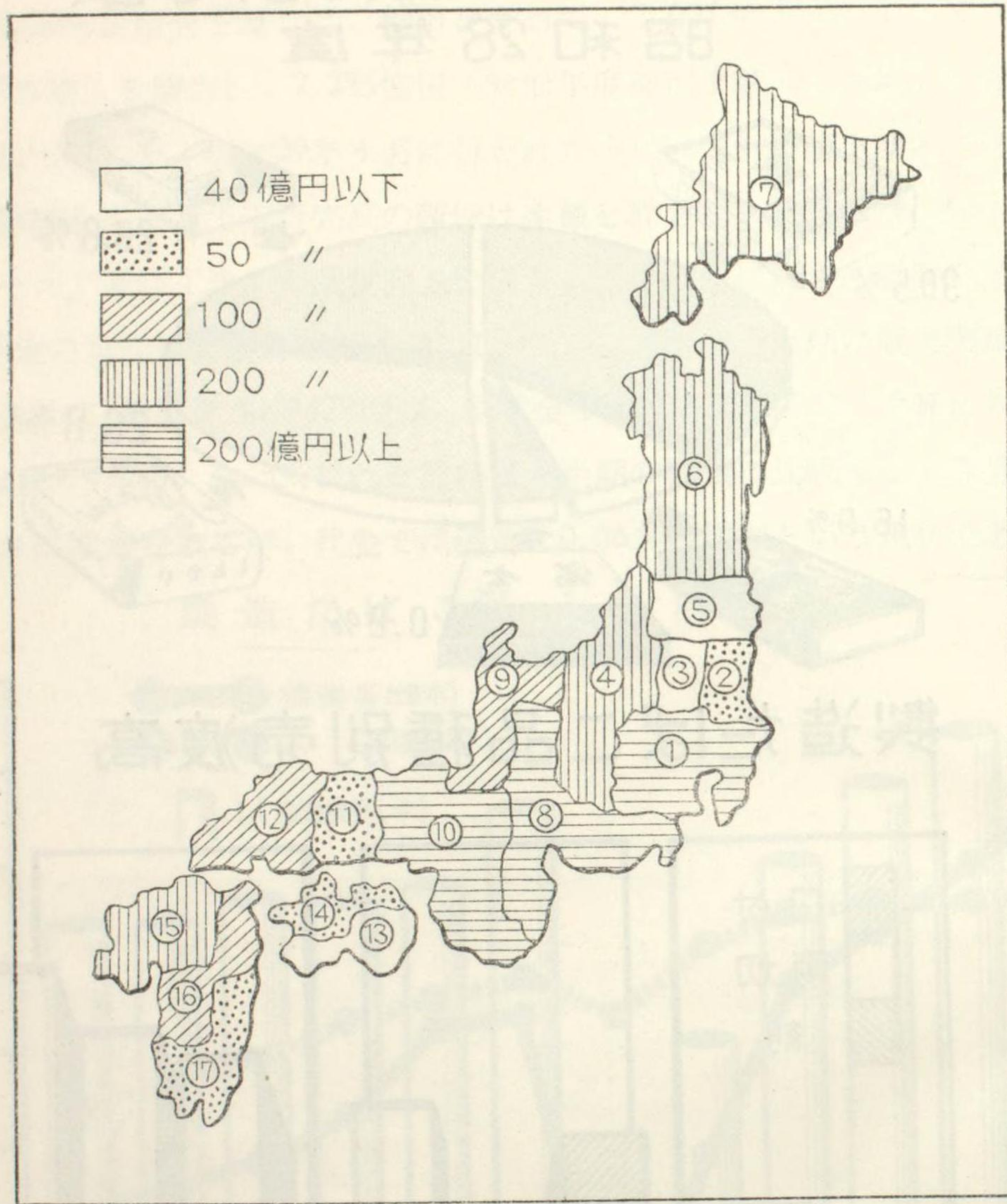


製造たばこ品種別売渡高





地方局別たばこ販売高



① 東京地方局 512億円	⑩ 大阪地方局 389億円
② 水戸 " 42	⑪ 岡山 " 47
③ 宇都宮 " 32	⑫ 広島 " 100
④ 高崎 " 108	⑬ 徳島 " 34
⑤ 郡山 " 36	⑭ 高松 " 45
⑥ 仙台 " 114	⑮ 福岡 " 160
⑦ 札幌 " 119	⑯ 熊本 " 61
⑧ 名古屋 " 223	⑰ 鹿児島 " 50
⑨ 金沢 " 53	

第5節 輸 出 入

1. 輸 出

(1) 葉 た ば こ

国際貿易が自由であつた時代には葉たばこの輸出入は相当行われたが、日華事変勃発以来国際貿易の中絶、国内における需給の逼迫に伴つて激減し、殆んど皆無の状態となつたが、昭和22年度になつて始めてエジプトに対し葉たばこ700千疋を輸出し、その後スイス、英国、ベルギー等に対して僅かながら例年輸出していたが、昭和25年度には、昔から取引のあつたドイツに対し約400千疋を輸出した。昭和26年度に入るとドイツ、エジプト、オランダ等に729千疋を輸出し、昭和27年度は、総計1,159千疋、金額にして274,427千円の輸出を行つた。その主たる輸出先は、黄色種はドイツ、英国、在来種（松川葉）はエジプト、シリアであつた。

昭和28年度においては、総計484千疋、103,975千円で、そのうち黄色種は44千疋、12,933千円で、輸出先はベルギー、西独、濠洲、在来種は440千疋、91,042千円で、輸出先はシリア、西独、オランダ及び沖繩であつた。

昭和29年度には、黄色種1百万疋、在来種1百万疋、計2百万疋、540百万円の輸出を予定しているが、上半期の実績は黄色種19千疋、在来種400千疋計419千疋、代金85.5百万円にすぎない。（第10表参照）

(2) 製 造 た ば こ

製造たばこは戦時中も南方諸国へ相当数輸出されていたが、昭和25年度において終戦以来始めて朝鮮、沖繩等に対し約233,810千本を輸出し、昭和26年度には主として沖繩へ932,220千本輸出し、昭和27年度は、総計1,513,207千本、金額にして682,872千円の輸出でその主たる輸出先は沖繩、朝鮮（特需）であつた。

昭和28年度には総数量、976,109千本、総金額558,673千円の輸出を行つた。その主たる輸出先は、前年度同様沖繩、朝鮮（特需）で、品名別数量



の主なものは、「ピース」66,823千本、「光」31,250千本、「新生」166,459千本、「ゴールデンバット」(特需)681,540千本、「ききよう」23,527千本であつた。

昭和29年度においては、総数量1,725百万本、総金額934百万円を輸出する予定であるが、上半期の実績は総数量142百万本、総金額121百万円にすぎない。

## 2. 輸 入

### (1) 葉 た ば こ

終戦以来、昭和24年度において始めてインド葉1百万疋が輸入された。その後引き続きインド葉を輸入している。

一方、米国葉も昭和26年度において854千疋が輸入され、同年にはこの他インド葉821千疋も輸入された。昭和27年度にはインド葉9,523千疋、米国葉5,455千疋、計14,978千疋が輸入された。

昭和28年度には、米国葉3,817千疋、インド葉(在来種)1,818千疋、インドネシア葉(クロソツク葉)222千疋及びフィリッピン葉(マニラ葉)8千疋、合計5,865千疋、総金額3,163,801千円を輸出した。

昭和29年度には、米国葉2,900千疋、インド葉2,630千疋、計5,530千疋、代金合計2,663,710千円を輸入する予定であつて、上半期の実績はインドネシア葉(クロソツク葉)(昭和28年度契約分)221千疋、インド葉(在来種)1,011千疋、総金額213,273千円である。(第10表参照)

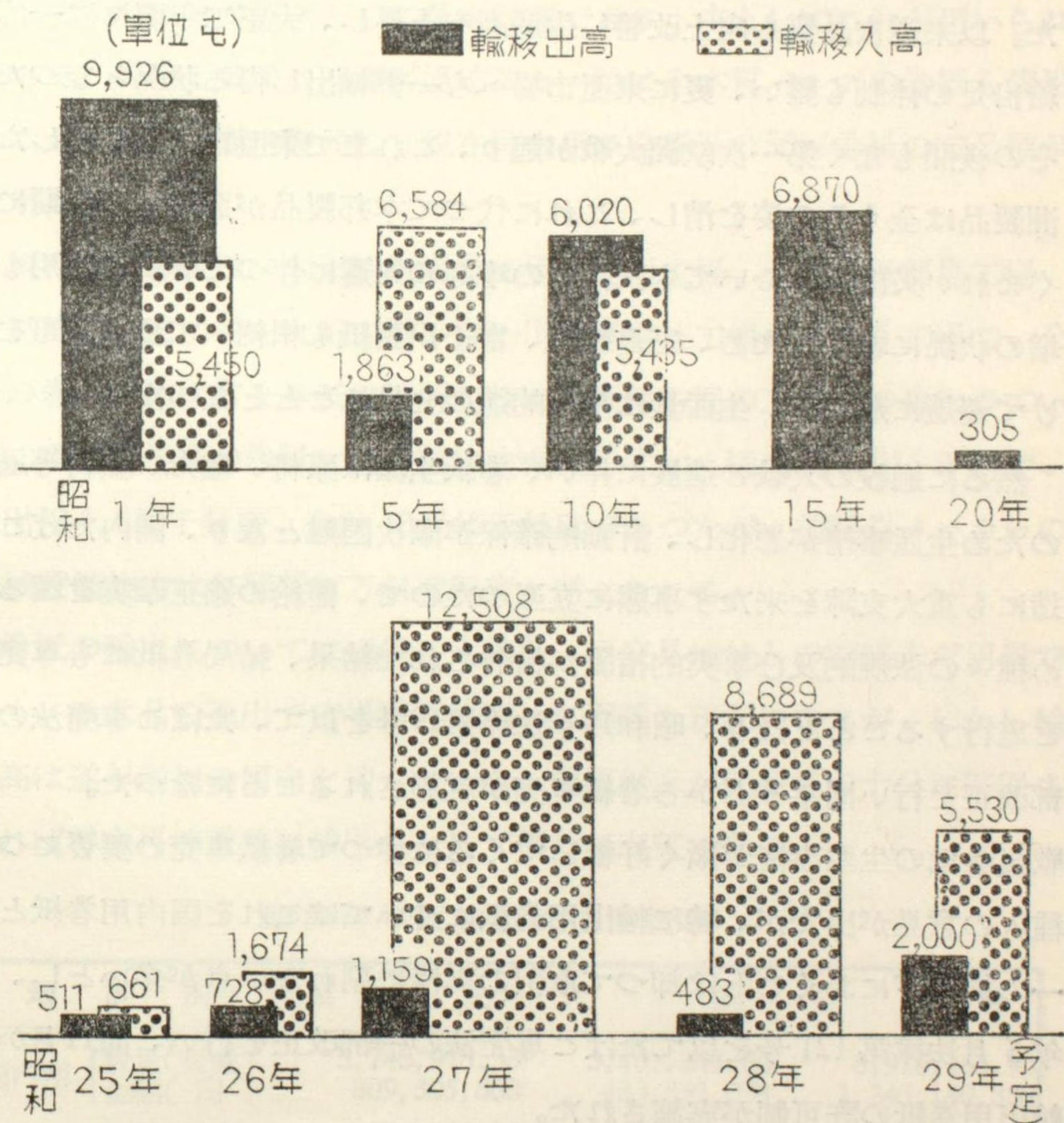
### (2) 製 造 た ば こ

専売施行後における製造たばこの輸入は、国内製造たばこの売行きを妨げない程度において若干行われていたに過ぎない。昭和26年度には、紙巻たばこ4,359千本、パイプたばこ1,194疋、総金額5,624千円で、昭和27年度の実績は、紙巻たばこ99,385千本、パイプたばこ6,375疋、総金額170,261千円であつた。

昭和28年度の実績は、紙巻たばこ24,696千本、葉巻322千本、合計25,018千本、総金額50,633千円であつた。

なお、昭和28年度契約分で本年度に輸入したものは、紙巻17,980千本、葉巻202千本、パイプたばこ2,700封度、総金額37,136千円である。

## 葉 た ば こ 輸 移 出 入 高





第6節 製造たばこ用巻紙

1. たばこ用巻紙の製造は明治37年たばこ製造専売制となるに及んで、民間に国内需要の巻紙は国産品で賄うとする気運が起り、大阪淀川に東洋製紙株式会社が設立され、明治40年初めて巻紙の試験抄に着手し、同43年に至つて漸く品質の合格を見て、専売局がこれを使用することになつた。以来逐次品質も向上改善し生産高も上昇し、大正二年頃には一応自給自足の体制も整い、更に東亜市場へも一部輸出し得る状況となつた。その後間もなく第一次欧州大戦が起り、これまで東亜市場を独占した欧州製品は全くその姿を消し、これに代つて本邦製品が進出する好期にめぐまれ、又国内においてもたばこの嗜好の変遷に伴つて巻紙の使用も漸増の状況にあつたため、三島製紙、富士川製紙も相續いて製造許可を受けて製造に着手し、生産量は飛躍的進展を見ることとなつた。

2. 然るに過般の大戦の進展に伴い、巻紙生産は原料、電力、燃料等逼迫のため生産事情が悪化し、計画的確保が漸次困難となり、国内たばこ製造にも重大支障を来す事態に立至つたので、需給の適正確実を因るため種々の法規的及び事実的措置が検討された結果、結局巻紙にも専売制を施行することとなり、昭和19年法律第19号を以て、たばこ専売法の一部改正を行い同年4月から巻紙専売が実施されることになつた。

戦後巻紙の生産事情が漸く好転してくるに従つて巻紙専売の要否につき種々の意見が出たが、特に輸出用巻紙についてはこれを国内用巻紙と同一の拘束下におくことは却つて取引の実情に副わない点が多いとし、本年5月法律第121号を以てたばこ専売法の一部改正を行い、同11月から輸出用巻紙の許可制が実施された。

3. 巻紙はその用途上から品質に種々の特殊性が要望されている。その主なものをあげると

- イ、薄くて巻上作業及び刻の膨嵩性の高いものに耐える強度を保持すること
- ロ、不透明であること

ハ、燃焼がたばこと同じであること。喫煙に際して異臭がなく且衛生的であること

ニ、地合はち密で厚薄がなく且つ「マーク」のよいこと

ホ、触感はしなやかでしまつていないこと

などである。従つてこの特質を充すためからも、巻紙は亜麻、大麻、ラミー等の麻繊維が原料として最も好適であり、主としてこれが用いられている。戦時、戦後は麻原料逼迫から一時は全木質パルプの巻紙も使用したが、その後漸次復元して現在国内用は全麻及び50%巻紙の二品種が使用されている。

4. 現在巻紙の製造は本州製紙岩淵工場、淀川工場、十条製紙都島工場、三島製紙原田工場、吹田工場、富士川製紙本社工場の4社6工場で、公社の巻紙収納は富士巻紙収納所並びに大阪地方局の二局所で取扱つている。昭和28年度の巻紙収納実績は次表に示す如く国内用8,916千封度、輸出用1,830千封度、合計10,746千封度であつたが、前記全メーカーの機械設備能力は年間27百万封度程度と考えられる。

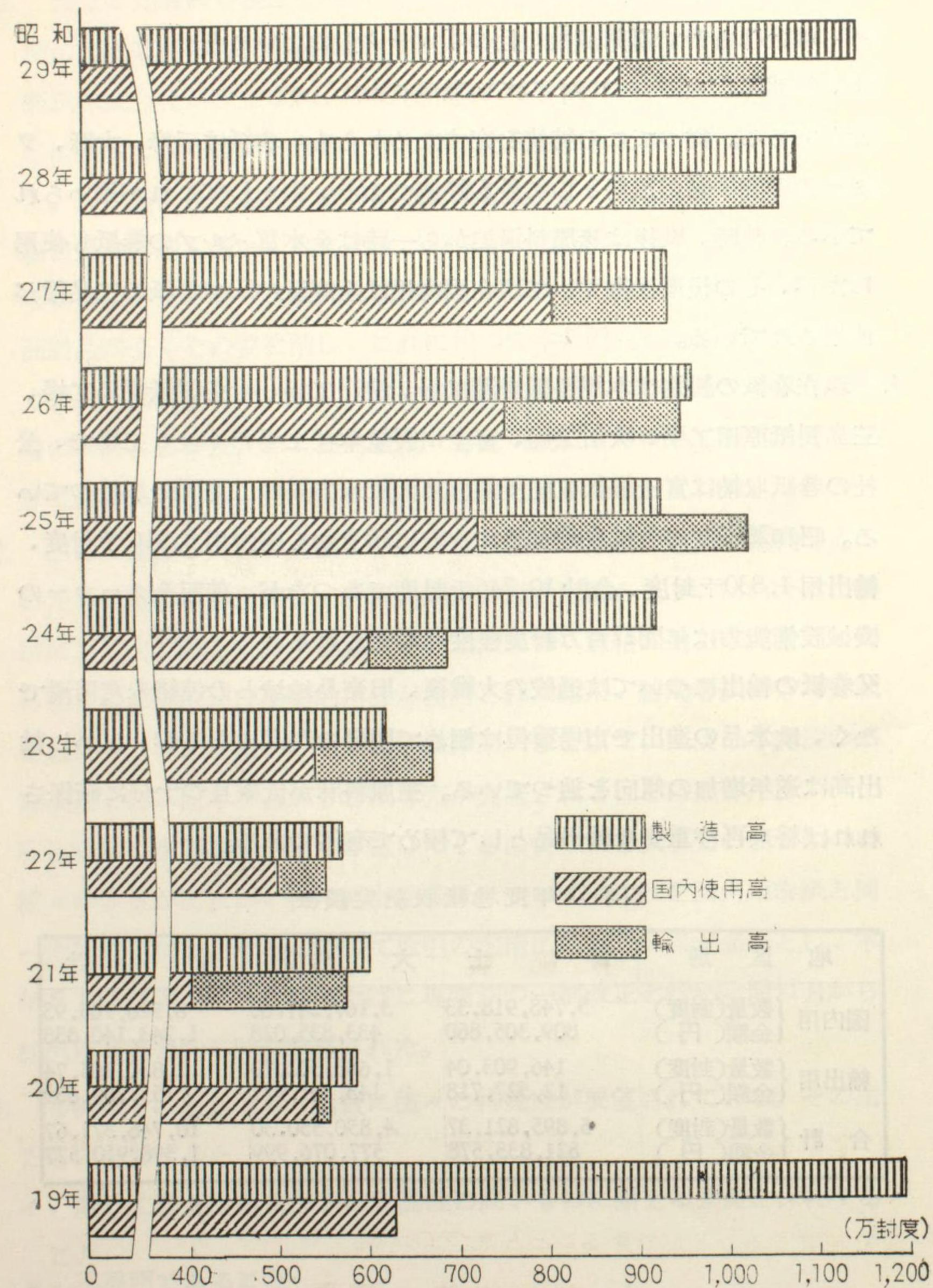
又巻紙の輸出については過般の大戦後、旧交易地域との連絡未だ円滑でなく、欧米品の進出で市場獲得は極めて困難な現況にあるが、しかし輸出高は逐年増加の傾向を辿つている。主原料麻が低廉且つ十分に確保されれば将来再び重要な輸出品として極めて有望である。

昭和28年度巻紙収納実績表

地区別	富士	大阪	合計	
国内用	{数量(封度)	5,748,918.33	3,167,247.60	8,916,165.93
	{金額(円)}	809,305,860	433,835,028	1,243,140,888
輸出用	{数量(封度)}	146,903.04	1,683,302.70	1,830,205.74
	{金額(円)}	12,527,718	143,241,971	155,769,689
合計	{数量(封度)}	5,895,821.37	4,850,550.30	10,746,371.67
	{金額(円)}	821,833,578	577,076,999	1,398,910,577



製造たばこ用巻紙の製造及び消費



## 第4章 塩事業

### 第1節 塩専売制度の沿革

塩は古くから課税対象となつていたが、明治38年に塩専売法が施行された結果、政府が塩事業を行うこととなつた。

塩専売実施の目的は、財政収入すなわち日露戦争に要する戦費の調達にあつたが、何分、急いで実施したため不備の点が多く、実施後幾多の欠陥を露呈した。その後、第一次大戦の勃発による物価の騰貴に伴い生産費及び回送費も暴騰し、需要の増加に対する供給も不円滑となり収益は次第に減少する傾向となつた。

このため、政府は従来の収益主義に基く塩専売政策を一変し、大正7年からは専ら塩の需給調節、塩業の保護、塩価の低減、統一を目的とする公益主義を採用することとなつた。

その後、太平洋戦争の激化に伴い需給状況は悪化の一路を辿つたため、昭和17年から政府は塩の割当配給制を実施した。終戦後も塩の需給状況は依然として好転せず、配給の適確公正を期するため、臨時物資需給調整法に基く配給統制を行つて来たが、経済事情の安定と共に需給状況も安定したので逐次統制を外し、現在は何等の統制も行われていない。

### 第2節 製 造

塩の製造は公社の許可を得た者でなければ行ふことができない。

塩を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、採塩位置、製塩場、貯蔵場及び一カ年の製造能力を定めて公社に申請し、その許可を受けなければならない。また、塩の需給調節上必要のある時は、公社はその生産を制限することができることとなつている。

#### 1. 製塩方法の概要



わが国の製塩原料は海水に依存し、海水中の水分の相当部分を、塩田において蒸発させ濃い塩水（かん水）を作り、これを更に煮つめて塩を採る方式をとっている。この方法は世界中日本だけが行っている特殊なものである。

塩田の種類には入浜式、揚浜式、流下式、この他種々あるが、大部分の面積を占めているのが入浜式である。入浜式は満潮面と干潮面の中間に塩田面を築き周囲に堤防をめぐらし、塩田面には海水を導く溝を通じ、海水は満潮時に樋門から溝に満され、溝から更に塩田地盤内に浸入して行く。

塩田面には砂が撒いてあり地盤内の海水は毛細管現象によつて砂までのぼり、ここで太陽熱と風力により蒸発が行われて砂には塩の結晶がつき、この塩のついた砂を集めて、沼井（浸出装置）に入れて海水等をかけてやるとその下部からかん水が得られる。

塩田1ヘクタール（約1町歩）から1カ年間約120トンの塩に相当するかん水が生産される。

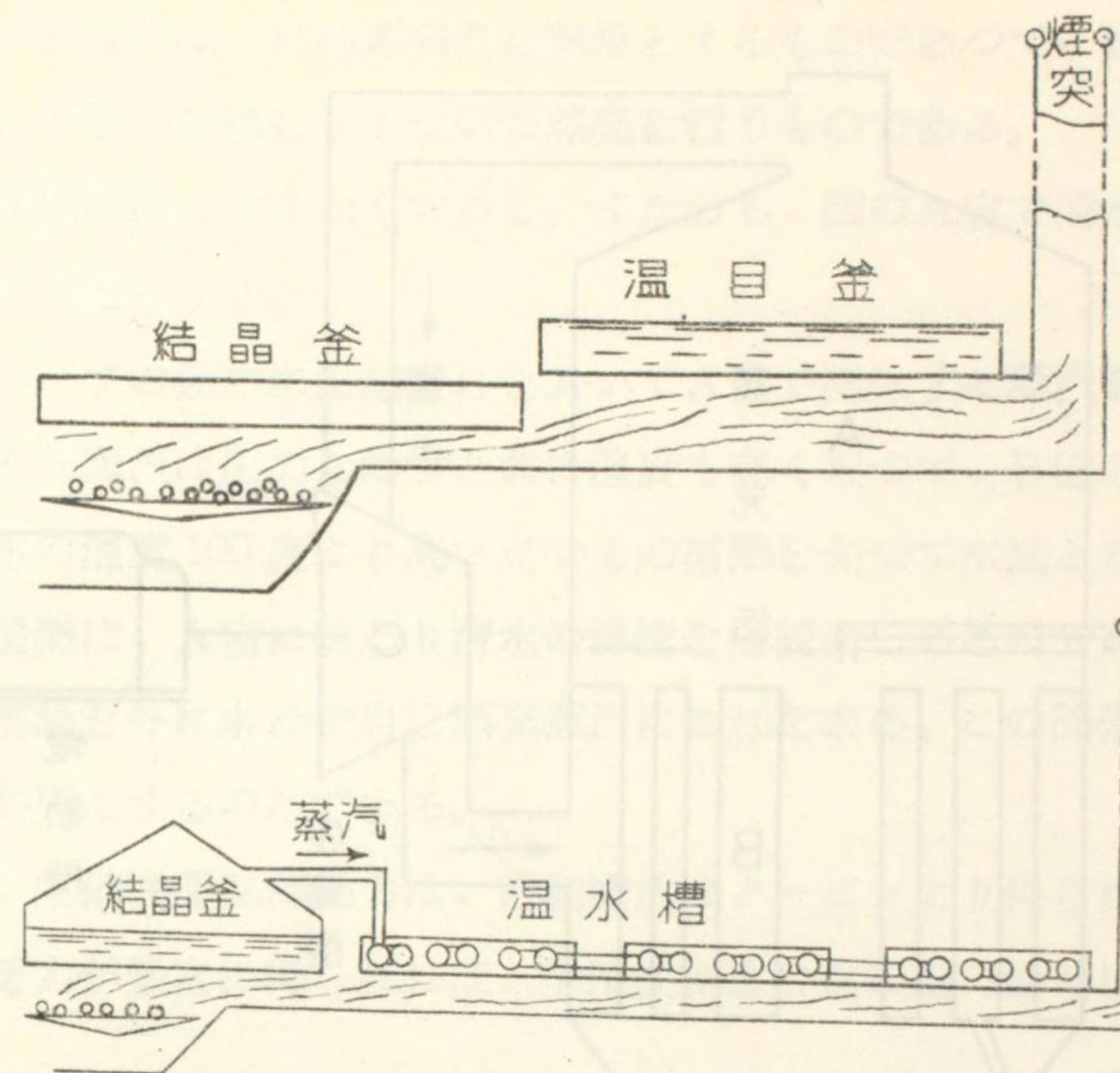
海水中の水分80~90%は塩田で蒸発され、残り10~20%の水は煮つめることによつて蒸発される。かん水を煮つめて塩をとる作業をせんどろといひ、せんどろ方式には平釜式、蒸汽利用式、真空式等がある。

平釜式は、平釜でかん水を煮つめて、その際発生する蒸汽を空中に放散する。

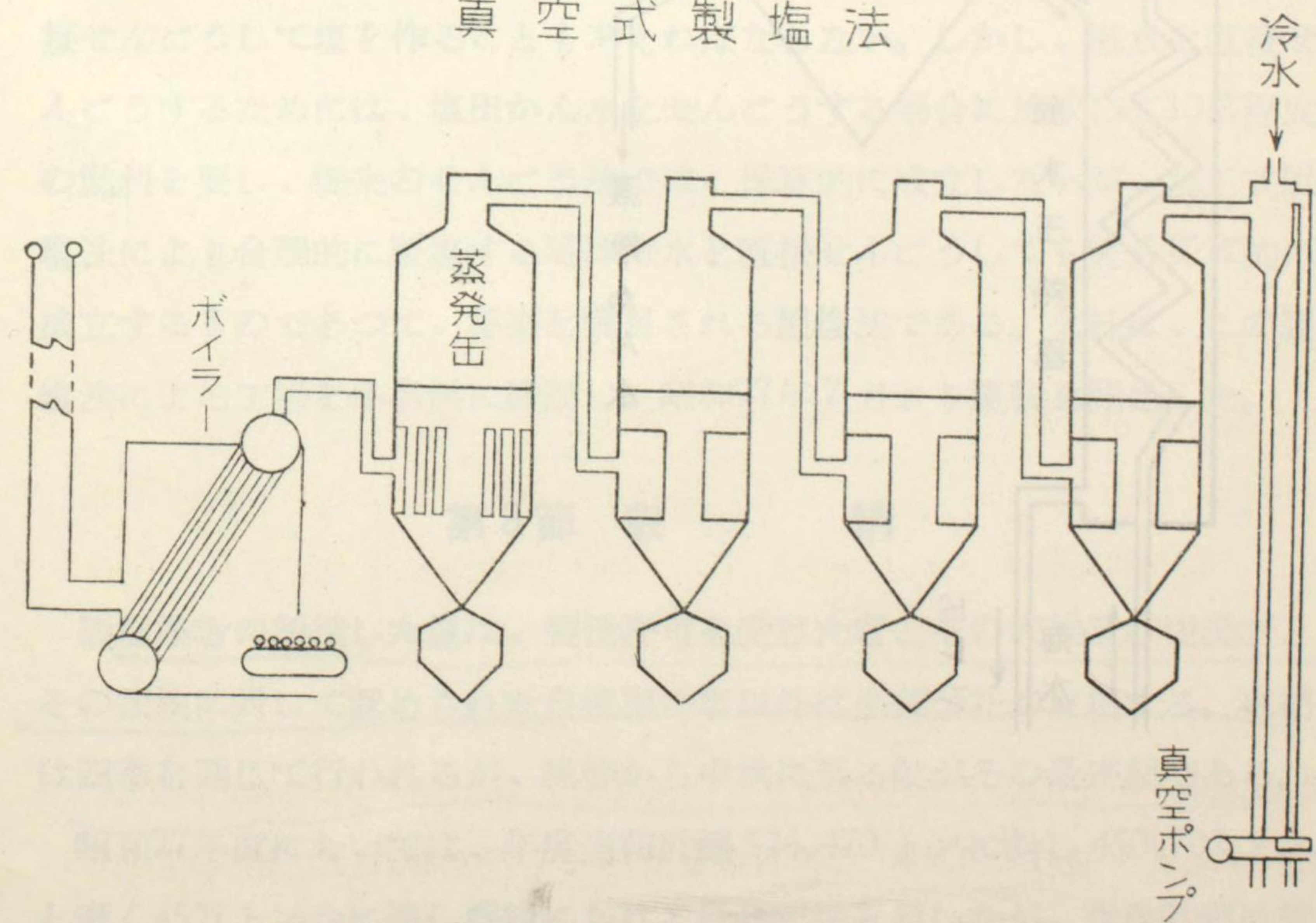
蒸汽利用式は、この放散する蒸汽を集め、この熱を利用して再度かん水の予熱又は一部蒸発を行うものである。真空式は、ボイラーで発生した蒸汽を熱源としてかん水を蒸発せしめ、蒸発する蒸汽を次の蒸発缶に導き熱源とし、順次この方法をくりかえして3乃至4回蒸汽を利用するものである。この蒸発を行うには蒸発缶内の真空度を順次高めることが必要である。次に各方式の模式図を示した。

母氏比重18度のかん水から塩1トンとるのに各方式別の燃料使用高を大体比較すると平釜式で1,100疋の石炭を要するものであれば、蒸汽利用式では700疋内外、真空式（四重効用罐）では400疋内外を要する。

### 平釜式製塩法

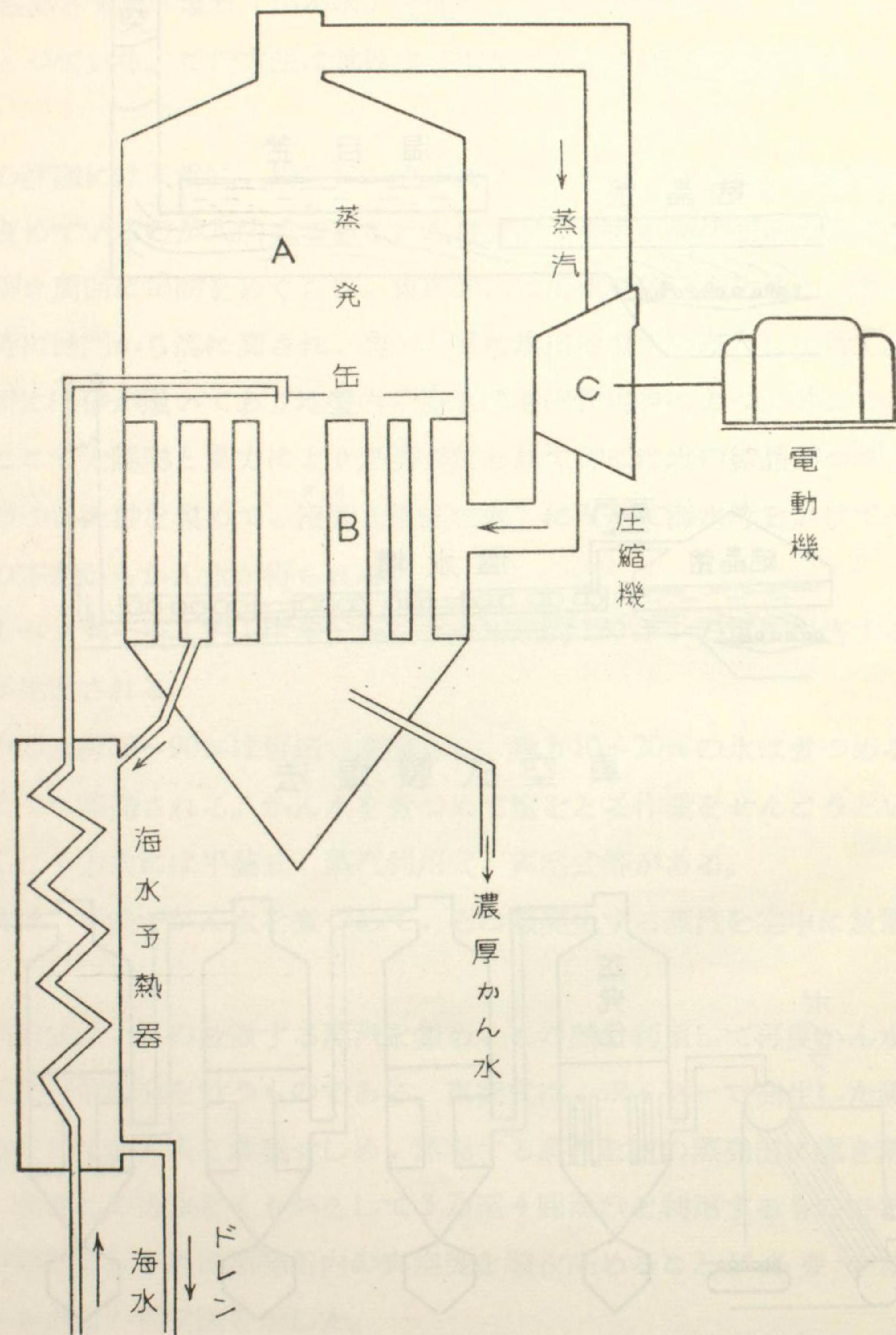


### 真空式製塩法





加圧式製塩法の蒸発装置



2. 加圧式製塩法の概説

加圧式製塩法は、自己蒸発汽を熱源とするものであつて、始動の時以外原則として他から熱を与えないで蒸発を行うものである。

その原理は図に示す如くである。すなわち、図のA室で清水が100°Cで沸騰していたとする。

今、パイプの途中に圧縮機CにおいてA室で発生する蒸気を圧縮し、B室に導くと蒸気は圧力を増すと共に温度も高くなつて、B室の蒸気は、A室の清水の温度100度より高い点でその潜熱を失つて水滴となる。この失われた潜熱は、A室に伝わり清水の沸騰を継続せしめるので真空式製塩法の如く熱源を外に求めず自己蒸発蒸気にこれを求め、この間僅かの圧縮用動力を必要とするのみである。

なお、圧縮機運転用動力は、電動機或はタービンより得られるものであるが、電力が豊富に得られれば、加圧式製塩の運転動力源として有望である。

今後、国内塩の増産を図ろうとするには、新規塩田開発と共に海水を直接せんでろして塩を作ることも考えねばならない。しかし、海水を直接せんでろするためには、塩田かん水をせんでろする場合に比較して10倍程度の燃料を要し、従来のせんでろ法では、採算的に成立しないが、加圧式製塩法により合理的に製塩する時は海水を直接せんでろしても充分採算的に成立するものであつて、将来を囑目される製塩法である。公社は、この製塩法による工場を小名浜に建設し、昭和27年7月より運転を開始した。

第3節 収 納

製塩業者の製造した塩は、製造許可を受けた者とその家族及び従業者とその家族に対して認められた自家用の塩以外は全部公社が収納する。収納は四季を通じて行われるが、晩春から中秋に至る候がその最盛期である。

昭和27年度においては、年度当初計画524,470トンに対し450,702トンと漸く45万トン台に達し戦後における最高記録を示したが、生産計画に対



しては86%弱であつて戦前の生産水準（昭和9—11年、599,700トン）には未だ遠く及ばない現状である。

昭和28年度においては当初計画525,714トンに対し454,620トンと前年度に引き続き45万トン台を確保し、戦後における最高記録を示したが、生産計画に対しては86%強であつて戦前の生産水準にはなお相当の開きがある。以上の如く戦前の生産水準に遠く及ばない原因について検討して見ると次のようなことが考えられる。

すなわち昭和21年12月の南海大震災以降、十州地方の地盤が年々沈下の傾向にあつて災害が発生し易いこと、塩田地盤が過湿となつていること、戦後食糧事情の影響によつて、労働力が低下していること、労働時間が短縮されていること、及び撒砂量が少いこと等が主なものである。

なお、昭和27年度の実績に対して3,918トン、約1%弱の増を示し、僅かではあるが年々増加の傾向にあることは、ここ二、三年間における国内塩業に対する諸施策（長期低利資金の融資災害復旧事業費並びに改良事業費の補助制度の確立、採かん面の合理化等）の効果の現れと認められる。

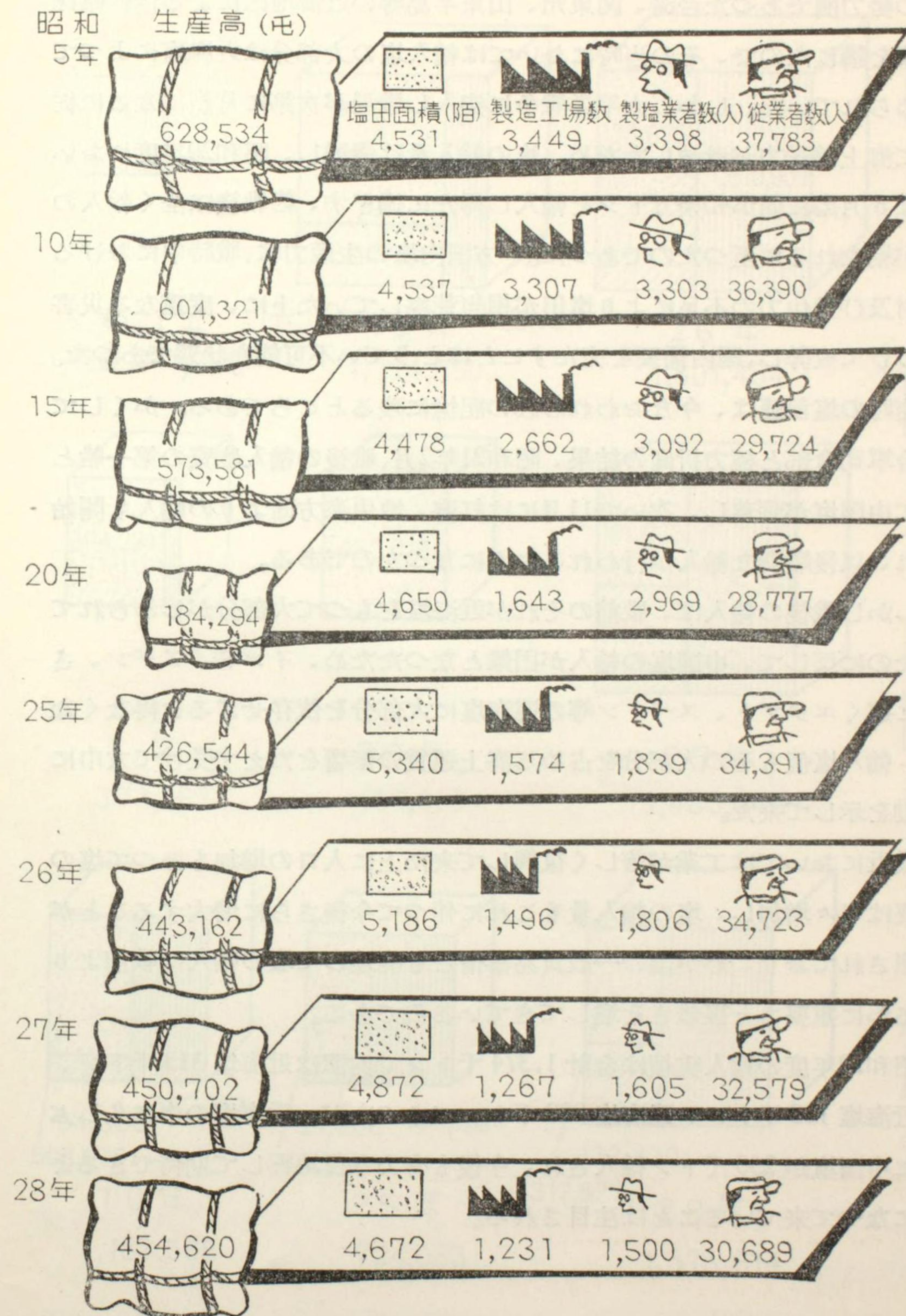
（第12表参照）

昭和29年度における生産計画は542,132トンであつたが、6,7月の天候不良と台風12号及び15号による甚大な災害のため計画を441,655トンに改定した。10月迄の生産実績は289,320トンで昭和28年度同期と比較すると約90%で31,835トンの減産となつている。従つて昭和29年度における生産見込はおそらく400千トン前後になるのではないかと予想される。

#### 第4節 塩の輸入

塩が主に食料用として消費されていた昭和初期頃までは、塩の輸入も単に国内塩生産の補足的な役割をもつに過ぎなかつたのであるが、昭和5年頃から、わが国の化学工業が飛躍的に発展し工業用原料塩の需要が年々増大してゆくにつれて、その輸入量も急増し、昭和10年頃からは輸入塩

#### 塩の生産





が塩供給の大部分をしめるようになった。政府もこれに応じて、当時わが国の勢力圏であつた台湾、関東州、山東半島等の近海地区による供給確保対策を講じたので、その当時においては輸入塩の大部分は近海塩によつてしめられていた。しかし太平洋戦争に突入り戦局が次第に苛烈になるに従つて海上輸送力が激減したため、塩の輸入量は漸減し、昭和20年度においては8月迄に僅か40余万トンを入力し得たに過ぎず、終戦後は全く輸入の途が絶たれるに至つたのであつた。一方国内塩の生産力は、戦時中における資材及び労力の不足により塩田が相当荒廃していた上に、度重なる災害をうけて疲弊し、国内需要を充たすことはとうてい不可能な状態であつた。

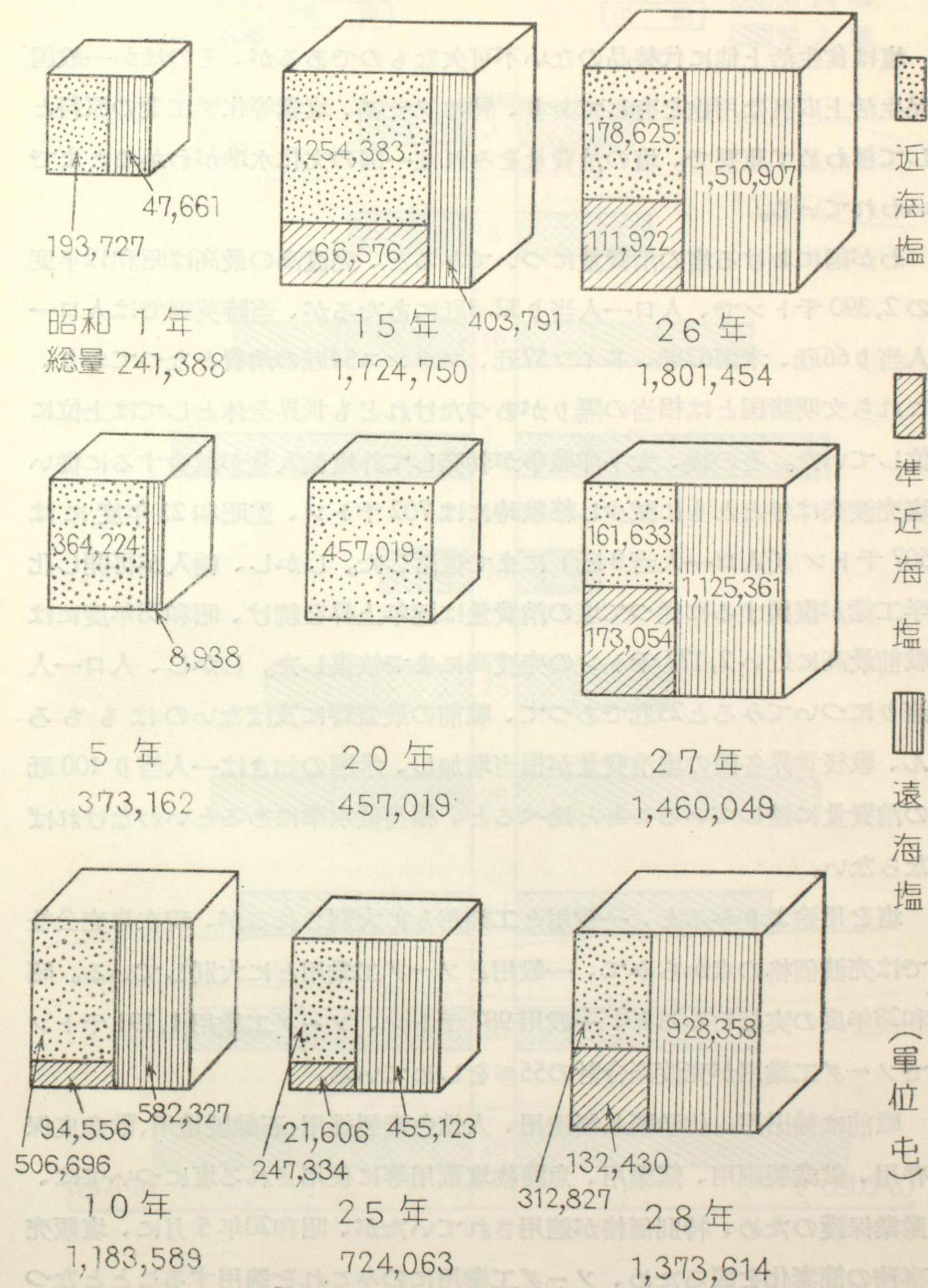
当時の塩飢饉は、今なおわれわれの記憶に残るところである。かくして連合軍司令部と極力折衝の結果、昭和21年2月、戦後の輸入物資の第一船として中国塩が到着し、次いで11月には紅海、地中海方面よりの輸入も開始され、以後順調な輸入が行われるようになったのである。

しかし戦後の輸入は、戦前のそれが近海塩をもつて大部分がしめられていたのに反して、中国塩の輸入が困難となつたため、インド、アデン、さらに遠くエジプト、スペイン等の遠海塩に大部分を依存せざるを得なくなり、輸入塩価もその大部分を占める海上運賃の影響をたえず受けて大巾に変動を示して来た。

最近においては工業が著しく復興して来た上に人口の増加もあつて塩の需要は年々増加し、塩の輸入量もこれに伴つて今後さらに増大することが予想されており、わが国の一般貿易事情とも関連して塩の輸入は戦前よりはるかに重要さと複雑さを増してきているのである。

昭和28年度の輸入実績は合計1,374千トンで内訳は近海塩313千トン、準近海塩132千トン、遠海塩928千トンであつたが、近海塩の中に久しぶりに中国塩が230千トン輸入され、今後も有力な産地として期待できるようになつて来ていることは注目される。

### 塩の輸入高





### 第5節 塩の販売

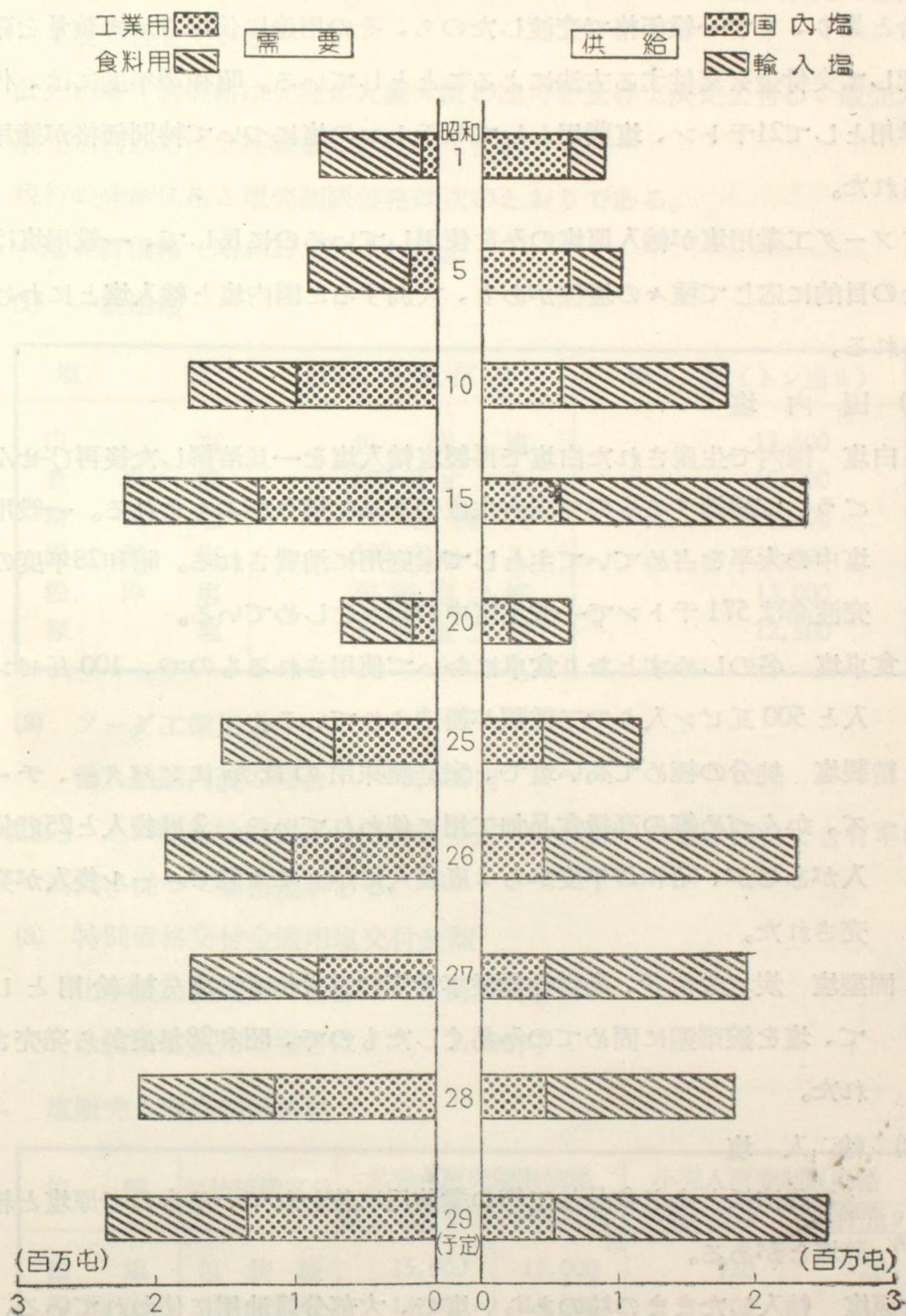
塩は食生活上他に代替品のない不可欠なものであるが、そのほか一般国民生活上広汎な用途を有しており、特にソーダ、塩素等化学工業の原料として極めて重要で、塩の消費量をみれば一国の文化水準がわかるとまでいわれている。

わが国における塩の消費量についてみると、売渡高の最高は昭和12年度の2,390千トンで、人口一人当り32.3疋にあたるが、当時英国では人口一人当り66疋、米国62疋、ドイツ57疋、フランス54疋の消費となつており、これら文明諸国とは相当の隔りがあつたけれども世界全体としては上位に位していた。その後、太平洋戦争が勃発して外塩輸入量が減少するに従い塩売渡高は年とともに減少し終戦時には702千トン、翌昭和21年度には607千トン（人口一人当8疋）にまで低落した。しかし、輸入が再開し化学工業が復興するに従つて塩の消費量は逐年上昇を続け、昭和28年度には戦前最高に近い2,177千トンの売渡高にまで恢復した。しかし、人口一人当りについてみると25疋であつて、戦前の最盛時に及ばないのはもちろん、戦後世界各国の塩消費量が相当増加し、米国の如きは一人当り100疋の消費量に達していることと比べると、相当低水準にあるといわなければならない。

塩を用途よりみると、一般用と工業用とに大別されるが、現在専売公社では売渡価格の点からみて、一般用とソーダ工業用とに大別している。昭和28年度の実績をみると、一般用987千トン、ソーダ工業用1,191千トンでソーダ工業用が売渡高合計の55%をしめている。

戦前は輸出用、化学薬品製造用、人造色素製造用、石鹼製造用、獣魚皮保存用、鋳業製銅用、窯業用、魚獲物塩蔵用等に使される塩については、産業保護のため、特別価格が適用されていたが、昭和20年5月に、塩販売事務の簡素化を図るため、ソーダ工業用のみこれを適用することとなつた。しかし昭和27年5月から、特定化学製品製造用塩と、特定漁獲物塩蔵

### 塩の買入及び売渡





用塩にも特別価格が設けられることになったが、これはソーダ工業用の場合と異り、まず一般価格で売渡したのち、その用途に使用された数量を確認して交付金を交付する方法によることとしている。昭和28年度には、化学用として21千トン、塩蔵用として8千トンの塩について特別価格が適用された。

ソーダ工業用塩が輸入原塩のみを使用しているのに反して、一般用塩はその目的に応じて種々の塩種があり、大別すると国内塩と輸入塩とにわけられる。

(1) 国内塩

白塩 国内で生産された白塩で再製塩輸入塩を一旦溶解した後再びせんどうして製造するもので国内生産の不足を補うがふくまれる。一般用塩中の大半を占めていて主として家庭用に消費される。昭和28年度の売渡高は571千トンで一般用塩中の58%をしめている。

食卓塩 名のしめすとおり食卓において使用されるもので、100瓦ビン入と500瓦ビン入りの二種類が製造されている。

精製塩 純分の極めて高い塩で、家庭調味用のほかに、バター、チーズ、かんづめ等の高級食品加工用に使われている。2疋袋入と25疋袋入があるが、昭和29年度から2疋袋入にかえて1疋ビニール袋入が発売された。

固型塩 炭坑労働者、高熱作業従事者等の重労働者の塩分補給用として、塩を錠剤型に固めてのみ易くしたもので、昭和28年度から発売された。

(2) 輸入塩

これはほとんど食品加工等の業務用に使われているもので原塩と粉碎塩とがある。

原塩 輸入したままの粒のあらい塩で、大部分醤油用に使われている。

粉碎塩 原塩を粉碎したもので、主として漁獲物塩蔵用に使われているが、そのほか味噌用、漬物用等用途が広い。

塩の販売は専売公社によつて独占されているが、一般用塩は販売人を指定して販売させている。

公社の塩売渡価格は公社が大蔵大臣の認可を受けて決定公告し、販売人の販売制限価格は公社総裁が認定して公告する。

現行の売渡価格と販売制限価格は次のとおりである。

1. 塩売渡価格 (昭和29.9.1以降)

(1) 一般用塩

塩種	包装等級区分	価格(トン当り)
白塩	包装塩	13,500
食卓塩	500瓦ビン入	115,000
精製塩	25疋袋入	29,000
固型塩	500瓦ビン入	130,000
粉碎塩	包装塩二等	13,000
原塩	包装塩二等	12,500

(2) ソーダ工業用塩

輸入船内渡の場合 3,600円

[註] 上の価格は塩化ソーダ含有率が92~93%の塩の価格で含有率の高低に従つて価格差がある。

(3) 特別価格交付金適用塩交付金額

化学製品製造用の場合は 5,500円

漁獲物塩蔵用の場合は 2,000円

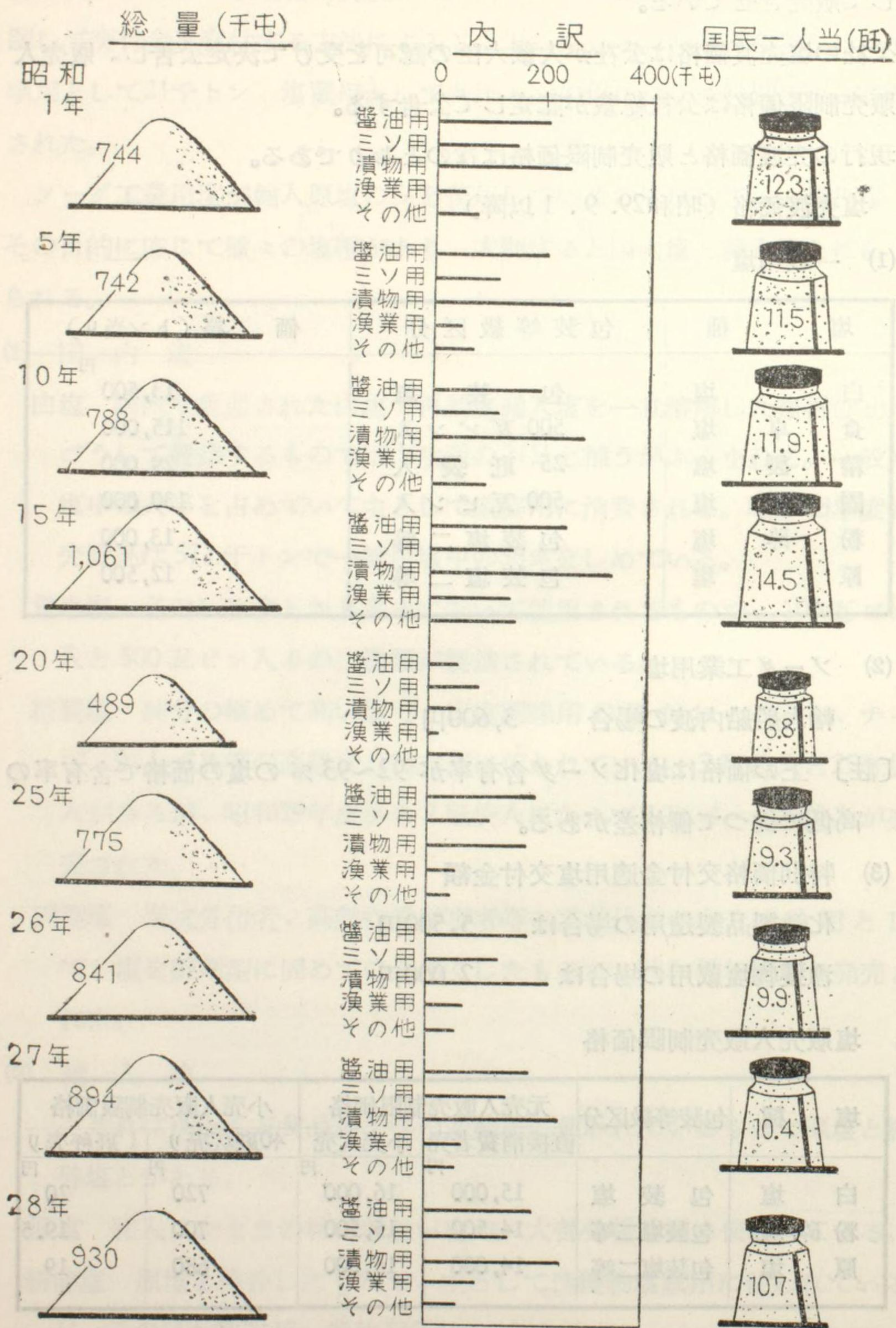
2. 塩販売人販売制限価格

塩種	包装等級区分	元売人販売制限価格		小売人販売制限価格	
		直接消費者売	小売人売	40疋入売	1疋秤売
白塩	包装塩	15,000	16,000	720	20
粉碎塩	包装塩二等	14,500	15,500	700	19.5
原塩	包装塩二等	14,000	15,000	680	19

塩専売の創始当初は、塩を収納した官署で、塩商人又は消費者に販売さ



食料用塩の消費量



れ、輸入塩はこれを受け入れた官署で輸入取扱人又は消費者に販売し、販売後の運搬及び一般消費者への転売は塩商人又は輸入取扱人に委されていた。しかし、その後産地または輸入地よりの遠近に拘らず、供給の円滑及び価格の低減を図るため全国主要地に塩販売所及び引渡所を設置して、そこまでは内地塩輸入塩共に官費で回送することとし、また販売人指定制度を設け、塩商人の自由営業を禁じて、塩販売の全般的統制を確立した。終戦後、臨時物資需給調整法の制定に伴い、塩割当配給規則によつて塩販売人の営業登録制がとられることとなり、昭和24年6月以後、塩専売法に基づく塩販売人の指定は行われなかつたが、昭和25年1月同規則の撤廃により従前の指定制度に復活した。

塩の販売人には、元売人、小売人の区別があり、元売人は公社(地方売所)から塩を買受けて、原則としてこれを小売人に販売するが、この他、一時に1千匁以上の買受をする消費者にも直接販売を行い、小売人は一般消費者に販売する。

第6節 にがり専売事業

にがり専売は、昭和19年法律第16号による塩専売法の改正に基いて実施された。当時その目的は、重要資源たる金属マグネシウム、ブローム及び加里の増産を図るためであつたが、現在は加里肥料が主な需要である。

にがりの製造と廃止は許可制となつており、生産されたにがりは全て公社において収納する。にがりの生産量は塩1トンに対しておおむね2.1石となつている。販売については、公社が直接に定価を以て販売する外、公社の委託した者が一般需要者に販売している。現在のにがりの収納価格及び販売価格は次表の通りである。昭和28年度の収納実績は664,370石、収納代金16,580千円であつた。

なお、人工にがりについては、その生産の実情にかんがみて専売の対象から除外したのである。

なお現在においては、にがり専売制度創設当時の目的が殆ど消滅してい



るので昭和29年5月22日法律第121号により、昭和29年11月1日からにがりの専売制度は廃止された。

にがりの収納価格及び販売価格

等	級	収納価格(1石当) (昭和23.8.10改正)	販売価格(1石当) (昭和25.12.29改正)
		円	円
1	級	38	38
2	級	33	33
3	級	28	28
4	級	25	25
5	級	23	23
6	級	19	19
7	級	12	12

## 第5章 しょう脳事業

### 第1節 しょう脳専売制度の沿革

わが国のしょう脳専売は、台湾におけるしょう脳専売に呼応して施行されたものである。

明治28年、台湾が日本の版図に帰すると同時に政府は樟脳業取締規則を發布し、清国政府の許可証を有するもの以外はその製造を禁止した。越えて明治29年には樟脳税則を發布して一定の租税を課した。更に、明治32年には台湾樟脳専売規則を公布して台湾しょう脳専売を実施した。この結果、台湾しょう脳の価格は安定し、くすの木の濫伐は防止され、財政上にも多大の収益をもたらした。

この台湾におけるしょう脳専売制度が成功を取めるや、内地の製脳業は俄然活況を呈し、休業者の復興相次ぎ、遂に年産1百万斤を突破し、その価格は暴落して市場に甚大なる影響を及ぼし、台湾におけるしょう脳専売制度を傷つけその運営を困難ならしめた。そこで政府は、明治36年、粗製樟脳樟脳油専売法を公布して内地しょう脳に対しても専売制度を実施することとなった。

昭和20年、終戦によつて台湾を失い、しょう脳専売事業も大変動を来したが、内地しょう脳は、昭和23年度において大体戦前の状態に回復した。その後、専売公社発足と共に、しょう脳専売法の画期的改正が行われ、専売の目的を粗製しょう脳、しょう脳原油の計画生産の一点に集中し、関係工業に対する従来の統制は大巾に緩和された。

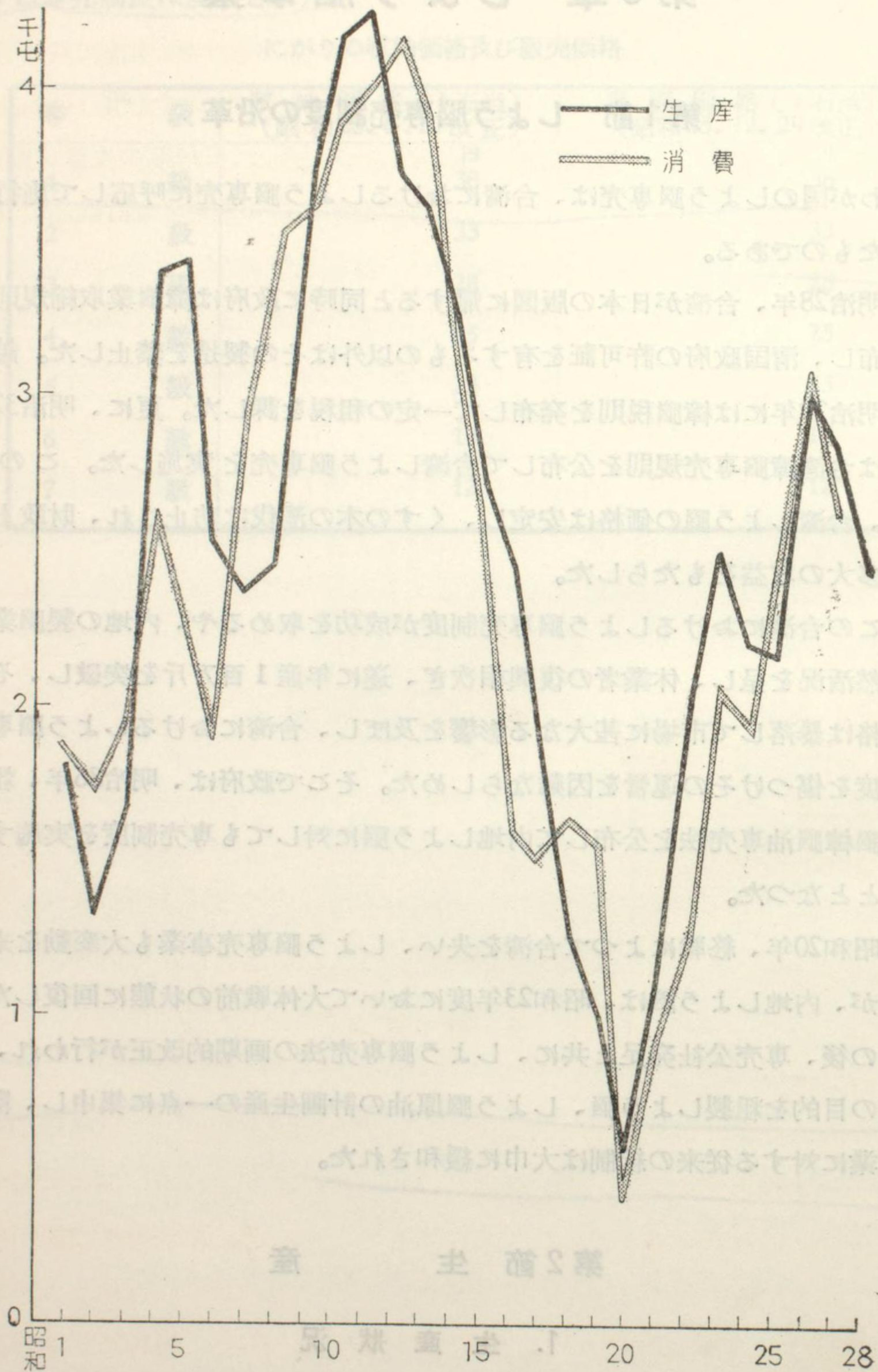
### 第2節 生産

#### 1. 生産状況

昭和28年度におけるしょう脳の製造予定数量は、前年度よりの繰越在庫



### しょう腦の生産及び消費



高及び製品の需給量等を検討し脳 1,400 トン、油 2,100 トン、計 3,500 トンと決定した。

本年度の生産状況は 1/4 期においては 878 トンと年間計画数量に対する遂行率は 24% を示し順調に推移したが 6 月より 7 月にわたつて九州、近畿地方しょう腦主産地において未曾有の水害があつたため、2/4 期の生産は 611 トンと異例な生産不振をみ、上半期の生産実績は 1,489 トンで計画に対する遂行率は 43% に過ぎなかつた。

水害に伴う復旧資材並びに労務雇傭量の増大は製腦原木及び製腦労務者賃金の高騰を招きひいては製腦収支の悪化となり、3/4 期においては例年の生産上昇期待を裏切り 792 トンに過ぎず、4/4 期においては 966 トンとその生産は上伸したが、年間実績は、脳 1,283 トン、油 1,964 トン、計 3,247 トンで計画量に対して 93% に止つた。なおこの収納代金は 559,967 千円であつた。

### 2. 製 造

粗製しょう腦、しょう腦原油の製造は公社から製造数量の割当を受けた者でなければ行ふ事ができない。

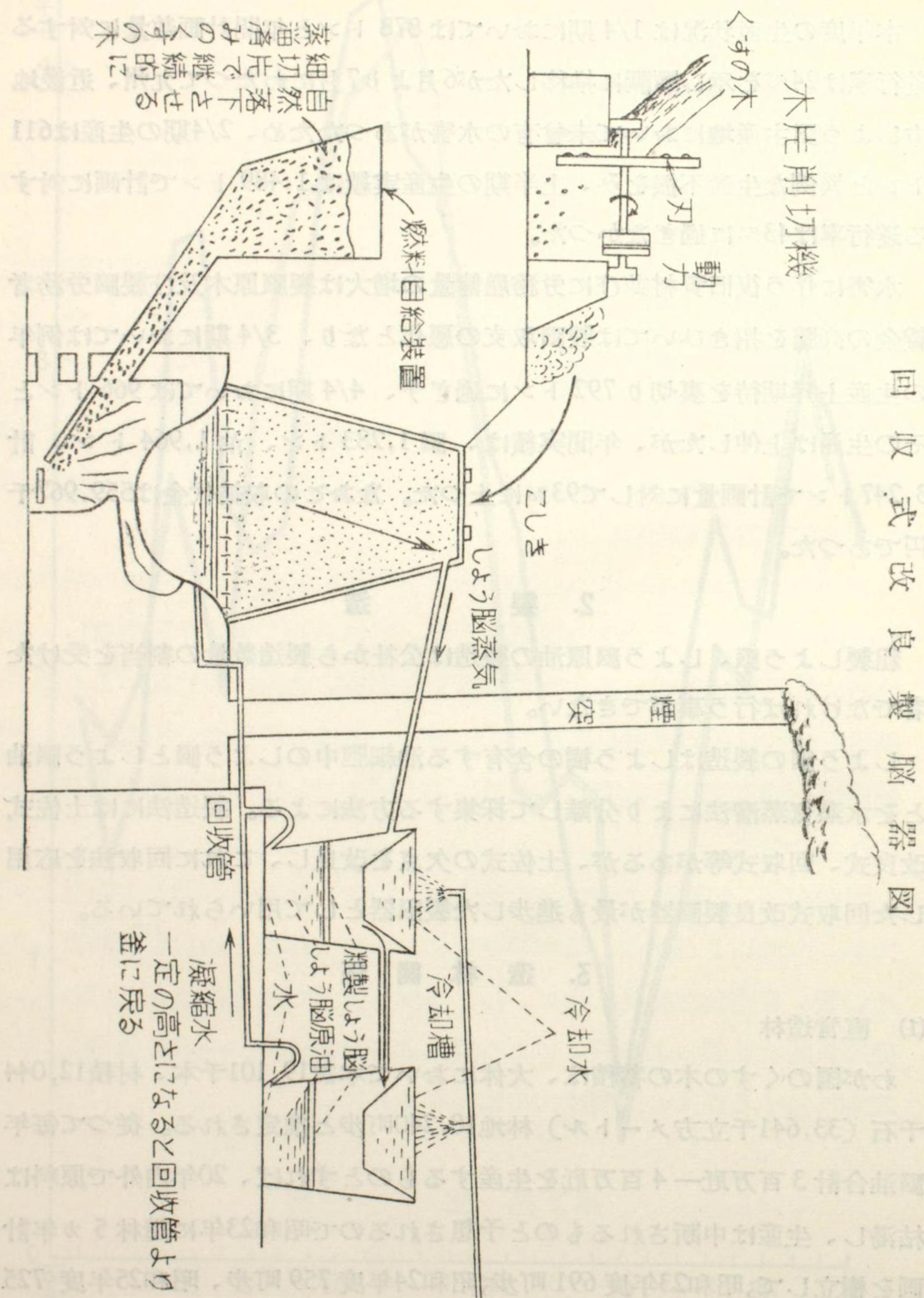
しょう腦の製造はしょう樹の含有する油細胞中のしょう腦としょう腦油とを水蒸気蒸溜法により分離して採集する方法による。製造法には土佐式改良式、回収式等があるが、土佐式の欠点を改良し、これに回収法を応用した回収式改良製腦器が最も進歩した製腦器として用いられている。

### 3. 造 林 関 係

#### (1) 直営造林

わが国のくすの木の蓄積は、大体において本数 19,101 千本、材積 12,044 千石 (33,641 千立方メートル) 林地 18,240 町歩と推定される。従つて毎年脳油合計 3 百万瓩—4 百万瓩を生産するものとすれば、20 年内外で原料は枯渇し、生産は中断されるものと予想されるので昭和 23 年に造林 5 カ年計画を樹立して、昭和 23 年度 691 町歩、昭和 24 年度 759 町歩、昭和 25 年度 725 町歩、昭和 26 年度 698 町歩、昭和 27 年度 671 町歩、昭和 28 年度は 305 町歩





の造林を完了した。

(2) くす苗木の養成及び民間無償交付

専売局におけるくす苗木の養成及び民間への無償交付の歴史は古く、大正12年から実施しており、造林と共にくす原木の保持に大きな役割を果たしている。

昭和28年度のくす山出苗生産は計画通り395万本の生産をあげ、その品位及び養成成績も向上している。生産された苗木は、1,020千本が直営造林に、2,930千本が民間造林の奨励にあてられた。従つて民間で約400町歩程度の造林が行われたものと推定される。なお、交付本数割合は九州58%、四国18%、本州24%である。

第3節 販売、輸出

1. 販売

政府は粗製しょう脳及びしょう脳原油の一手販売権を有しており、その実行機関である専売公社より販売した粗製しょう脳、しょう脳原油でなければ所有、所持、譲渡、消費、輸出を行うことができないのである。売捌人指定制度のないため、公社より直接、需要者に売渡すのであるが、小口需要者は、公社より買受けた者から、更に粗製しょう脳、しょう脳原油を買受けても差支えない。(第16表参照)

28年度における販売状況は、粗製しょう脳1,357トン、しょう脳原油2,702トン、計4,059トン、(売渡代金823,051千円)で前年度が市況不振を反映して売行渋滞を続けたのに対し好成績を取めた。特にしょう脳原油は前年度に対し25%(500トン)増となり、この為原油の過剰状態は一変し年度末在庫は販売操作に支障を来たす程度に減少した。

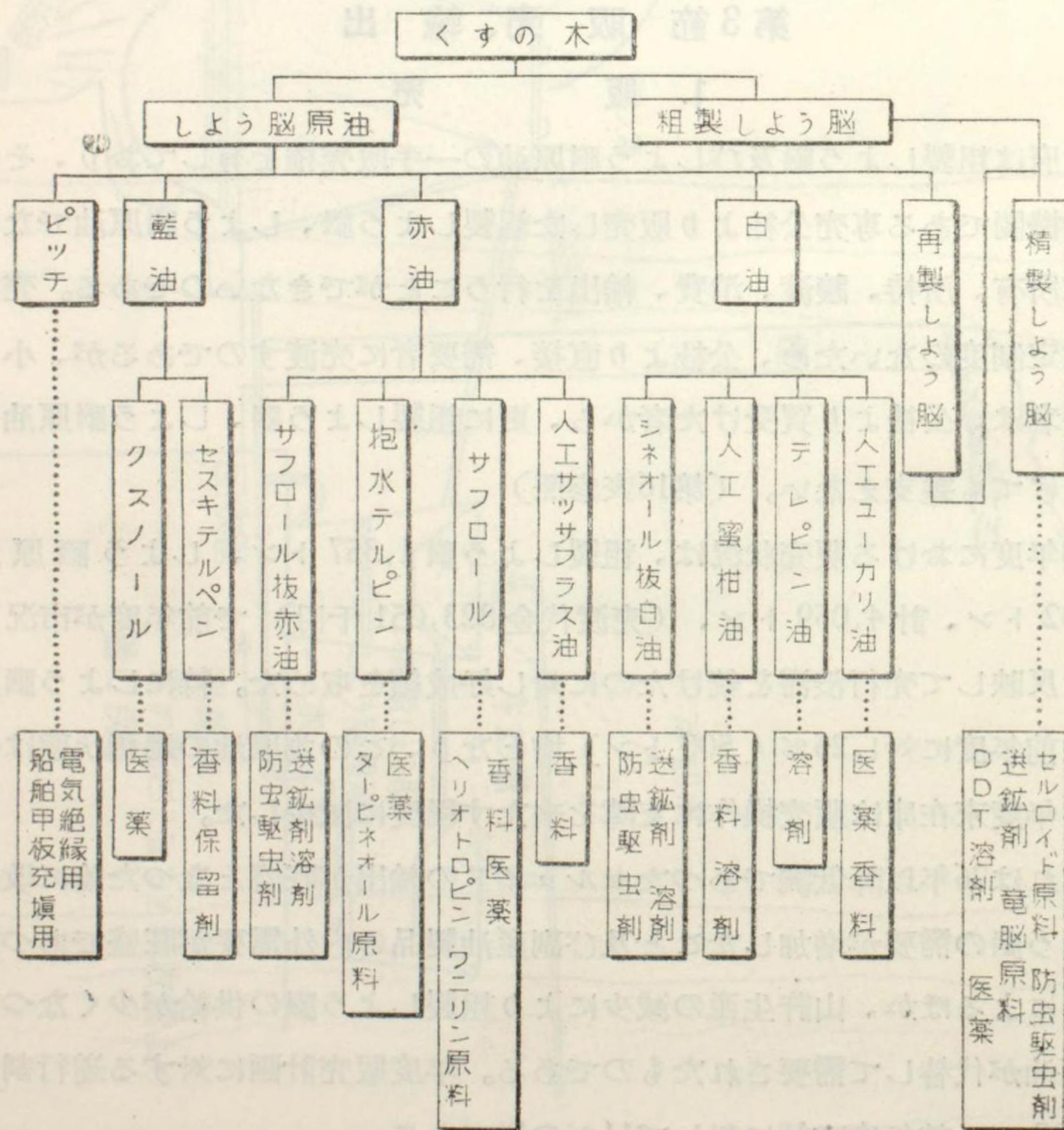
これは26年以降低調であつたセルロイドの輸出が旺盛となつた為に改正しょう脳の需要が増加したこと及び副産油製品の内外需要が旺盛であつたことによるほか、山許生産の減少により粗製しょう脳の供給が少なくなつた為原油が代替して需要されたものである。年度販売計画に対する遂行割合は107%、前年度実績に対して11%の増である。



## 2. 輸 出

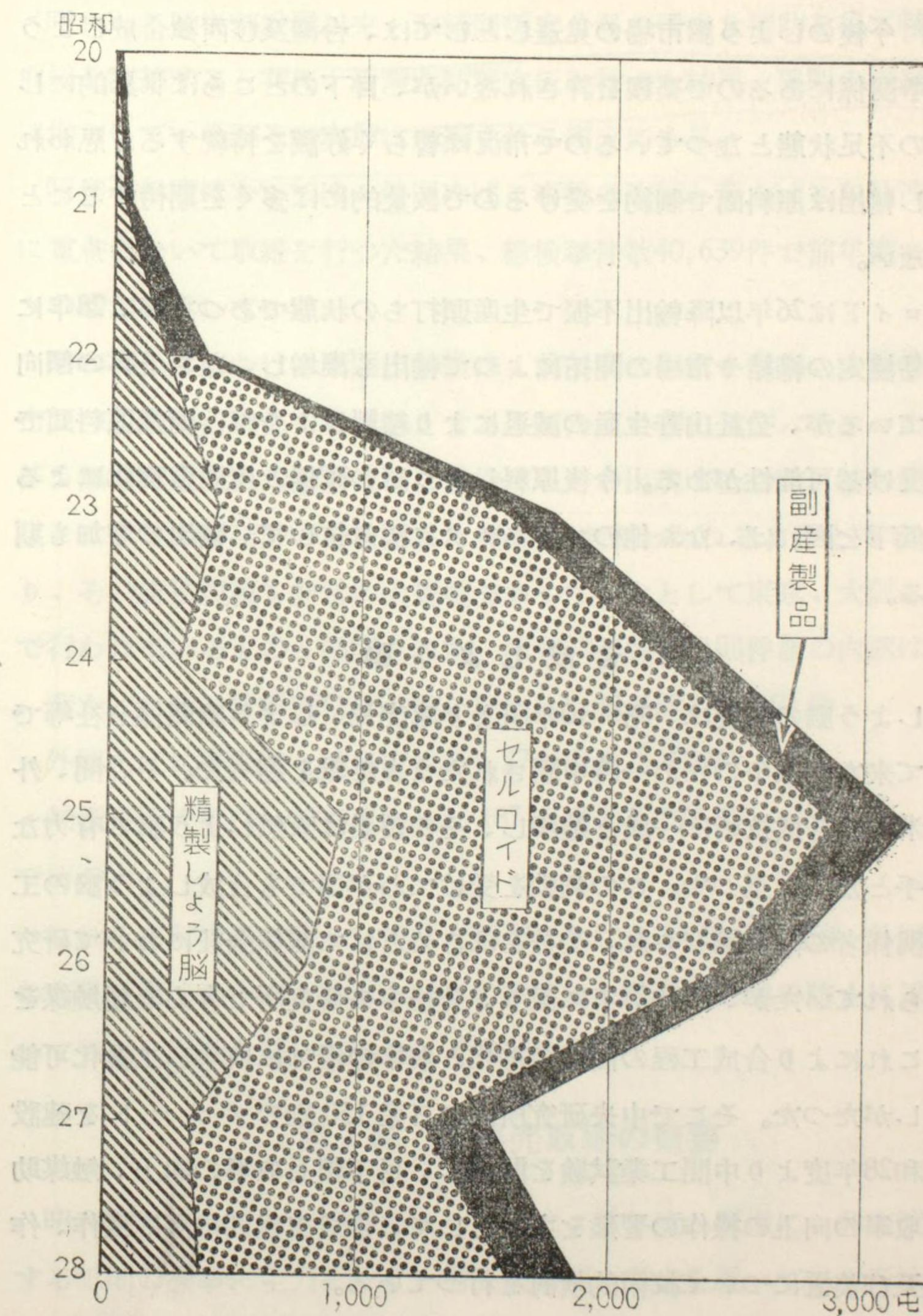
精製しよう腦の輸出は昭和27年から不振を續け、28年上半期は全く低調に終り、(前年上半期比58%減) 大手筋インド市場への輸出は皆無という状態であつたが、11月に輸出用価格が設定されてからやゝ伸びはじめ、価格も堅調となつて376トンと年間前年比8%の増加を示した。しかし下半期原料しよう腦が不足のためインドの大口需要に応ずることができず、小口或は協定のわくのある欧米、東亜方面に比重が傾いたのが特徴である。一方セルロイドは、アルゼンチンとの貿易協定に68万ドル生地輸出が織

しよう腦及びしよう腦油成生品並びに用途



込まれることもあつて輸出は徐々に増加し、生地、製品合せて1,717トンと前年比40%増となつた。

しよう腦関係品輸出高





特に生地輸出は前年の1.5倍に増加した。

副産油はサフロール（欧州）、ユーカリ油が著しく伸びサツサフラス油、拔赤（共に北米）は落ちたが総体的に前年度を上廻り、ストック増の悩みは解消された。

さらに今後のしよろ脳市場の見透しとしては、台湾及び西独合成しよろ脳が競争関係にあるので楽観を許されないが、目下のところは世界的にしよろ脳の不足状態となつているので市況は暫らく好調を持続すると思われ。然し輸出は原料面で制約を受けるので数量的には多くを期待することはできない。

セルロイドは26年以降輸出不振で生産頭打ちの状態であつたが、28年に入り貿易協定の締結や市場の開拓によつて輸出も漸増し、なお上昇の傾向を辿つていゝるが、公社山許生産の減退により精製しよろ脳と同様原料面で制約を受ける可能性がある。今後原料しよろ脳の確保と生産合理化によるコスト低下を図れば、なお他のプラスチックに対抗して、輸出の増加も期待できる。

### 3. 合成しよろ脳

合成しよろ脳の研究は、昭和10年頃より専売局、しよろ脳関係会社等で行われて来たが戦争のため一時中断されたまま終戦を迎えた。その間、外国特に米国の合成技術は一段と進歩し、その製品は天然しよろ脳の有力な競争相手となるに至つた。この刺戟を受けてわが国でも合成しよろ脳の工業化が関係者の間で論ぜられ、公社をはじめとして関係会社において研究が進められていたが、昭和27年に至り、公社中央研究所で有力な新触媒を発見、これにより合成工程の簡易短縮化と収率の増加に成功し工業化可能の見透しがたつた。そこで中央研究所内に日産150匁のプラントを建設し、昭和28年度より中間工業試験を開始し、目下製品収率の向上、触媒助剤の回収率の向上の操作の習熟を主眼として、合成工程別に反応機作、作業方法及び装置について技術的検討を行つていゝる。

## 第6章 専売取締

### 第1節 たばこ専売取締

昭和23年監視部設置以来、取締関係官公署の強力な援助を得て積極的に取締を実施すると共に、活潑な防犯宣伝を行つた結果、犯則の摘発件数では増加しているがその実態は圧縮される傾向にある。

昭和28年度においては、外国たばこ事犯の取締と葉たばこ収納洩れ防止に重点をおいて取締を行つた結果、総検挙件数40,639件で前年度に比し20%の増加を示している。

昭和28年度における犯則の特徴は、前年度に引続き東京、大阪等の大都市及び基地周辺の都市を中心とする外国たばこ事犯及びパチンコの隆盛に伴う無指定販売犯の激増並びに偽造ピースの出現であつた。特に密製造たばこはすこぶる巧妙で公社製品と殆んど判別しかねるようなものさえあり、その密造規模も非常に大規模であつて、主として東京、大阪、京都等で行われているものと推測された。昭和28年度の犯則件数の内訳は

葉たばこの消費隠匿犯は、前年度に比し32%減の4,060件

外国たばこ事犯は、前年度に比し27%増の25,609件

無指定販売犯は、前年度に比し187%増の7,071件

であつた。

これらに対する対策としては大都市におけるたばこ密製造、外国たばこの事犯と産地を中心としたたばこの横流し、消費隠匿犯の防止に重点を置いて犯則の絶滅を期している。（第18表参照）

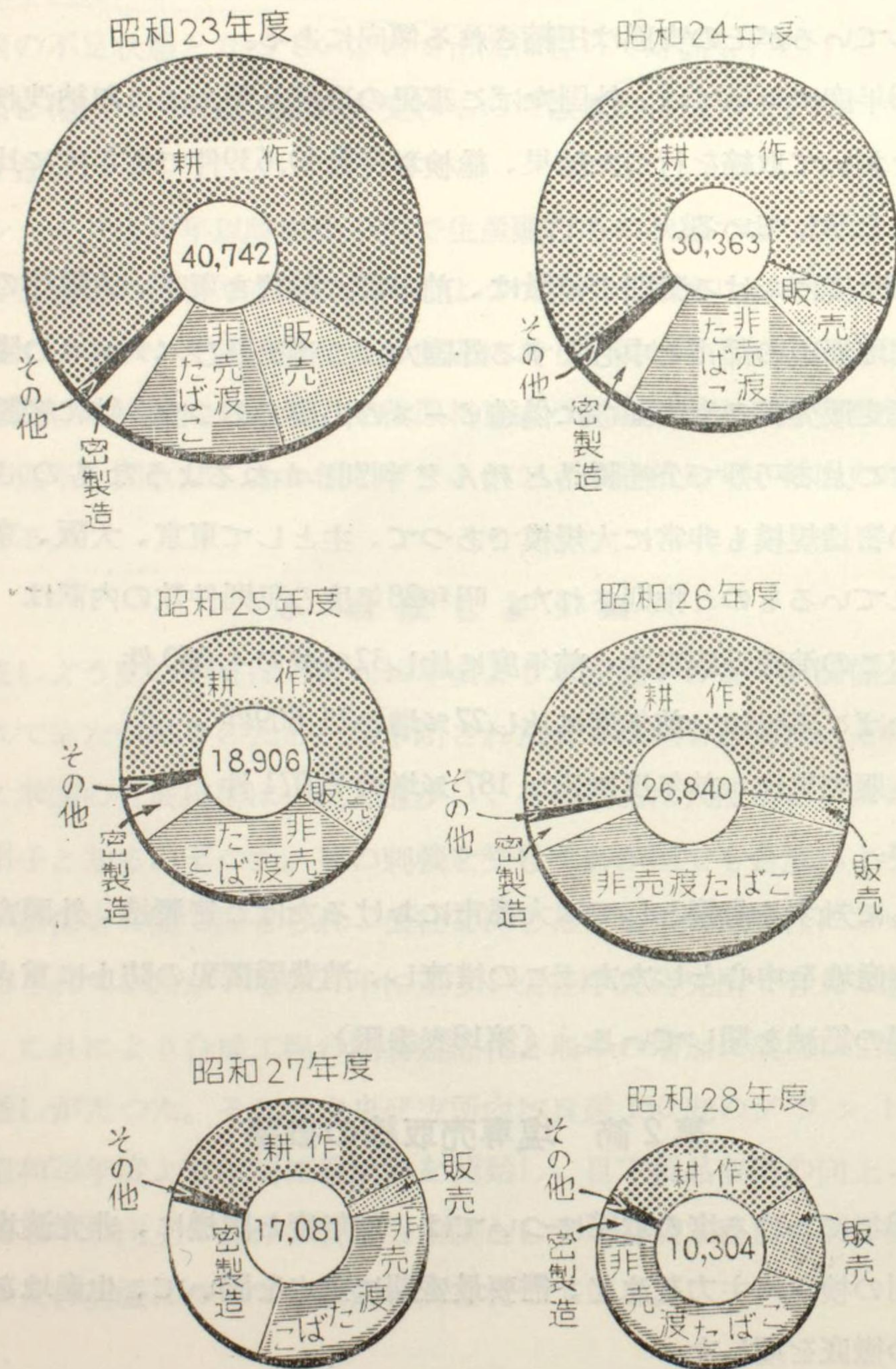
### 第2節 塩専売取締の概要

昭和28年における塩の取締については、前年度と同様に、非売渡塩に関する犯則の検挙に主力を注ぎ、需要最盛期に重点を置いて、生産地を中心に取締の徹底を期した。



塩の需給事情も国内塩の増産と輸入塩の順調な入津とにより、一応安定し、かつ、嚴重な取締と防犯宣伝の実施により犯則も漸減の傾向にある。しかし、犯則は、跡を絶たず、昭和28年度においては、総検挙件数 1,561 件、没収塩数量約26トンで、前年度に比し件数において5%、数量において52%の減少を示している。

たばこ専売法違反者犯則別人員



昭和28年度における犯則の特徴は、前年度と同様に別表の如く塩不法所有（所持、譲渡、譲受）犯及び塩密製造（再製）犯の検挙件数が著しく減少したことと、塩無指定販売犯の検挙件数が相当増加したことで、後者はやはり小びん入り食卓塩の無指定販売犯が増加したことに起因すると思われる。

なお、極めて最近の取締概要として昭和29年度上半期だけについていえば、別表の如く総検挙件数545件、没収塩数量約14トンで、前年度同期に比し、件数において40%、数量において2%の減少を示している。そして、その特徴は、塩密製造（再製）犯を除き前年度同期の犯則状況と反対の現象を呈し、別表の如く塩不法所有（所持、譲渡、譲受）犯がかなり増加し、塩無指定販売犯が著しく減少したことであり、前者は、仙台局管内において闇塩の横行が従来より激化したことに因り、後者は、昭和29年2月に開催された全国監視部長会議の際における「食卓塩の無指定販売行為に対する取締上の申し合せ」が徹底したことに起因すると思われる。

塩専売法違反者数

区分 年度	総件数		塩密製造 (再製)犯		塩無指定 販売犯		塩不法所有 (所持、譲 渡、譲受)犯		その他	
	件	噸	件	噸	件	噸	件	噸	件	噸
昭和27年度	1,649	54,944	57	3,603	539	8,451	842	42,889	211	0
昭和28年度	1,561	26,284	45	1,104	716	7,816	575	17,246	225	117
増減比	△ 88 5%	△ 28,660 52%	△ 12 21%	△ 2,499 69%	○ 177 33%	△ 635 8%	△ 267 32%	△ 25,643 60%	○ 14 7%	○ 117
28年度上半期	915	14,613	23	594	455	2,900	278	11,002	159	117
29年度上半期	545	14,360	18	3,405	160	2,038	320	8,867	47	0
増減比	△ 370 40%	△ 253 2%	△ 5 22%	○ 2,811 473%	△ 295 65%	△ 812 28%	○ 42 15%	△ 2,135 19%	△ 112 70%	△ 117

備考 ○印増 △印減



## 第7章 会計

### 第1節 会計制度の概要

公社の会計は、日本専売公社法の会計に関する条項、及び日本専売公社会計令並びにそれをうけて制定された会計規程、及び同施行細則に基礎をおいている。公社が独立した法人となるに伴つて、会計の面でも一般の企業会計と同様に発生主義の原則、複式簿記による整理、製造販売等の部門別原価計算等を取り入れる外、独立した監査部門による内部監査を実施している。これらは、いわば、会計の技術面であるが、事業損益の処分、資金の運用、資本金の増減等の財務活動の面では、一般企業のそれとは趣が著しく異つている。すなわち事業の公共的性格からして当然のことであるが、資本金は全額政府出資であり、増資及び減資を行う場合には大蔵大臣の認可を受けなければならない。また公社の純利益は、その大部分がたばこの消費税的な性格をもつもので、固定資産及び無形資産の増加額に相当する部分以外は、全額を国庫に納付することとなつている。事業資金の運用については、一般行政官庁と同じような予算制度の適用をうけ、予算に計上された範囲で事業資金を賄わなければならないが、事業活動に弾力性をもたせるために、予算の弾力性、予算の繰越、流用の制限、業務管理等については、一般官庁に比べて特異な制度をとつている。公社の会計は、この予算制度に附随して行われる官庁会計的な収支計算と、企業会計との調和を図るため、一部独特の手續をとつている。それによつて損益計算書、貸借対照表と共に収支予算の実績を調製し、決算表として政府及び国会に報告しているわけである。

### 第2節 昭和28年度決算の概要

昭和28年度の純利益及び専売納付金は次表の通りであつて、予定に対し

純利益で、5,672百万円の増加、専売納付金では8,764百万円の増加を示している。

昭和28年度純利益及び専売納付金等予定対決算比較表

区 分	決 算 額	予 定 額	対予定増△減
歳 入 額	233,809	232,011	1,797
歳 出 額	81,128	90,033	△ 8,904
差引歳入超過額	152,680	141,978	10,702
資 産 増 加 額	10,482	15,511	5,029
純 利 益	163,163	157,490	5,672
内 たばこ事業	160,767	157,000	3,767
塩 事 業	2,422	464	1,958
訳 しょう脳事業	△ 27	25	△ 53
固定資産及無形 資 産 増 加 額	3,940	7,032	△ 3,092
専 売 納 付 金	159,222	150,458	8,764

昭和28年度末における資産の総額は215,510百万円であるが、そのうち当座資産が135,778百万円(63%)、たな卸資産が59,620百万円(27.7%)、固定資産及び無形資産が20,111百万円(9.3%)を占めている。当座資産のうちでは予金現金が131,659百万円であつて、期末総資産の61%に相当するが、これは勿論国庫に納付されるものである。たな卸資産のうちでは葉たばこが45,826百万円(21.3%)を占めており前年度に比べると8,023百万円の増加となつている。固定資産及び無形資産は前年度と比較すると3,940百万円の増加となつている。

(註 公社では固定資産の再評価は実施していない。)

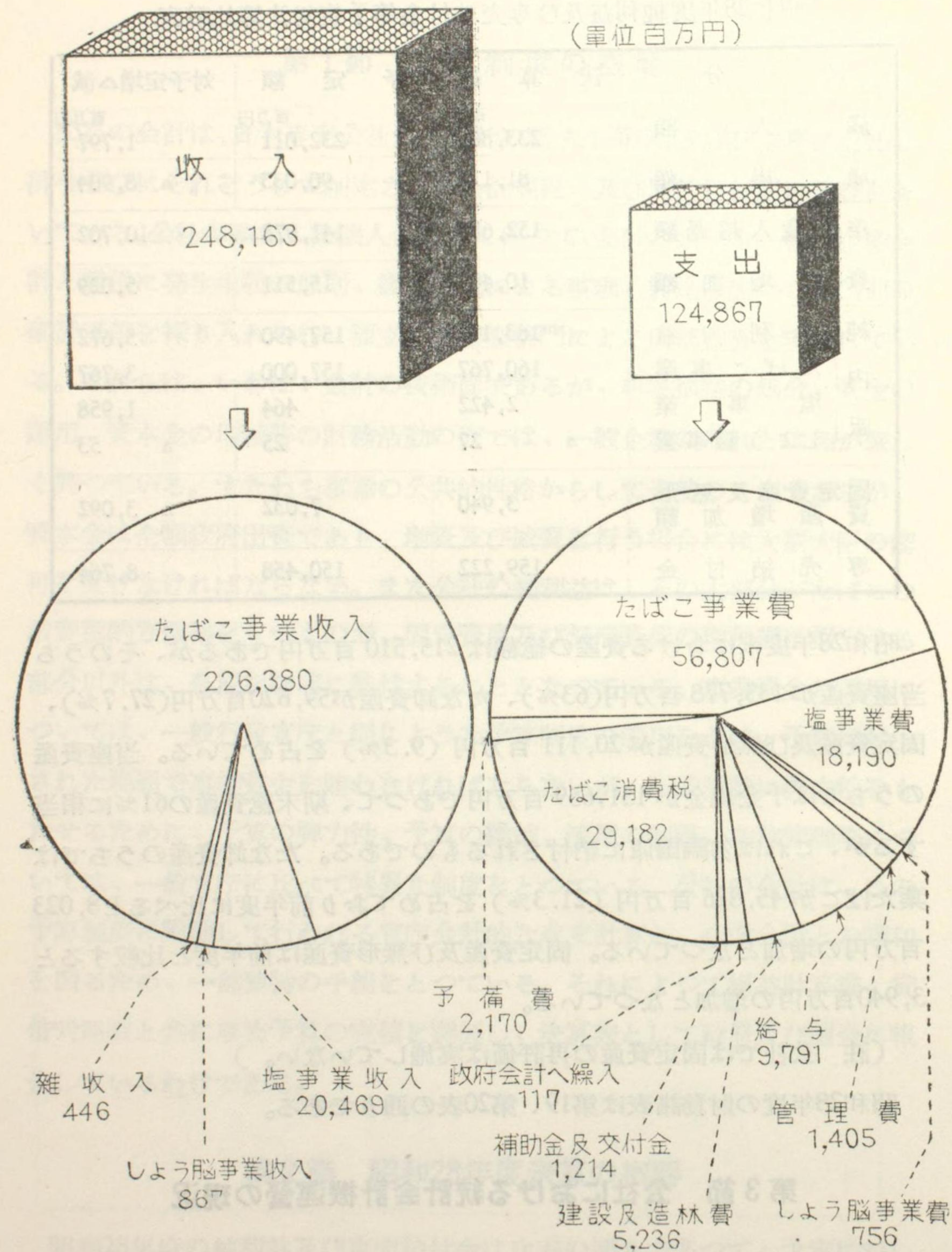
昭和28年度の財務諸表は第19、第20表の通りである。

### 第3節 公社における統計会計機運営の現況

今日、企業の組織が膨大、複雑となるに伴つて、事業活動及び財産変動



昭和29年度日本専売公社収入支出予算



の計数を迅速適確に把握し、これにより経営層が適切なコントロールを行うことが強く要求されているが、公社においてもこの要求に基き事務処理の機械化を推進し、その一環として所謂パンチカード・システムと呼ばれるレミントンランド式統計会計機の基本的な一組を備え、各種の統計会計的計算、並びに作表を行つている。現在行つているのは、たばこ販売原価計算、給与期報、塩在庫高調査、塩回送原簿、塩業経済調査、収入支出票関係統計並びに決算原価計算の資料作成等であるが、なお試験的段階に属するもの及び近く機械化すべく設計中のものもある。

上記にかかげた諸計算の集計方式を大別すると直接計算方式と間接計算方式となり、前者は一取引毎の原始伝票から直接カードに穿孔し、爾後一切の分類、計算、作表事務を機械に行わせる方式であり、パンチカード・システムにおいては最も能率的なものであり、収入支出票関係統計、塩業経済調査、給与期報等に適用されている。後者は一取引毎の伝票によらず日計、旬計、月計等ある程度分類、集計、作表事務を人手によつて行い、爾後の処理を機械に行わせるもので、遠隔地から資料を郵送する場合の費用の節減、事務量が膨大で、機械の能力が不十分な場合等に利用出来るが、又これ等の資料から各種の分析表を自由に作成出来る等積極的な利点もあり、たばこ販売原価計算、塩在庫高調査等、地方局分を本社で一括する場合に適用されている。

現在は機械設備の制約もあり、この両者を併用して全国集計と東京地区の計算を行つているが、機械設備の増加が可能ならば、ブロック別直接計算方式が最も合理的であるので、現在は東京ブロックに対する直接計算方式の試験も兼ね、各計算分野に対しても設計を進めている。



## 第8章 管 理

### 第1節 労 務 管 理

#### 1. 会社とその労務関係

新しい企業形態たる会社の性格は、当然社内における労務管理に著しくその影響を及ぼし、一般労務関係と異つた法的規制を受けている。会社の労務関係については、一方においては公務員労務関係と区別し、他方において私企業労務関係と区別して、特に公共企業体等労務関係法（昭和23. 12公布。以下「公労法」という。）及び同施行令を設けて別にこれを規律した。

その後公労法は、昭和24年3月、同24年6月、同25年5月、同27年7月にそれぞれ一部改正が行われた。現行の公労法の要点は次の通りである。

(1) 適用範囲は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社並びに郵政、林野、印刷造幣及びアルコールの5現業庁である。

(2) 調停委員会は、従来は国鉄調停委員会、専売調停委員会の二つが別々にあつたが、公労法適用事業が8事業になつたので8つの委員会を別々に置かないで、これを統一して公共企業体等調停委員会を設置した。その構成は公益代表、使用者代表、労務者代表それぞれ3名ずつで合計9名となつた。

(3) 団体交渉の範囲についての字句を整理すると共に「就業規則」を削除した。

この結果、現在の会社における労務関係の特質をあげれば、次の通りである。

#### (1) 団 結 権

会社職員の組合においては、クローズド・ショップ、ユニオン・ショップの制度は禁止され、オープン・ショップ制として職員は組合に加入し、

若しくは加入しないことができる（公労法第4条第1項）。また、会社の職員でなければその組合員になることはできない（公労法第4条第3項）。

#### (2) 団 体 交 渉 権

会社における団体交渉権は、交渉単位制の採用並びに交渉委員の最大限の数及びその機能が限定されている点（公労法第8条、第9条、第10条）に一般労務関係と異なる性格を有しているが、特に注目すべきは団体交渉の範囲であつて、会社の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができず（公労法第8条第1項）、公労法は賃金、労務時間及び休日等特に団体交渉をなし得るものを明記している（公労法第8条第2項）。

#### (3) 争 議 権

争議権は、団結権並びに団体交渉権と比較して、労務基本権のうち最も強力なもので労務者の伝家の宝刀ともいふべきものである。しかし、会社においては、その事業の公共性及び国家財政に及ぼす影響により、公務員労務関係と同じく争議権すなわち、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為を禁止している。更に、このような禁止された行為を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならず（公労法第17条第1項）、それに違反する行為をした職員は解雇されるのである（公労法第18条）。

#### 2. 労 務 協 約 及 び 協 定

会社は業務の合理的な運営と発展を図ることを目的として、労務協約及び協定を締結しているが、その主要なものの締結状況は次の通りである。

- (1) 団体交渉に関する労務協約（締結 昭和24年）
- (2) 勤務時間、休日及び休暇に関する労務協約（" 昭和25年）
- (3) 苦情処理に関する労務協約（" 昭和25年）
- (4) 退職に関する労務協約（" 昭和25年）
- (5) 業務災害補償に関する労務協約（" 昭和28年）
- (6) 葉たばこ再乾燥工場の二部作業に関する労務協約（" 昭和29年）
- (7) 特殊勤務手当支給に関する協定（" 昭和25年）



- (8) 休電の際の工場の勤務時間の振替についての協定（昭和27年）
- (9) 賃金の控除に関する協定（昭和28年）
- (10) 製塩工場、製塩試験場の交替勤務者の特殊勤務手当支払に関する協定（昭和29年）

上記の内で(3)については昭和27年1月及び昭和28年2月にそれぞれ改正されたが、その他については締結以来部分的に改訂を見たのみで大綱は変っていない。また、現在ではこれ等の労協約及び協定の大半は3カ月ごとに有効期間の延長を行つている。

(1)は団体交渉関係のみならず、調停及び仲裁申請の処理手続についても規定したものである。

(2)は賃金と共に労協約の中で最も重要な地位を占める勤務時間等について定めたものである。

(3)は職員の日常の作業条件より起る苦情の処理手続について定めたもので、三段階からなる苦情処理共同調整会議を設け、苦情解決に万全を期している。

(4)は専売公社の休職規定を更に具体化、明確化したものである。

(5)は労協約による補償を基礎としているが、年金に関する規定を設けたのが特徴である。

(6)は再乾燥工場勤務の職員（巡視及び季節作業員を除く）の二部作業実施に関するもので、対象が小範囲である点が特徴である。

(7)は大體公務員と同様の条件を協定化したものである。

(8)は一週間2回以上の休電日のある場合、実働一週間40時間を確保することを主体としている。

(9)は各地方局、工場において行うべき賃金控除のモデルを中央において定めたものである。

(10)は製塩工場、製塩試験場において三交替及び二交替勤務に従事する職員の特殊勤務手当支払についての協定であり、(6)と同様に対策が小範囲に限られ例外的なものである。

### 3. 労 働 組 合

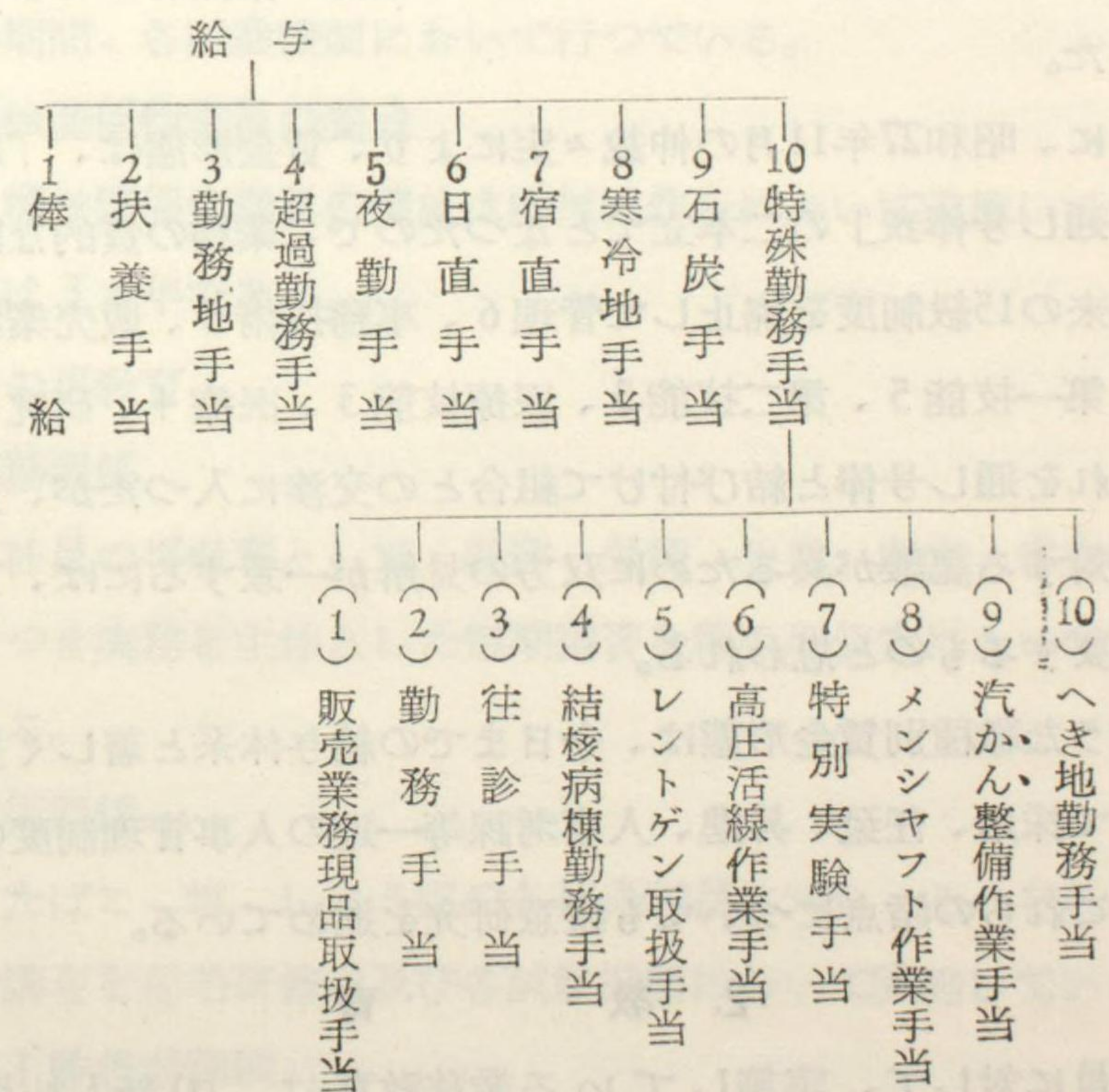
専売公社職員の労働組合は、昭和24年6月末、従来の全国専売局職員組合と全国専売局労働組合の二組合が合同して全専売労働組合の一単位として設立し、本部を東京都品川区大井立会川565番地に置き、現在は8地方会議、19地方部及び64支部で構成されている。

組合員数約36千人で日本労働組合総評議会に加盟している。公社発足以来中央及び地方において諸種の労働条件について団体交渉を行い、本部においては、前記の労働協約を締結している。

### 4. 給 與 の 状 況

専売公社の職員の給与は、日本専売公社法によつてその職務と責任に応じたものでなければならない旨規定されており、公社としても合理的な給与制度を実施すべく努力していたが、昭和27年11月の仲裁決定により、給与は通し号俸表及び職種別号俸表の二本によることとなつた。

公社発足以来制定された給与体系は次の通りである。





## 第2節 人事管理

### 1. 職階制度

人事管理の主眼は、公正適切なる人事行政の確立にある。云いかえれば任免、試験、教育訓練、給与等について具体的妥当な根基を持つことであり、したがって社員に与えられる職務の内容を分析し、その労働価値を判定しなければならない。このためには現在の職務の実態を把握し、分類し、系統立てて職階制度を確立する必要がある。

そこでこの目的を達成するために職階制度中央委員会が設けられた。この職階制度中央委員会では、現状の業務実態を調査し、職務遂行の過程に従つて業務を分析した結果「業務基準書」を作成し、職務の評価及び格付けを行つた。すなわち、職務調査の結果に基づいて公社における職務全般を管理、事務技術、販売業務、生産指導、第一技能、第二技能、医療技能、医療、研究等の職業に分類し、更に、これらの職掌の相対的価値を評価し、その分布状態を検討して、それぞれの職務の集団をつくり、これを群と名付けた。

しかるに、昭和27年11月の仲裁々定により、賃金形態は、「職種別号俸表」と「通し号俸表」の二本立てとなつたので、業務の質的な面に重点を置いて従来の15級制度を廃止して管理6、事務技術5、販売業務1、生産指導1、第一技能5、第二技能3、医療技能3、医療4、研究4の職群を設け、これを通し号俸と結び付けて組合との交渉に入つたが、賃金の基本的見解に対する認識が異なるために双方の見解が一致するには、なお、相当の日時を要するものと思われる。

このような職種別賃金形態は、今日までの給与体系と著しく異なるのでこれに伴つて採用、任免、昇進、人事考課等一連の人事管理制度の改正を要するためこれらの諸点についても鋭意研究を進めている。

### 2. 教 育

公社職員に対して、実施している業務教育は、(1)新入社員の教育、

(2)社員の養成教育、(3)社員の再教育、(4)TWI 監督者訓練に四大別される。

#### (1) 新入社員の教育

##### a. 一般職員

新入社員に対して10日ないし1カ月間社員として必要な業務教育を稲毛研修室又は地方局において行つている。

##### b. 作業員

工場における新採用作業員に対しては、基礎的技術を修得させるため、3カ月間学科及び実習について教育している。

#### (2) 社員の養成教育

##### a. 中堅事務職員の養成

中核となる事務職員の養成を目的とするもので稲毛研修室において開催し、期間は2カ月間である。

##### b. 技術職員の養成

たばこ、塩等の各専門技術職員の養成は、3カ月ないし7カ月の期間、各試験機関において行つている。

##### c. 機械関係作業員の養成

機械関係作業員の養成は機械製作所において実施している。期間は3カ年である。

#### (3) 社員の再教育

##### a. 事務関係

社員の再教育として、総務、労務、生産、販売、審査等の事務につき実務を主体とした短期講習を稲毛研修室において実施している。

##### b. 技術関係

たばこ、塩、しょう油の各技術職員に対し、それぞれの専門技術講習を稲毛研修室及び各試験機関において実施している。

#### (4) TWI 監督者訓練



工場における監督者の指導力向上を図るため、TWI方式による監督者訓練を全国たばこ工場で開催している。

(5) その他

a. 月例講座

主として工場において、毎月一回、月例講座として業務又は教養に関する講演その他を催して社員の教養の向上に資している。

d. 委託研修

部外において催される、統計、品質管理、市場調査等の有益な講習には出来るだけ参加することになっている。

### 第3節 厚生関係

#### 1. 厚生施設

診療施設としては、東京及び京都に本社直轄病院を、仙台、名古屋、金沢、広島、高松及び福岡に病床20の地方局病院を有している外、製造局所の全部及び本社中央研究所等43カ所に診療所を置き、主として社員及びその家族の診療及び予防衛生を担当している。

東京病院は内科、外科等10科を有する総合病院で普通病床101、結核病床70を有しているが、なお、28年度からの継続工事で延約2千坪の増改築工事を行っており、完成の時は普通病床230、結核病床120、計350床となる予定である。

京都病院は内科、外科等9科を有し病床は50であるが建物が古く、且つ狭いので本年度始めに東山方面に土地約6千坪を購入し、ここに延約2千坪、病床100、鉄筋コンクリート造地階共四階建の新築工事を開始することになっている。

その外、本年度の新規工事としては、郡山及び鹿児島へ病床20の地方局病院を新設することになっている。

なお、社員の宿舍難を打開し、かつ人事移動に支障の無いよう積極的に宿舍の買収、あるいは新築の方法によつて、可及的多数を収容すべく努力

中であるが、まだ充分とはいえない。

また、社員の適正な運動は、心身を健全ならしめ能率増進の根本となるので、その重要性にかんがみ運動施設の充実に努めつつある。

その他託児所の設置並びに拡充、図書購入、映写機の設備等によつて、一般的な厚生、教養水準の高揚、慰安娯楽の健全化を図りつつある。なお、作業の能率増進を期するため通勤用バスを全国工場に対し計49台を配車し、その外洗濯機械38台、パーマメント機15台を配置し福利厚生をはかつている。

#### 2. 共済組合

明治41年勅令第157号に基いて雇員以下の現業員の相互救済を図るために専売局共済組合を設立した。その後社会保険制度が制定又は拡充されたので、共済組合もこれに準じてその内容を整備拡充した。更に、昭和23年6月国家公務員共済組合法が公布せられた。

この組合法は、昭和24年6月専売局が公社に移行するに伴い、公社法第51条により、公社の役員及び職員にも準用される結果、専売局共済組合の名称を専売共済組合と改めて同一性をもつて存続することとなつた。なおアルコール専売事業特別会計に属する通商産業省職員も専売共済組合員とされている。

組合法に基く新組合は、法人格を与えられ、総裁が組合を代表し、かつその事業を執行し、諮問機関として運営審議会が設けられて組合員のうちからその委員が選ばれ、また事業を執行する基準として運営規則が制定せられた。

組合の給付は、短期給付として、保健給付、り災給付及び休業給付の3種、長期給付として退職給付、廃疾給付及び遺族給付の3種がある。組合の費用は、公社と組合員が負担しその割合は、短期給付については、それに要する費用の100分の50、長期給付については、100分の55をそれぞれ公社が負担し、残額を掛金として組合員が繰出する。その他、事務に要する費用及び給与ベースの改訂の都度既給年金者の年金額を増額する場合の



追加費用については全額を公社が負担する。掛金率は現在のところ、甲種組合員（恩給法の準用を受けない者をいう。）は俸給の千分の72、乙種組合員（恩給法の準用を受ける者をいう。）は千分の30である。

なお、給付の決定又は掛金の徴収について異議のある者は、審議会に再審査を請求することができる。

昭和28年度の事業概況は次の通りである。

#### (1) 組合員

組合員数は、前年度末に比し、1,430人を増加し、全員で42,856人である。その性別及び種別構成は、前年度末と変化なく、男女対比は、65:35、甲乙対比は、84:16である。

#### (2) 給付事業

短期給付額は、終戦後毎年著しい増加を示していたが、最近その騰勢が鈍化し、それぞれ前年度に比較し、昭和25年度は32%増、昭和26年度は21%増、昭和27年度は13%増、昭和28年度は12%増となり、組合財政上、やや資金に余裕を得る見込がついた。

短期給付費中、医療に関する給付費の占める割合をみると、昭和27年度が88%に対し、昭和28年度は85%である。

長期給付額は前年度に比し5%の増となつている。

公務災害給付は旧規則に基く年金の支給のみである。

#### (3) 貸付事業

組合は組合員の困窮を救済するため、月利5厘という低利で資金の貸出に依っている。

貸付金の種別はその貸付理由によつて、一般貸付、災害貸付、住宅貸付の三種に区分されている。貸付の総額は、昭和28年度末は一般貸付158百万円、災害貸付12百万円、住宅貸付73百万円に達し、組合員一人当たり貸付金は5,650円であり、前年度末対比17%増加している。

#### (4) 宿泊事業

組合は、組合員のためのリクリエーション施設として宿泊所の経営を行

つている。昭和28年度末現在開設されているものは、箱根、松山、鳴門、京都、岡山、飯坂の6カ所であり、建設中又は準備中のものは、東京、広島、名古屋、高崎、鹿児島、金沢の6カ所である。その現在までの投下資本は固定資産約40百万円、流動資産11百万円である。これらの宿泊所はいづれも景勝の地にあり、一泊（二食付、税込）400円ないし500円で組合員の利用に供されている。

なお、このほか、東京に遊学する組合員の子息のため東京都内に学生寮を経営して便宜を図っている。

#### (5) 資金の運用

組合は、年金事業を行つている関係上、将来の支払にあてるため、多額の準備金を保有しており、その運用は大蔵大臣の厳重な監督の下に確実に行われている。

昭和28年度末において、この資金は1,797百万円であり、その17%の277百万円が組合員のための宿泊、貸付事業に、12%の220百万円が諸種の有価証券に、50%の894百万円が諸種の信託に投資され平均利廻は年7分9厘となつている。

### 第4節 事務管理

公社の事務処理方式を合理、簡素化して事務能率の向上を図るため、昭和28年2月、本社に副総裁を委員長、各課長を委員とした事務能率改善委員会が設置され、この委員会において採り上げられた表題についてそれぞれ専門分科会を設け、公社事務の現状を分析調査し、改善案を作成している。そして、各分科会の作成した改善案は委員会及び役員会の議を経て逐次実施に移している。

既に製造たばこ販売事務については、昭和27年度から全面的に改善案を実施し、更に現在、葉たばこ生産、葉たばこ再乾燥及び会計のうち塩輸送並びに診療各事務の改善について専門分科会を設け、鋭意検討中である。

#### 1. 葉たばこ生産事務



昭和27年7月、東京地方局野田出張所において現状調査を行い、改善案を作成し、昭和28年産葉たばこの生産事務について東京、水戸両地方局から5支所を選定してテストを実施した。

この結果、改善案に修正を加えて第2次改善案を作成したが、これを直ちに全国的に実施することは、切換に際して混乱を生ずるおそれもあるので、本年度は全地方局からモデル支所132カ所を選定して、現在テストを実施中である。

このテストの状況を勘案し、更に修正を加え、昭和30年度からは諸規程類を改正して全面的に切換える予定である。

## 2. 葉たばこ再乾燥事務

葉たばこ再乾燥工場においては、作業期間中は業務が極端に繁忙となり、季節作業員に事務の補助を行わせているため、事務処理能力が低下している状態であるので、昭和29年6月の事務能率改善委員会で葉たばこ再乾燥事務を簡素合理化することが採り上げられ、これに基づいて6月下旬から約1カ月にわたって、平塚葉たばこ再乾燥工場をモデル工場に選定して現状分析調査を行った。

現状調査に当つては、符号法を用いて現状分析図を作成し、これに基づいて改善案を作成した。

改善案では、帳票の重複、不用項目を排除し、同性質の帳票や類似した帳票を整理統合して事務の簡素化を図ると共に、同一の作業や業務の結果はなるべく一表に集約して記載し、更に、事務又は業務の流れに応じて、同一の帳票を種々の事務分担者に記入させることにより帳票に機動性を与えて事務の能率増進を図つた。

この結果、改善案では現行125種（平塚葉たばこ再乾燥工場）の帳票を86種（68.8%）に減じて事務量を軽減すると共に、合理的な事務処理方式の確立によつて再乾燥事務は従来に比べ量的にも質的にも能率増進が期待できるものと思われる。

再乾燥事務の処理方式は、現在まで事務取扱規程としてまとまつたものがなかつたため、細部の点では各工場において、独自の事務処理を行っている現状であるので、これを標準化することが必要であり、また、作業期間中は季節作業員を事務補助員として使用しているため、事務処理上過誤や渋滞を生じるおそれもあるので、事務に不慣れな者でも容易に事務処理が行えるように実際の事務処理順序に基づいて記した事務手順書を作成した。

この改善案は、昭和29年10月から東京地方局平塚、千葉、岡山地方局倉敷、高松地方局高松及び鹿児島地方局鹿児島、加世田の各葉たばこ再乾燥工場においてテストを行い、このテスト状況に基づいて更に検討修正を加えた上、昭和30年産葉たばこの再乾燥作業から全面的に実施する予定である。

## 3. 会計事務

### (1) 塩輸送

会計事務改善調査の一部として作成された塩輸送事務改善案については、輸送の特性上、東京、岡山両地方局を発送関係の、またそれぞれの回送先各局所を受入関係のモデル局所として昭和29年2月からテストを開始した。

案にしたがい、現地においては新手続を行うと共に、第一線の現場の資料を本社へ引上げて統計会計機にかけ、迅速に経営資料の作成を開始した。

その後、各地の塩輸送の担当者の参加を得て、本社において改善案実施後の検討会を重ね、改善案を一部改正のうえ、昭和29年9月から国内塩の主産地であり、かつ最大の発送元である高松地方局をモデルに加え、テストを実施中である。

この改善案が完成された上は、支部局の経理部門で占める輸送課の輸送、出納、保管、物品会計の広範な業務の事務管理について、画期的な事務能率の向上が期待される。

### (2) 診療事務

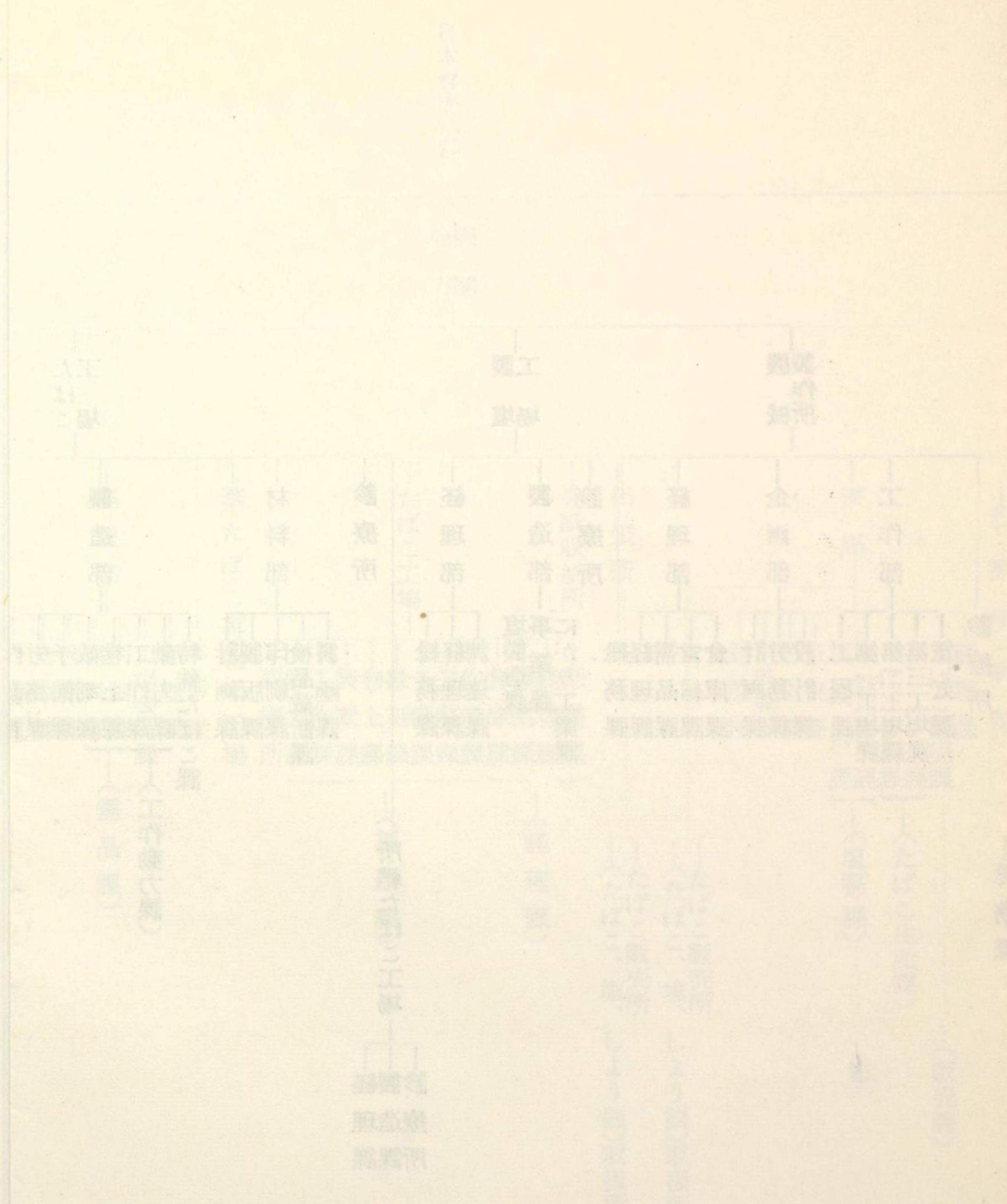


診療会計事務の合理化については、昭和29年4月事務能率改善委員会において会計事務改善調査の一環として採り上げられた。

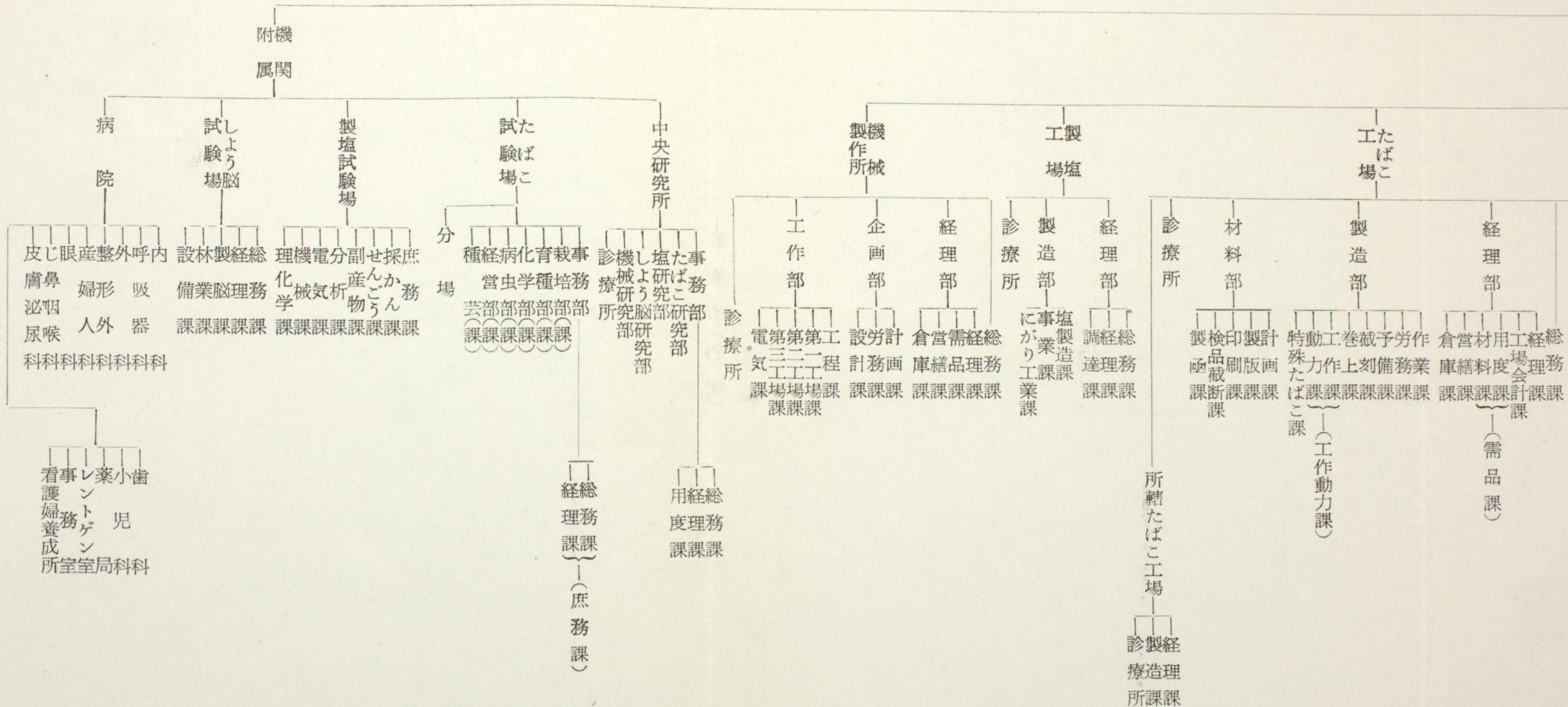
改善案を作成するに当つては、最近の病院経営が統一方式により計数的にその実体を把握する企業経営的な方向に進みつつあるすう勢にかんがみ、東京病院の現状分析を基に国立東京第一病院、新潟県立十日町病院等の経営方式を参考にしたが、その主な改善点は次のとおりである。

- (ア) 医療費計算の能率向上を図るため、病棟におけるすべての診療看護行為を発生したその都度、命令者又は実施者が確実に伝票として表示し、事務室においてこの伝票からその記録を最も適確に整理する。
- (イ) 病棟及び外来科備付の薬品、衛生材料等については原則として上記の伝票から計算した使用数量を補填する、いわゆる定量制を実施する。
- (ウ) 診療料金の適正化と共に病院経営の合理化をはかるため、医療原価の計算を行う。
- (エ) 月末における各種統計事務を簡素化するため統計会計機の利用を図る。

この改善案のうち、診療看護行為の伝票化及びこれに基く事務室の記録整理は昭和29年10月1日から内科病棟を対象としてテストを実施中であるが、このテスト状況を調査した結果に基づいて、更により良き改善案を作成し、遂次他病棟にもテストを実施する予定である。








務能率改善委員会に  
 。  
 一方式により計数的  
 るすう勢にかんが  
 瀧県立十日町病院等  
 おりである。  
 るすべての診療看護  
 実に伝票として表示  
 適確に整理する。  
 ては原則として上記  
 る定量制を実施す  
 かるため、医療原価  
 計会計機の利用を図  
 て基く事務室の記録  
 ストを実施中である  
 り良き改善案を作成



第1表 日本専売公社機構図









第2表 主要事務所工場等所在地一覧表

名称	所在地	電話番号
本社	東京都港区赤坂葵町2	赤坂(48)代表 8221 8321 8421
東京地方局	東京都品川区東品川5の72	大崎 (49) 7130—9
水戸地方局	水戸市川崎町374の1	水戸 2135—9
宇都宮地方局	宇都宮市陸町2314	宇都宮 5281—5
高崎地方局	高崎市高松町1	高崎 1840—4
郡山地方局	郡山市大堤4	郡山 93—6
仙台地方局	仙台市清水小路10	仙台 9101—8
札幌地方局	札幌市北四条西2の1の4	札幌 (3) 1167—9
名古屋地方局	名古屋市東区矢田町12の21	千種(73)2501—9
金沢地方局	金沢市長町川岸94	金沢 (3) 1141—9
大阪地方局	大阪市浪速区河原町2の1,458	戎 (64) 231—9
岡山地方局	岡山市下石井字桑35の369	岡山 8881—5
広島地方局	広島市皆実町2の323	広島 南(4) 3121—6
高松地方局	高松市朝日町483	高松 4471—6
徳島地方局	徳島市万代町3の5	徳島 2110—5
福岡地方局	福岡市字妙見680	福岡東(3) 5431—5 4931—5
熊本地方局	熊本市行幸町19	熊本 6010
鹿児島地方局	鹿児島市上荒田町352	鹿児島 4300
業平工場	東京都墨田区横川橋1の3	本所 (63) 3181—7
函館工場	函館市大川町42	函館 6145—6
上田工場	上田市大字小牧字鴨池番外225	上田 1210—3
京都工場	京都市下京区中堂寺命婦町1	壬生 (84) 6201—7
高槻工場	高槻市芥川24	高槻 501—3
熊本工場	熊本市大江町本554	熊本 6020—2



防府工場	防府市大字向島洗川1,713	防府 295—9
小名浜工場	磐城市字渚1	小名浜 601—4
機械製作所	東京都北区堀船町1の642	王子(91)2213—4
中央研究所	東京都品川区豊町2の1,390	荏原(03)121—3
秦野たばこ 試験場	神奈川県中郡東秦野村名古木23	秦野 13 368
水戸たばこ 試験場	茨城県久慈郡山田村大字松平	太田 318
宇都宮たばこ 試験場	栃木県下都賀郡桑村大字出井	小山 328
岡山たばこ 試験場	玉島市柏島	玉島 721—2
鹿児島たばこ 試験場	鹿児島県鹿児島郡谷山町大字福元高柳5,648	谷山 76 173
防府製塩 試験場	防府市大字田島字川添1,046	防府 80—1
小田原製塩 試験場	神奈川県足柄郡酒匂町	国府津 315
しょう脳 試験場	鹿児島市下伊敷町3,655	鹿児島 4330—1
東京病院	東京都港区芝赤羽町3	三田 (45) 8121—5
京都病院	京都市下京区唐橋羅城門町53	下 (5) 9021

第3表 専売納付金と財政

(単位百万円)

年 度	専売納付金 A	一般会計 歳入総額 B	$\frac{A}{B}$	租税収入 C	$\frac{A}{C}$
昭 5	198	1 597	12.4%	835	23.8%
6	190	1 531	12.4	736	25.9
7	178	2 045	8.7	696	25.6
8	179	2 332	7.7	749	23.9
9	193	2 247	8.6	843	22.8
10	198	2 259	8.7	926	21.3
11	215	2 372	9.1	1 052	20.5
12	258	2 914	8.8	1 432	18.0
13	261	3 595	7.3	1 984	13.2
14	320	4 970	6.4	2 495	12.8
15	352	6 445	5.5	3 653	9.6
16	415	8 602	4.8	4 257	9.7
17	562	9 192	6.1	6 634	8.5
18	1 072	14 010	7.7	8 455	12.6
19	1 180	21 040	5.6	11 183	10.6
20	912	23 487	3.9	10 152	9.0
21	7 326	118 899	6.1	29 464	24.9
22	41 703	214 467	19.4	146 396	28.5
23	100 125	508 038	19.7	340 973	29.4
24	117 894	758 612	15.5	509 169	23.2
25	113 822	716 793	15.8	447 180	25.5
26	118 838	895 483	13.3	593 503	20.0
27	133 719	1 078 805	12.4	695 236	19.2
28	159 223	1 027 250	15.5	739 551	21.5
29	152 527	999 879	15.3	790 370	19.8
(予)					

注 28年度のB, C及び29年度数字は予算額、29年度のAには、たばこ消費税を含む。



第4表 葉たばこ耕作面積，耕作人員

年度	合計		在来種	黄色種	パーレー種	ルスチカ
	耕作面積	耕作人員				
昭1	町 36 826	人 279 747	町 34 093	町 2 733	町 ...	町 ...
2	37 230	282 813	33 787	3 451	...	...
3	37 606	284 633	33 635	3 971	...	...
4	36 043	275 320	31 898	4 145	...	...
5	36 331	264 822	32 024	4 307	...	...
6	36 837	272 649	31 437	5 400	...	...
7	34 091	263 499	26 631	7 460	...	...
8	34 137	243 907	22 862	11 275	...	...
9	34 530	237 605	22 868	11 662	...	...
10	35 112	279 600	21 616	13 496	...	...
11	35 354	219 146	20 468	14 886	...	...
12	34 909	199 945	18 854	16 055	...	...
13	37 375	203 275	18 719	18 072	584	...
14	43 487	231 610	20 739	20 762	1 986	...
15	48 476	265 822	21 099	23 889	3 488	...
16	46 498	247 423	19 662	23 444	3 392	...
17	44 649	246 066	18 900	21 894	3 855	...
18	43 792	241 355	18 849	20 462	4 481	...
19	36 164	207 881	17 669	15 493	3 002	...
20	31 100	254 437	17 097	11 771	2 232	...
21	22 858	241 009	14 007	7 057	1 793	...
22	41 935	477 917	26 012	11 611	4 312	...
23	51 002	565 569	29 558	17 170	4 274	...
24	50 693	524 798	27 682	20 961	2 033	17
25	54 124	506 757	26 791	26 383	938	12
26	54 072	453 032	23 484	29 756	832	...
27	55 672	415 587	22 490	32 334	848	...
28	65 251	441 215	24 218	40 158	875	...
29	69 689	435 789	24 566	44 288	835	...

備考 昭21年以降は検査面積により試作を含む。

第5表 葉たばこ収納高

年度	種類	合計		在来種		黄色種		パーレー種	
		収納量	収納額	収納量	収納額	収納量	収納額	収納量	収納額
昭和1	...	63 453	50 900	59 003	(45 435)	4 450	(3 529)	...	...
2	...	67 347	51 124	60 509	46 243	6 437	4 881	...	...
3	...	63 542	49 445	56 334	43 681	7 207	5 764	...	...
4	...	61 744	47 382	54 616	41 859	7 127	5 523	...	...
5	...	67 767	47 053	60 035	41 242	7 730	5 811	...	...
6	...	68 361	40 373	58 451	34 003	9 900	6 365	...	...
7	...	60 605	34 024	49 870	26 989	10 735	7 035	...	...
8	...	65 540	39 158	48 273	26 501	18 267	12 657	...	...
9	...	65 976	39 636	45 734	24 527	20 242	15 159	...	...
10	...	64 529	40 336	41 265	22 580	23 263	17 756	...	...
11	...	60 489	38 443	33 038	(21 455)	22 391	(16 972)	...	...
12	...	63 936	46 832	35 534	(21 959)	28 402	(24 867)	...	...
13	...	62 589	57 633	32 145	(22 930)	29 549	(29 165)	...	...
14	...	85 528	85 833	43 055	(36 335)	38 816	(46 767)	...	...
15	...	96 450	103 593	44 295	(38 505)	45 607	(59 303)	...	...
16	...	82 893	113 162	36 020	(39 721)	40 510	(67 163)	...	...
17	...	84 216	122 491	39 455	50 236	36 104	63 787	...	...
18	...	84 245	130 336	39 653	52 990	35 355	63 218	...	...
19	...	64 650	136 718	33 433	62 443	26 441	63 183	...	...
20	...	36 177	153 979	20 453	79 452	13 561	72 154	...	...
21	...	28 124	833 037	18 896	558 982	6 867	269 956	...	...
22	...	58 002	12 605	37 919	2 174	739	1 209	...	...
23	...	99 004	60 635	60 867	6 858	598	8 333	...	...
24	...	84 807	50 135	53 943	6 440	830	5 837	...	...
25	...	98 125	44 521	43 112	6 053	954	8 972	...	...
26	...	95 676	20 759	44 521	7 837	409	8 595	...	...
27	...	95 520	24 453	43 730	8 875	612	15 120	...	...
28	...	101 706	27 880	42 358	9 274	541	122	...	...
29	...	...	...	...	...	...	...	...	...

(註) 本表は括弧分を除きすべて試作及等外分を含む。



第7表 たばこ小売人員

年次	小売人員	小売人1人当人口
昭5	189 518	337
6	190 446	341
7	187 156	352
8	188 321	355
9	188 804	359
10	187 991	365
11	188 320	370
12	184 866	379
13	185 607	380
14	186 084	380
15	185 873	384
16	183 299	391
17	174 790	414
18	167 454	438
19	121 213	609
20	109 358	660
21	107 932	702
22	108 964	717
23	114 990	696
24	120 064	681
25	127 161	654
26	131 060	646
27	135 490	634
28	138 756	639

第6表 品種別たばこ製造高

年度	種類	口付	両切	刻	手巻用刻	小計	葉巻	パイプ	カナカ	小計	総計
昭和1	17	406 351	8 670	474 23	719 350	49 796 175	2 100 420	...	...	16 803	49 812 978
2	18	493 666 10	135 201 23	352 761	51 981 628	51 981 628	1 1 940 930	...	...	15 527	51 997 155
3	19	760 501 11	981 308 23	849 471	55 591 281	55 591 281	1 1 679 650	...	...	13 437	55 604 715
4	20	323 851 13	209 322 23	182 706	55 715 880	55 715 880	1 1 623 645	...	...	12 989	55 728 869
5	17	241 097 15	105 744 24	73 403	55 420 244	55 420 244	1 1 603 785	...	...	12 830	56 433 074
6	14	250 568 17	339 612 24	091 335	55 681 515	55 681 515	1 004 955	...	...	8 040	55 689 555
7	11	243 984 19	900 797 23	962 628	55 107 409	55 107 409	666 060	...	...	5 328	55 112 737
8	10	888 677 22	250 281 23	887 574	57 026 532	57 026 532	2 060 435	...	...	16 483	57 043 016
9	12	477 853 26	698 939 22	441 924	60 618 716	60 618 716	2 600 760 23	748	...	44 554	60 663 270
10	11	970 556 27	067 329 20	418 979	59 456 864	59 456 864	2 731 760 16	260	...	38 114	59 494 978
11	11	100 331 29	512 055 21	069 977	61 682 363	61 682 363	1 841 385	9 108	...	23 839	61 706 202
12	10	599 575 31	967 048 21	388 424	63 955 047	63 955 047	1 231 435	5 592	...	15 443	63 970 400
13	11	361 728 34	513 979 19	767 345	65 643 052	65 643 052	1 340 565	5 296	...	16 024	65 659 076
14	13	964 421 39	114 472 18	120 320	71 199 213	71 199 213	323 350	...	...	2 587	71 201 800
15	13	985 674 42	048 472 20	461 109	76 495 255	76 495 255	427 150	5 462	...	8 880	76 504 135
16	13	848 995 45	856 374 20	125 265	79 830 634	79 830 634	804 515	5 940	...	12 376	79 843 010
17	13	842 042 47	021 080 20	177 072	81 040 194	81 040 194	1 203 215	2 894	20 900	12 834	81 053 028
18	13	725 361 47	447 956 19	966 866	81 140 183	81 140 183	1 201 955	...	179 900	12 317	81 152 500
19	9	113 354 35	978 439 17	948 464	63 280 720	63 280 720	420 800	...	...	3 366	63 284 086
20	1	698 832 13	481 908 12	870 289	7 637 812	7 637 812	4 125	...	...	33	35 688 874
21	1	422 901 15	298 843 14	496 650	16 218 454	16 218 454	94 810	7 020	...	758	46 437 606
22	22	758 564 18	343 302 13	706 162 14	47 689 670	47 689 670	150 075	...	...	8 221	47 697 891
23	23	851 044 33	999 774 12	411 507	55 205 070	55 205 070	101 515 10	111	...	10 923	55 215 993
24	24	880 933 57	514 749 11	120 950	70 781 244	70 781 244	205 125 43	903	...	45 544	70 826 788
25	25	500 013 64	000 516 10	361 941	74 862 443	74 862 443	188 700 41	473	...	42 983	74 905 426
26	26	352 542 74	678 607 10	446 990	85 478 138	85 478 138	63 935 9	204	...	9 715	85 487 853
27	27	604 203 81	628 508 8	137 141	90 369 852	90 369 852	165 890 56	115	...	57 442	90 427 294
28	28	732 116 89	343 668 7	012 638	97 088 422	97 088 422	376 160 42	348	...	45 357	97 133 779
29	29	880 000 94	900 000 000	6 200 000	...	101 980 000	370 000 60	000	...	62 960	102 042 960

(備考) 刻、手巻用刻、パイプたばこは1瓦を以て、葉巻は1ノ8本を以てカナカたばこは1ノ15本を以てそれぞれ1本に換算した。



第8表 品 種 別 製 造

年度	数				
	口 付	両 切	手巻用刻	刻	計
昭和 1	17 626 933	9 385 943	...	23 799 323	50 812 199
2	18 029 812	10 973 545	...	23 885 880	52 889 237
3	18 181 882	12 585 247	...	22 959 754	53 726 883
4	17 598 323	13 847 827	...	23 599 695	55 045 845
5	14 445 125	15 585 906	...	23 557 583	53 588 614
6	11 949 765	17 292 738	...	22 834 928	52 077 431
7	11 548 454	20 113 105	...	23 170 260	54 831 819
8	11 246 758	22 184 102	...	22 720 174	56 151 034
9	11 548 482	24 940 149	...	22 234 413	58 723 044
10	10 907 851	26 906 254	...	21 568 758	59 382 863
11	10 006 987	28 398 497	...	20 919 485	59 324 969
12	10 485 043	30 107 558	...	21 601 590	62 194 191
13	10 352 814	31 600 053	...	20 178 924	62 131 791
14	12 344 569	35 777 607	...	18 574 275	66 696 451
15	12 929 046	38 452 179	...	19 587 227	70 968 452
16	12 395 371	40 033 426	...	18 725 129	71 153 926
17	12 902 003	40 928 215	...	19 283 229	73 113 447
18	12 906 682	41 351 149	...	18 905 624	73 163 455
19	10 280 568	35 488 487	54 640	18 457 000	64 280 695
20	1 609 592	13 080 854	4 444 416	11 886 472	31 021 334
21	289 282	15 425 633	16 655 482	14 987 226	47 357 623
22	641 873	17 146 306	15 474 120	13 848 796	47 111 095
23	928 537	32 963 564	8 808 921	13 800 582	56 501 604
24	843 995	51 791 708	1 908 463	11 216 841	65 761 007
25	374 198	64 903 486	5 992	9 826 363	75 110 039
26	568 816	73 425 073	...	8 993 084	82 986 973
27	590 705	79 540 567	...	8 022 636	88 153 908
28	729 198	88 722 732	...	7 283 872	96 735 802

た ば こ 売 渡 高

特殊製品		輸 入 品			金 額
葉 巻	パイプ	紙 巻	パイプ	葉 巻	
千本	箱	千本	箱	千本	千円
1 835	...	192 189	192 590	374	263 106
1 641	...	173 682	8 366	763	271 805
1 666	...	185 514	7 736	779	277 489
1 803	...	217 548	8 224	891	278 852
1 125	...	169 641	6 851	448	262 028
983	...	126 372	6 663	418	255 800
1 396	...	168 607	7 203	431	261 616
2 580	...	104 726	5 758	476	268 998
2 264	16 486	137 096	6 607	531	288 762
1 979	11 203	93 490	4 543	502	295 674
1 501	8 544	70 645	4 216	426	313 022
1 223	6 564	47 997	3 922	461	353 851
740	3 637	21 484	2 103	361	362 317
1 028	4 309	2 227	615	212	431 228
1 597	4 778	...	...	223	510 809
643	4 861	...	...	162	571 211
1 100	5 912	...	...	...	775 648
992	387	...	...	407	1 272 784
981	...	...	...	1 110	1 472 493
41	...	...	...	7	1 127 294
2 681	...	...	...	...	8 763 865
165	5 863	53 721	...	...	45 141 583
62	6 627	371 281	219 646	2 645	113 013 474
112	27 218	117 416	18 050	5 110	154 239 354
222	26 186	20 411	2 466	1 644	144 126 513
153	42 749	91	2 300	757	163 589 590
164	43 623	36 282	3 994	20	189 215 649
344	51 476	63 650	2 371	139	212 331 921



第9表 製造たばこ一人当年間消費量

年 度	総 人 口	消 費 量	一人当消費量
			本
昭 5	千人 64 450	百万本 53 589	831
6	65 367	52 077	797
7	66 296	54 832	827
8	67 239	56 151	835
9	68 195	58 723	861
10	69 254	59 383	857
11	70 258	59 325	844
12	71 253	62 194	873
13	72 223	62 132	860
14	72 876	66 696	915
15	73 114	70 968	971
16	74 067	71 154	961
17	75 114	73 113	973
18	76 464	73 163	957
19	73 064	64 281	880
20	71 996	31 021	431
21	72 875	47 358	650
22	78 627	47 113	599
23	80 217	56 502	704
24	82 338	65 752	799
25	83 200	75 174	903
26	84 541	83 039	982
27	85 799	88 161	1 027
28	87 000	96 734	1 112

第10表 葉たばこ輸出入高

区 分 年 度	輸 出		輸 入	
	数 量	金 額	数 量	金 額
昭 1	9 926 040	3 068	450 005	7 872
2	1 130 618	625	6 039 030	9 762
3	3 058 114	1 255	6 196 643	9 708
4	1 409 565	890	5 967 218	7 972
5	1 863 851	1 843	6 584 610	7 747
6	1 429 148	1 248	4 696 156	4 190
7	1 418 880	798	5 459 250	7 425
8	1 179 861	850	6 025 020	7 030
9	3 770 092	2 087	6 588 926	11 122
10	6 020 546	3 694	5 435 061	10 018
11	10 244 732	5 719	3 988 120	6 100
12	3 575 350	2 647	1 499 032	2 311
13	5 867 927	4 627	1 356 815	1 639
14	7 676 050	7 990	105 840	91
15	6 870 725	11 564	...	...
16	4 827 964	10 517	228 660	228
17	5 924 817	17 358	2 538 840	2 804
18	5 173 120	15 107	2 635 955	1 461
19	3 003 862	90 671	230 000	189
20	305 204	9 488	...	...
21	...	...	...	...
22	698 500	32 418	...	...
23	7 000	769	...	...
24	9 620	2 442	910 733	116 424
25	511 660	149 532	661 523	94 162
26	728 674	168 042	1 674 934	725 118
27	1 159 436	274 286	12 508 784	5 803 170
28	483 113	103 796	8 689 960	4 227 338
29	2 000 000	540 770	5 530 000	2 663 710
(予)				

(註) 昭和20年以前は移出入を含む。



第11表 たばこ用巻紙の需給

年度	取 納 高		国内使用高		輸 出 高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
区分	千封度	千円	千封度	千円	千封度	千円
昭19	11 926	10 148	6 276	2 016	...	...
20	5 882	10 554	5 411	2 629	130	991
21	6 064	42 304	4 045	5 575	1 737	16 982
22	5 706	115 424	5 058	20 085	538	13 421
23	6 211	407 808	5 425	34 228	1 316	113 976
24	9 201	776 370	6 016	521 463	862	93 748
25	9 236	806 524	7 231	634 259	2 972	224 721
26	9 616	1 370 405	7 553	1 009 128	1 912	239 935
27	9 354	1 275 552	8 125	1 209 788	1 233	112 144
28	10 746	1 398 903	8 763	1 790 584	1 830	156 867
29 (予定)	11 456	580 530	9 823	1 368 197	1 633	212 333

(註) 昭29年度については11月以降公社を經由しない輸出分を除く。

第12表 塩 産 生 の 高

年 度	収 納 高	収 納 金 額	製造工場数	塩田面積 ヘクタール	従業員数	製塩者数
昭5	628	27 566	3 449	4 531	37 783	3 398
6	521	21 323	3 434	4 530	37 115	3 390
7	572	22 647	3 395	4 534	36 156	3 397
8	630	25 055	3 354	4 539	36 672	3 378
9	676	27 399	3 339	4 534	36 855	3 347
10	604	24 573	3 307	4 537	36 390	3 303
11	518	20 719	3 261	4 534	37 787	3 232
12	535	21 405	3 239	4 525	35 310	3 221
13	483	26 689	2 998	4 516	33 297	3 201
14	636	26 010	2 687	4 481	31 680	3 157
15	573	37 719	2 662	4 478	29 724	3 092
16	389	26 274	2 427	4 441	27 360	3 100
17	475	37 771	2 232	4 533	26 280	3 133
18	414	36 781	2 166	4 564	...	3 178
19	353	41 992	2 027	4 528	...	3 144
20	184	51 315	1 643	4 650	28 777	2 969
21	201	185 748	1 632	4 199	32 811	1 681
22	96	423 745	1 467	5 423	49 130	2 947
23	292	3 477 788	1 465	5 408	43 636	2 422
24	395	3 823 440	1 691	5 733	35 591	1 844
25	426	4 092 212	1 574	5 340	34 391	1 839
26	443	5 015 950	1 496	5 186	34 723	1 806
27	450	5 723 373	1 267	4 872	32 579	1 605
28	454	5 844 169	1 231	4 672	30 689	1 500

備考 本表収納高欄( )内は自給製塩売上数量を示し外書とする。製造工場数以下製塩者数までの数字は年度末現在



第 13 表 需 要

年 度	需 要					合 計
	一 般 用		特 別 用		合 計	
	数 量	構 成	数 量	構 成		
	屯 %	屯 %	屯 %	屯		
昭 1	747 720	87	112 032	13	859 752	
2	753 599	86	121 037	14	874 636	
3	742 501	82	159 164	18	901 665	
4	775 889	79	201 424	21	977 313	
5	733 972	78	209 509	22	943 481	
6	761 640	71	310 491	29	1 072 131	
7	750 043	62	454 472	38	1 204 515	
8	760 019	50	750 217	50	1 510 236	
9	781 545	43	1 047 547	57	1 829 092	
10	769 805	43	1 019 275	57	1 789 080	
11	797 028	42	1 117 030	58	1 914 108	
12	799 535	33	1 590 326	67	2 389 862	
13	847 473	40	1 228 612	60	2 076 085	
14	879 997	37	1 478 355	63	2 358 352	
15	956 462	42	1 299 980	58	2 256 442	
16	965 599	50	951 499	50	1 917 098	
17	1 023 209	55	827 745	45	1 850 954	
18	1 043 322	57	773 752	43	1 817 074	
19	803 138	60	525 333	40	1 328 471	
20	503 423	72	193 593	28	702 021	
21	499 139	82	108 038	18	607 227	
22	672 793	79	175 633	21	848 476	
23	1 047 101	70	429 201	30	1 476 302	
24	540 009	50	537 755	50	1 077 764	
25	806 781	52	747 226	48	1 554 007	
26	880 203	46	1 016 247	54	1 896 450	
27	914 550	51	871 282	49	1 785 832	
28	986 770	45	1 190 529	55	2 177 299	
29	1 059 600	44	1 367 800	56	1 427 400	
(予)						

需 給

年 度	供 給					合 計	在 庫
	国 内 生 産		輸 入		合 計		
	数 量	構 成	数 量	構 成			
	屯 %	屯 %	屯 %	屯			
昭 1	613 915	72	241 388	28	855 303	...	
2	618 942	72	240 120	28	859 062	...	
3	637 694	69	281 245	31	918 939	...	
4	643 948	77	335 497	23	979 445	...	
5	628 534	63	373 162	37	1 001 696	442 012	
6	521 126	53	454 170	47	975 396	367 435	
7	572 499	47	638 384	53	1 210 883	342 212	
8	630 706	41	925 632	59	1 556 348	384 963	
9	676 175	35	1 229 360	65	1 905 535	448 985	
10	604 321	34	1 183 589	66	1 787 910	437 838	
11	518 682	29	1 270 143	71	1 788 825	310 070	
12	535 640	24	1 742 407	76	2 278 047	124 384	
13	438 601	23	1 750 563	77	2 234 164	162 447	
14	636 337	26	1 857 616	74	2 493 953	213 318	
15	573 581	25	1 724 750	75	2 298 331	136 319	
16	389 441	20	1 505 526	80	1 894 967	88 969	
17	475 418	24	1 533 343	76	2 008 761	224 635	
18	414 606	23	1 410 190	77	1 824 796	185 797	
19	353 153	27	943 923	73	1 297 076	145 558	
20	184 294	29	457 019	71	641 313	70 850	
21	201 144	32	412 359	68	613 503	50 691	
22	96 844	11	896 427	89	993 271	155 135	
23	292 777	19	1 226 631	81	1 519 408	180 730	
24	395 964	20	1 575 437	80	1 971 401	1 018 212	
25	426 544	37	724 063	63	1 150 607	575 833	
26	443 162	20	1 801 454	80	2 244 616	886 622	
27	450 702	31	1 460 049	69	1 910 751	994 109	
28	454 620	25	1 373 614	75	1 828 234	614 453	
29	533 420	21	2 000 000	79	2 533 420	596 110	



第 14 表 盐 輸

年度別	總 計		近 海 塩	
	数 量	金 額	数 量	金 額
	屯	千円	屯	千円
昭 1	241 388	4 360	193 727	3 586
2	240 120	3 592	221 409	3 302
3	281 245	4 107	268 746	3 874
4	335 497	4 363	332 292	4 291
5	373 162	4 736	364 224	4 630
6	454 170	5 336	388 370	4 717
7	638 384	7 945	366 261	4 966
8	925 642	13 285	385 829	5 875
9	1 229 360	17 301	536 302	8 112
10	1 183 589	16 773	506 696	7 685
11	1 270 143	17 082	50 534	10 037
12	1 742 407	29 679	939 068	12 647
13	1 750 563	36 884	1 108 718	21 832
14	1 857 616	47 404	902 585	18 701
15	1 724 750	59 686	1 254 383	29 509
16	1 505 526	53 705	1 362 470	43 405
17	1 533 343	67 441	1 503 570	66 665
18	1 410 190	75 032	1 387 415	74 142
19	943 923	113 287	43 329	113 264
20	457 019	112 692	457 019	112 692
21	412 359	206 179	283 341	141 670
22	896 427	925 447	126 993	129 152
23	1 226 631	2 183 945	53 240	95 365
24	1 575 437	10 308 686	316 556	2 048 168
25	724 063	3 021 510	247 334	844 359
26	1 801 454	13 394 909	178 625	1 020 896
27	1 460 049	7 905 694	161 633	690 224
28	1 373 614	4 523 379	312 827	962 605

移 入 高

準 近 海 塩		遠 海 塩	
数 量	金 額	数 量	金 額
屯	千円	屯	千円
...	...	47 661	774
...	...	18 711	290
...	...	12 499	233
...	...	3 205	72
...	...	8 938	109
...	...	65 800	619
...	...	272 123	2 979
104 784	1 307	435 029	6 103
51 717	651	641 341	8 538
94 566	1 216	582 327	7 872
27 734	366	491 875	6 679
152 119	2 501	651 220	14 531
129 358	3 283	512 487	11 769
65 115	1 852	889 916	26 851
66 576	2 555	403 791	27 622
77 000	3 302	66 056	6 998
29 773	1 276	...	...
22 775	890	...	...
594	23	...	...
...	...	...	...
...	...	129 018	64 509
14 006	14 706	755 828	781 589
31 285	53 455	1 142 056	2 035 125
140 531	937 423	1 118 350	7 323 095
21 606	75 192	455 123	2 101 959
111 922	661 296	1 510 907	11 712 717
173 054	705 071	1 125 361	6 510 399
132 430	420 313	928 358	3 285 673



第15表 しょう腦の需給

(単位屯)

年度	供給(乙換算93%)			需 要 (乙換算93%)						供給過不足△
	生産	輸入	計	精製	セ ロ イ ド	フ イ ル ム	竜 腦	そ の 他	計	
昭5	2 363	1 055	3 418				2 296			1 122
6	1 512	1 032	2 544				1 896			648
7	1 355	1 032	2 387				2 982			△ 595
8	1 838	645	2 483				3 559			△ 1 076
9	2 403	1 355	3 758				3 632			126
10	3 012	1 183	4 195				3 890			305
11	3 074	1 183	4 257				4 013			244
12	2 560	1 183	3 743				4 170			△ 427
13	1 865	1 770	3 635				3 931			△ 296
14	1 358	1 921	3 279				3 223			56
15	1 602	1 146	2 748				2 685			63
16	1 680	806	2 486				1 603			883
17	1 426	484	1 910				1 529			381
18	926	338	1 264				1 661			△ 397
19	967	58	1 025				1 597			△ 572
20	573	...	573				435			138
21	1 010	...	1 010	252	500	11	45	186	994	16
22	2 028	...	2 028	487	613	13	38	146	1 297	731
23	2 510	...	2 510	902	823	49	50	273	2 097	413
24	2 213	...	2 213	493	1 292	42	12	109	1 948	265
25	2 173	...	2 173	1 000	1 365	83	44	103	2 595	△ 422
26	3 045	...	3 045	1 124	1 647	101	29	113	3 014	31
27	2 688	...	2 868	620	1 819	113	23	78	2 653	35
28	2 462	...	2 462	...	...	...	...	...	...	...

K 7662

第16表 しょう腦売渡高

年 月	粗製しょう腦		しょう腦原油	
	数 量	金 額	数 量	金 額
昭 11	3 808	7 179	2 729	2 426
22	1 242	102 826	...	...
23	2 003	500 651	...	...
24	1 383	343 911	1 339	214 189
25	1 792	417 420	1 636	261 763
26	1 797	455 247	2 022	351 263
27.4	111	29 970	128	23 606
5	166	44 712	82	14 186
6	142	38 286	130	22 455
7	167	45 171	225	38 925
8	116	31 320	268	46 364
9	92	24 840	125	21 625
10	116	31 374	225	38 925
11	125	33 723	180	31 140
12	89	24 057	233	40 309
28.1	115	31 050	180	31 155
2	126	34 020	186	32 178
3	112	30 240	207	35 811
27	1 477	398 763	2 169	376 679
28.4	109	29 430	210	36 330
5	104	28 107	180	31 140
6	135	36 450	195	33 735
7	97	24 959	235	40 707
8	106	27 389	243	42 039
9	116	31 153	239	41 312
10	89	22 810	260	44 980
11	102	26 951	225	38 925
12	116	28 682	250	43 250
29.1	135	34 701	210	36 330
2	116	28 773	230	39 790
3	147	36 185	225	38 925
28	1 358	355 588	2 702	476 463



第17表 しよう脳関係品輸出高

年 度	粗製しよう脳	製精しよう脳	セルロイド	フィルム	副産油	竜腦及び副産油製品	金 額
昭 11	1 284	1 640	7 000	39	605	184	30 337
12	986	1 083	7 500	34	770	337	33 472
13	425	1 137	4 500	110	614	339	24 504
14	595	1 615	4 500	138	214	549	29 170
15	405	989	4 500	110	374	504	32 102
16	81	656	2 000	144	182	180	19 392
17	30	351	1 100	68	...	80	13 761
18	...	412	600	19	...	154	9 294
19	...	256	100	...	...	58	4 450
20	...	11	...	...	...	1	498
21	...	45	...	...	...	20	2 367
22	...	207	139	...	...	52	139 567
23	...	416	1 135	...	...	192	1 298 902
24	...	270	1 956	...	...	206	2 211 033
25	...	904	1 944	...	...	277	1 750 587
26	...	795	1 618	...	...	211	1 791 265
27	...	348	925	...	...	269	1 104 126
28	...	376	1 235	...	...	273	1 392 885

第18表 たばこ専売法違反人員数

年 度	耕作に 関する もの	販売に 関する もの	非売渡製 造たばこ 同巻紙に 関するも の	たばこ密 造に 関するも の	製造たば こ密輸 入に 関するも の	その他	計
昭和 1	人 247	人 96	人 40	人 ...	人 51	人 6	人 440
2	294	49	36	1	25	27	436
3	175	74	28	...	34	19	330
4	158	78	40	...	18	16	310
5	116	69	17	...	10	10	222
6	129	25	8	...	20	17	199
7	166	32	6	...	6	8	218
8	193	30	4	...	7	12	246
9	190	28	12	4	13	2	249
10	140	26	7	...	10	...	183
11	122	15	7	...	10	14	168
12	53	11	9	...	3	2	78
13	23	10	4	...	3	...	40
14	71	70	38	...	118	11	308
15	56	47	20	...	67	21	211
16	22	23	8	...	39	18	110
17	13	24	3	...	9	2	51
23	28 964	4 000	6 080	1 605	...	93	40 742
24	19 604	2 302	6 909	1 434	2	112	30 363
25	10 612	1 366	5 909	971	...	48	18 906
26	15 154	1 121	9 343	1 178	...	44	26 840
27	7 142	920	8 262	685	1	71	17 081
28	2 849	1 436	5 678	327	2	12	10 304



第 19 表 昭和28年度日本専売公社貸借対照表 (昭和29年3月31日現在)

資 産 の 部		
I 当座資産		
1 予金現金		131,659,556,327.87
2 売掛金		4,067,516,365.00
3 未収金		51,915,349.00
当座資産合計		135,778,988,041.87
II たな卸資産		
1 たばこ及巻紙		50,656,288,300.18
2 塩及にがり		4,705,897,272.02
3 しょう脳及しょう脳原木		82,746,672.84
4 仕掛品		1,068,217,259.64
5 材料品		2,499,453,661.68
6 貯蔵品		607,477,065.57
たな卸資産合計		59,620,080,231.93
III 固定資産		
1 土地		1,355,851,013.65
2 立木		2,298,905.30
3 建物及構築物	9,654,511,176.00	
減価償却引当金	985,871,389.22	8,668,639,786.78
4 装置	3,506,423,375.75	
減価償却引当金	628,158,385.78	2,878,264,989.97
5 船舶	35,918,369.31	
減価償却引当金	12,882,260.63	22,036,108.68
6 機械	4,501,424,468.13	
減価償却引当金	675,798,353.21	3,825,626,114.92
7 器具及備品	947,085,502.25	
減価償却引当金	159,093,999.47	787,991,502.78
8 車両及運搬具	1,215,273,807.80	
減価償却引当金	329,576,843.53	885,696,964.27
9 建設仮勘定		1,303,283,174.38
10 造林仮勘定		177,884,869.34
固定資産合計		19,907,573,430.07
IV 無形資産		
1 地上権及び借地権		5,254,212.00
2 施設使用権		198,812,942.85
無形資産合計		204,067,154.85
資産合計		215,510,708,858.72

負 債 の 部

V 流動負債		
1 未払金		235,714,342.00
流動負債合計		235,714,342.00
VI 資本金		
1 資本金		23,259,792,077.322
2 利益積立金		28,852,172,496.908
資本金合計		52,111,964,574.23
VII 当期利益金		
当期純利益		163,163,029,942.49
資本及負債合計		215,510,708,858.72

第 20 表 昭和28年度総括損益計算書 (自昭和28年4月1日  
至昭和29年3月31日)

I 総売上高		
1 たばこ及巻紙売上高		213,151,437,874.80
2 塩及にがり売上高		19,523,985,254.00
3 しょう脳及しょう脳原木売上高		827,576,264.00
		233,502,999,392.80
II 売上原価		
1 たばこ及巻紙売上原価		44,540,624,752.23
2 塩及にがり売上原価		13,482,380,349.91
2 しょう脳及しょう脳原木売上原価		684,507,136.12
		58,707,512,238.26
売上総利益		174,795,487,154.54
III 一般管理及販売費		
1 給与	与	4,317,096,242.00
2 諸手当		70,670,447.49
3 表彰費		47,930,900.00
4 報償費		96,243,870.00
5 旅費		448,455,753.00
6 会議費		44,501,883.00
7 消耗品費		631,719,530.22
8 役務費		1,627,265,368.89
9 回送保管費		3,394,267,463.00



10 交際金	2,250,000.00	
11 賠償及償還金	33,802,772.00	
12 補償金及補填金	7,574,157.00	
13 専売共済組合負担金	167,800,201.17	
14 補助金及交付金	533,198,768.00	
15 政府会計へ繰入	109,044,536.00	
16 貯蔵品費	3,900,587.08	
17 減価償却費	335,888,568.08	11,871,611,046.93
營業利益		162,923,876,107.61
IV 營業外収益		
1 雑収入	306,354,207.31	
2 雑益	70,060,416.28	
3 減価償却引当金繰戻	66,251,128.09	442,665,751.68
当期総利益		163,366,541,859.29
V 營業外費用		
1 雑損	203,511,916.80	203,511,916.80
当期純利益		163,163,029,942.49
VI 当期利益金処分計算		
1 利益積立金		3,940,109,085.79
2 当期専売納付金		159,222,920,856.70





日本専売公社



348.4

N688s3



K0007662

